

# ジェンダーに基づく暴力撤廃に向けた 事業促進のための情報整備

## 報告書

2022年8月

独立行政法人  
国際協力機構（JICA）

EY 新日本有限責任監査法人

ガ平
JR
22-066

## 目次

1. 本調査の目的および方法 .....	7
1.1. 本調査の目的.....	7
1.2. 本調査の手法.....	7
2. GBV 課題の概要 .....	8
2.1. GBV の現状・形態・原因.....	8
2.2. GBV 撤廃に向けた国際的な枠組み .....	9
2.2.1. 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（CEDAW）（1979） .....	9
2.2.2. ウィーン宣言及び行動計画（1993）.....	10
2.2.3. 女性に対する暴力の撤廃に関する宣言（1993） .....	10
2.2.4. 「北京宣言」及び「行動綱領」（1995） .....	11
2.2.5. パレルモ議定書（2000） .....	11
2.2.6. 安保理決議第 1325 号（2000） .....	11
2.2.7. 人身取引及び他人の買春からの搾取の禁止に関する条約（1949）.....	12
2.2.8. ILO 条約第 190 号 暴力及びハラスメント条約（2019）.....	12
3. 世界における GBV 課題.....	12
3.1. 東南アジア地域.....	12
3.1.1. 東南アジア地域の GBV 課題の概要.....	12
3.1.2. GBV 撤廃に向けた東南アジア地域の枠組み .....	13
3.1.3. GBV 撤廃に向けた東南アジア地域の取り組みの現状と課題.....	15
3.1.4. 東南アジア地域の主要開発パートナーおよび NGO 等の支援動向.....	19
3.2. 太平洋地域 .....	20
3.2.1. 太平洋地域の GBV 課題の概要 .....	20
3.2.2. GBV 撤廃に向けた太平洋地域の枠組み .....	21
3.2.3. GBV 撤廃に向けた太平洋地域の取り組みの現状と課題.....	22
3.2.4. 太平洋地域の主要開発パートナーおよび NGO 等の支援動向.....	25
3.3. 中央アジア地域.....	27
3.3.1. 中央アジア地域の GBV 課題の概要.....	27
3.3.2. GBV 撤廃に向けた中央アジア地域の取り組みの現状と課題.....	28
3.3.3. 主要開発パートナーおよび NGO 等の支援動向.....	33

3.4.	南アジア地域.....	36
3.4.1.	南アジア地域の GBV 課題の概要 .....	36
3.4.2.	GBV 撤廃に向けた南アジア地域の取り組みの現状と課題 .....	37
3.4.3.	南アジア地域の主要開発パートナーおよび NGO 等の支援動向 .....	43
3.5.	中南米地域 .....	45
3.5.1.	中南米地域の GBV 課題の概要 .....	45
3.5.2.	GBV 撤廃に向けた中南米地域の枠組み .....	46
3.5.3.	GBV 撤廃に向けた中南米地域の取り組みの現状と課題 .....	48
3.5.4.	主要開発パートナーおよび NGO 等の支援動向 .....	51
3.6.	アフリカ地域.....	53
3.6.1.	アフリカ地域の GBV 課題の概要 .....	53
3.6.2.	GBV 撤廃に向けたアフリカ地域の枠組み.....	54
3.6.3.	GBV 撤廃に向けたアフリカ地域の取り組みの現状と課題 .....	58
3.6.4.	アフリカ地域の主要開発パートナーおよび NGO 等の支援動向 .....	63
3.7.	中東地域.....	65
3.7.1.	中東地域の GBV 課題の概要.....	65
3.7.2.	GBV 撤廃に向けた中東地域の枠組み .....	65
3.7.3.	GBV 撤廃に向けた中東地域の取り組みの現状と課題 .....	66
3.7.4.	中東地域の主要開発パートナーおよび NGO 等の支援動向.....	72
4.	日本における GBV の状況と撤廃に向けた政策・制度と取組及び課題.....	76
4.1.	GBV の撤廃に向けた、政策・制度の整備状況（国際的・地域的な条約やイニシアティブへの参加状況、行動計画の策定状況等） .....	76
4.2.	日本における GBV の実態.....	78
4.2.1.	ドメスティック・バイオレンス（DV） .....	78
4.2.2.	強姦性交等や強制わいせつ（刑法上の定義は後述） .....	79
4.2.3.	女性に対するハラスメント .....	80
4.2.4.	デジタル性暴力・若年女性の性的搾取.....	81
4.3.	GBV の撤廃に向けた、法整備状況、法改正・女性支援法への動き .....	82
4.3.1.	売春防止法（1956）.....	82
4.3.2.	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）（1999）.....	83

4.3.3.	ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）（2000）.....	83
4.3.4.	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）（2002）...	84
4.3.5.	私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ防止法）（2014）.....	85
4.3.6.	人身取引対策行動計画（2014）.....	86
4.3.7.	強制性交等罪（2017）.....	86
4.3.8.	女性自立支援法（仮称）制定に向けた動き.....	87
4.4.	公的機関の支援状況.....	87
4.5.	民間団体の支援状況.....	88
4.5.1.	被害者保護.....	88
4.5.2.	被害者自立支援.....	89
4.5.3.	暴力防止.....	89
4.5.4.	加害者更生.....	89
4.5.5.	支援者養成プログラムの資格化に向けた取り組み.....	90
5.	日本の地方自治体や民間団体の取組事例.....	90
5.1.	女性ネット Saya・Saya.....	90
5.2.	江戸川区児童相談所 はあとポート.....	91
5.3.	パープルネットさいたま.....	92
5.4.	久留米男女共同参画センター.....	93
5.5.	久留米警察署.....	94
5.6.	女のスペース・おん.....	95
5.7.	ゆいネット北海道.....	96
5.8.	Aware（アウェア）.....	97
5.9.	ながさき DV 加害者更生プログラム研究会.....	98
5.10.	札幌法務局人権擁護部.....	99
5.11.	ちゃぶ台返し女子アクション！.....	99
5.12.	性暴力救援センター・大阪 SACHICO.....	100
5.13.	千葉性暴力被害支援センターちさと.....	101
5.14.	一般社団法人 Spring.....	102
5.15.	フラワーデモ.....	103
Annex	インタビュー調査先.....	105

略語	英語名または仏語名	和名・和訳
ACTED	Agency for Technical Cooperation and Development	アクテッド
ACWC	ASEAN Commission on the Promotion and Protection of the Rights of Women	アセアン女性の権利の促進と保護に関する委員会
APSA	African Peace and Security Architecture	アフリカ平和安全保障アーキテクチャー
APWW	Asia Pacific Women's Watch	アジア・パシフィック地域における女性団体ネットワーク
ASEAN	Association of Southeast Asian Nations	東南アジア諸国連合
AU	African Union	アフリカ連合
BRAC	Building Resources Across Communities (before: Bangladesh Rural Advancement Committee)	地域を超えたリソース構築（前： Bangladesh Rural Advancement Committee）
CEDAW	Convention of Elimination of All Forms of Discrimination against Women	女性差別撤廃条約
COVID-19	Coronavirus disease 2019	新型コロナウイルス
DV	Domestic Violence	親密なパートナー間の暴力およびその他の家族・親戚関係における暴力
DFID	Department of International Development	英国国際開発省
EAC	East African Community	東アフリカ共同体
ECLAC	Economic Commission for Latin America and the Caribbean	国際連合ラテンアメリカ・カリブ経済委員会
ECOWAS	Economic Community of West African States	西アフリカ諸国経済共同体
EMERGE	Empowering Men to Engage and Redefine Gender Equality	男性の意識・行動の変容を促すプログラム
EU	European Union	欧州連合
FAO	Food and Agriculture Organization of the United Nations	国連食糧農業機関
FCDO	Foreign, Commonwealth and Development Office	イギリス外務・英連邦・開発省
FGM	Female Genital Mutilation	女性性器切除
GBV	Gender Based Violence	ジェンダーに基づく暴力
GBVIMS	Gender-based Violence Information Management System	GBV 情報管理システム
GSO	General Statistics Office (Vietnam)	ベトナム統計局
HIV/AIDS	Human Immunodeficiency Virus/ Acquired Immunodeficiency Syndrome	ヒト免疫不全ウイルス・後天性免疫不全症候群
ICAAD	International Center for Advocates Against Discrimination	反差別国際支援センター
ICGLR	International Conference on the Great Lake Region	アフリカ大湖沼地域国際会議
IDEVAW	International Day for the Elimination of Violence against Women	女性に対する暴力撤廃の国際デー
IGAD	Intergovernmental Authority on Development	政府間開発機構
ILO	International Labor Organization	国際労働機関
INAM	Instituto Nacional de la Mujer (Honduras)	国立女性会館
IOM	International Organization for Immigration	国際移住機関

IPV	Intimate Partner Violence	親密なパートナーからの暴力（パートナー間暴力）
ISIS	Islamic State of Iraq and Syria	アイシス
JICA	Japan International Cooperation Agency	独立行政法人国際協力機構
JSS	Junior Support Service	少年サポートサービス
LTTE	Liberation Tigers of Tamil Eelam	タミル・イーラム解放のトラ
MENA	Middle East and North Africa	中近東・北アフリカ地域
MESECVI	Inter-American Convention on the Prevention, Punishment and Eradication of Violence Against Women, Belém do Pará Convention	女性に対する暴力の防止、処罰及び根絶に関する米州機構条約（ベレン・ド・バラ条約）
MSPVAW	Multisectoral Program on Violence against Women	女性に対する暴力に関する多角的プログラム
NAP	National Action Plan	国別行動計画
NATO	North Atlantic Treaty Organization	北大西洋条約機構
NGEP	National Gender Equality Policy	ジェンダー平等国家政策
NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織
NSDV	National Study on Domestic Violence against Women in Vietnam	ベトナムにおける女性に対する DV に関する全国調査
OAS	Organization of American States	米州機構
OCR	Office of the Children's Registry	児童登録局
OHCHR	Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights	国連人権高等弁務官事務所
OSCE	Organization for Security and Co-operation in Europe	欧州安全保障協力機構
PKO	Peace Keeping Operation	平和維持活動
PTSD	Post-Traumatic Stress Disorder	心的外傷後ストレス障害
RRP	Respectful Relationship Program	尊重しあえる関係のためのプログラム
SACHICO	Sexual Assault Crisis Healing Intervention Center Osaka	特定非営利活動法人性暴力救援センター・大阪
SACRACH	Sexual Assault Crisis Relief Assist Center Hokkaido	性暴力被害者支援センター北海道さくらこ
SANET	Sexual Assault Nurse Evidence Taker	性暴力被害者証拠採取看護職
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
SEF	Small Enterprise Foundation	財団法人中小企業振興財団
SGBV	Sexual and Gender Based Violence	性とジェンダーに基づく暴力
SNS	Social Networking Service	ソーシャル・ネットワーキング・サービス
UN Women	United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women	ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
UNESCO	United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization	国連教育科学文化機関
UNFPA	United Nations Population Fund	国連人口基金
UNHCR	The Office of the United Nations High Commissioner for Refugees	国連難民高等弁務官事務所
UNICEF	United Nations Children's Fund	国連児童基金
UNSCR1325	UN Security Council Resolution 1325	国連安全保障理事会決議 1325 号

UNSCR1325 NAP	National Action Plan on UN Security Council Resolution 1325	国連安全保障理事会決議1325号国家行動計画
UK AID	United Kingdom Agency for International Development	英国国際開発庁
USAID	United States Agency for International Development	米国国際開発庁
VAW	Violence against Women	女性に対する暴力
WHO	World Health Organization	世界保健機関
WID	Women in Development	開発と女性
WPS	Women, Peace and Security	女性、平和、安全保障

## 1. 本調査の目的および方法

### 1.1. 本調査の目的

ジェンダーに基づく暴力（Gender Based Violence: GBV）は人権侵害であり、平和と安全を脅かす問題として、国際社会における喫緊の取り組み課題の一つとして位置づけられている。JICA は、「ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進」を国際協力における重要な開発目標として位置付けるとともに、その中の優先開発課題の一つとして女性の人権と安全の保障に向けた取り組みを進めている。今後はさらにジェンダーに基づく暴力の撤廃のための協力の重点化に向け、JICA 事業における GBV 撤廃に向けた視点を主流化するとともに、GBV 被害者の保護や自立・社会復帰に取り組む人材の育成や支援サービスの実施体制および能力の強化を主目的とする案件の拡大を進めて行く予定である。

本調査では上記の背景を踏まえ、JICA が事業を行う全世界地域の GBV 課題の現状や取り組みに関する関連情報整備を目的とした調査を行った。また、日本国内における GBV の実態やその撤廃に向けた取り組みの現状や課題についても情報収集を行った。

### 1.2. 本調査の手法

本調査の実施においては、文献レビューを行うとともに、国内外の関連団体や有識者へのオンラインによるインタビューを実施した。

文献レビュー調査: 本調査においては、文献レビューを通じて、まず GBV 課題において重要な国際的枠組み（条約・宣言・戦略等）の背景・目的・内容を整理した。地域・国レベルの GBV の実態や取り組みについては、東南アジア、大洋州、中央アジア、南アジア、中南米、アフリカ、中東の 7 地域について調べた。この際、GBV 課題に関して重要な視点である「被害者の保護」「自立・社会復帰」「暴力の予防」「加害者処罰」の 4 側面に沿って、実態と課題を整理するとともに、それぞれの側面に関する政策・戦略や、必要な支援・取り組み内容についてまとめた。また、日本国内の実態にかかる調査においては、日本の国際的な枠組みへの参加や、国内のジェンダー平等や GBV に係る法律、主要政策について整理した。

インタビュー調査: インタビュー調査においては、開発パートナー等ステークホルダー機関から対象機関を選定した。7 地域における実態や特徴的課題について、各地域の 4~5 団体を目安に聞き取り調査を行った。その際、地域・国レベルの好事例（グッドプラクティス）も収集した。インタビューは、セミ・ストラクチャード形式<sup>1</sup>で行った。インタビュー調査対象機関のリストは Annex を参照のこと。

また、日本国内の取り組みについては、国内のインタビュー調査では、公的機関（内閣府・地方自治体等）、ワンストップセンター<sup>2</sup>、地方自治体、民間団体、若年層（若い女性・若い男性）NGO 団体等の代表者から聞き取りを行った。（インタビュー調査対象機関のリストは Annex を参照のこと。）

---

<sup>1</sup> あらかじめ質問を用意しておくが、回答者の回答に応じて質問の順序や内容、聞き方などを変化させるインタビュー調査手法

<sup>2</sup> ワンストップセンターとは、GBV サバイバーに一貫した被害者中心の支援を提供するために作られたセンター。被害者のニーズに合った必要な支援を受けることができる。



## 2. GBV 課題の概要

### 2.1. GBV の現状・形態・原因

ジェンダーに基づく暴力 (Gender-Based Violence: GBV) とは、「ジェンダーという社会的な性別を理由として、個人に対し、その意思に反して向けられるあらゆる有害な行為」である<sup>3</sup>。一般に、暴力は物理的・身体的或いは社会地位的な「力」が強い側から弱い側へと振られる。GBV 被害者は男女問わないが、女性被害者が著しく多い。実に、世界では 3 人に 1 人の女性がドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence: DV) や親密な関係にある人から受ける暴力 (Intimate Partner Violence: IPV) を受けたことがあり、レイプ被害に遭った人の 90% が女性であると言われている<sup>4</sup>。その他、FGM<sup>5</sup> (Female Genital Mutilation・女性性器切除) 被害を受ける女性や少女は毎年およそ 300 万人<sup>6</sup>、子どものうちに結婚させられる児童婚の被害者の少女は年間 1,200 万人と推定されている<sup>7</sup>。これら以外にも、人身取引やセクシャル・ハラスメントなど、多くの女性や少女がさまざまな形態の GBV 被害に遭っている。多くの場合、男女間の不均衡なパワーバランスが原因となっており、女性が従属的な地位に置かれている家父長制を基に形成される男性優位社会において、多くの女性や少女たちが暴力を経験している。

GBV は、女性や少女の心身の健康や人権を脅かすだけでなく、地域社会や経済に多大なダメージや損失をもたらす深刻な社会課題である。世界において深刻な社会課題である GBV の撤廃は、持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals: SDGs) の SDG5 (ジェンダー平等) の実現においても重要な取り組み課題として位置づけられている。また、GBV は SDG5 だけでなく、全ての SDGs を達成するうえで重要な取り組み課題である。これは、以下の表 2-1 が示すように多くの SDGs に暴力の削減が指標として組み込まれていることから明らかである。

表 2-1. GBV に関連する指標のある SDGs

SDG	暴力に関連する SDG ターゲット	指標 <sup>8</sup>
目標 5: ジェンダー	5.2: 人身取引や性的その他の種類の搾取など、すべての女性及び少女に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。	5.2.1: これまでにパートナーを得た 15 歳以上の女性や少女のうち、過去 12 か月以内に、現在、または以前の親密なパートナーから身体的、性的、精神的暴力を受けた者の割合 (暴力の形態、年齢別) 5.2.2: 過去 12 か月以内に、親密なパートナー以外の人から性的暴力を受けた 15 歳以上の女性や少女の割合 (年齢、発生場所別)

<sup>3</sup> UNHCR (2011) Action against Sexual and Gender-Based Violence: An Updated Strategy, <https://www.refworld.org/docid/4e01ffeb2.html>

<sup>4</sup> UNFPA (2020). What is gender-based violence (GBV)? <https://www.friendsofunfpa.org/what-is-gender-based-violence-gbv/>

<sup>5</sup> FGM とは、「女性外性器の一部もしくは全部の切除、あるいは医学的治療以外の理由で女性性器を傷つける行為」を指す。FGM には医学的根拠がなく、女性や少女の肉体的、精神的な健康を著しく傷つけるもので、女性の人権と尊厳を侵害する有害な慣習であり、GBV の形態の一つである。

<sup>6</sup> WHO (2022). Female Genital Mutilation <https://www.who.int/news-room/fact-sheets/detail/female-genital-mutilation>

<sup>7</sup> UNICEF (2019) 児童婚 子どもの花嫁、年間約 1,200 万人 世界の女性の 5 人に 1 人が児童婚を経験 UNICEF、教育への投資、地域社会の意識改革訴える <https://www.unicef.or.jp/news/2019/0019.html>

<sup>8</sup> 外務省 (n.d.) SDGs とは? <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/about/index.html>

	5.3：未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。	5.3.1：15歳未満、18歳未満で結婚又はパートナーを得た20～24歳の女性の割合 5.3.2：女性性器切除（FGM）を受けた15歳～49歳の少女や女性の割合（年齢別）
目標 8: 経済成長と雇用	8.7：強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身取引を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。	8.7.1：児童労働者（5～17歳）の割合と数（男女別、年齢別）
目標 11: 持続可能な都市	11.7：2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する	11.7.2：過去12か月における身体的又は性的ハラスメントの犠牲者の割合（男女別、年齢、障害状況、発生場所別）
目標 16: 平和	16.1：あらゆる場所において、すべての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。	16.1.1：10万人当たりの意図的な殺人行為による犠牲者の数（男女別、年齢別） 16.1.2：10万人当たりの紛争関連の死者の数（男女別、年齢、原因別）
	16.2：子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。	16.2.2：10万人当たりの人身取引の犠牲者の数（男女別、年齢、搾取形態別） 16.2.3：18歳までに性的暴力を受けた18歳～29歳の若年女性及び男性の割合

## 2.2. GBV 撤廃に向けた国際的な枠組み

世界では、1979年の女性差別撤廃条約（CEDAW）の採択以降、女性に対する暴力撤廃にむけた取り組みへの必要性が重視されるようになった。1993年には、国連人権世界会議においてウィーン宣言及び行動計画が策定され、同年開かれた国連総会においては、「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が立て続けに採択された。その後も女性に対する暴力撤廃に向けた国際的規範や文書が採択され、GBV撤廃に向けて取り組みが進められてきた。以下ではGBV撤廃を目的とする代表的な国際的条約や文書について概説する。

### 2.2.1. 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（CEDAW）（1979）

1979年に国連総会で採択された「女子差別撤廃条約（CEDAW）」は、女性や少女に対するあらゆる体系の差別撤廃を基本理念とした国際条約であり、2021年2月時点で114カ国が締約している<sup>9</sup>。同条約では、女性に対する差別の定義、差別の撤廃のための政策、女性の能力開発及び向上などが定められており、締結国は、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的、その他のあらゆる分野における女性に対する全ての差別を禁止する立法や措置を取ることが規定されている

<sup>9</sup> 内閣府男女共同参画局 (n.d.)。女子差別撤廃条約 [https://www.gender.go.jp/international/int\\_kaigi/int\\_teppai/kjoyaku.html](https://www.gender.go.jp/international/int_kaigi/int_teppai/kjoyaku.html)

10. なかでも、CEDAW 第 2 条、第 5 条、第 11 条、第 12 条、第 16 条においては、締結国に対し、家庭内、職場、その他社会生活のあらゆる分野で発生するあらゆる種類の暴力から女性を保護するために行動することが求められている<sup>11</sup>。1992 年には「女性に対する暴力に関する一般勧告第 19 号」が発表され、女性に対する差別には女性に対する暴力（Violence Against Women: VAW）が含まれるとし、女性の人権侵害となることを明確にした。これにより締約国は、VAW を差別および人権侵害として位置づけ、撤廃に向け必要な施策を実施することが求められることとなった。2017 年には、女性差別撤廃委員会（CEDAW: Committee on the Elimination of Discrimination against Women）が一般勧告第 19 号改訂版の「一般勧告第 35 号 ジェンダーに基づく女性に対する暴力」を発表した。本勧告では、各国における VAW の蔓延状況を指摘し、7 つの分野（「立法措置」「予防」「保護」「訴追・処罰」「補償」「調整・モニタリング・データ収集」「国際協力」）においてより具体的な施策を立案・実施することを勧告している<sup>12</sup>。これにより CEDAW 締約国には、VAW 撤廃に向け必要な施策を取るとともに、官民協力の下、7 分野における対応が求められることとなった。

### 2.2.2. ウィーン宣言及び行動計画（1993）

ウィーン宣言及び行動計画は、1993 年ウィーンで開催された世界人権会議において採択された、あらゆる人権侵害に対応するための宣言である。行動計画には、国際人権法を始めする国際規定や国連や各国への役割が記載されている。本宣言の第 18 条には女性の人権が掲げられており、国家的、地域的及び国際的レベルにおける政治的、市民的、経済的、社会的及び文化的生活への女性の完全かつ平等な参加、ジェンダーに基づくあらゆる形態の差別の撤廃は、国際社会の優先的義務であるとしている。本宣言に含まれるジェンダーに基づく暴力には、セクシャル・ハラスメントや人身取引、性的搾取などが含まれる。また、23 条には難民及び避難民保護が掲げられ、各国に対して、女性や少女の特別なニーズを考慮した保護や援助を行うことが義務付けられている。その他、本宣言の 28 条、29 条、30 条では、女性に対するあらゆる性的搾取の撤廃や武力紛争下における暴力からの女性や子どもの人権の保護などが含まれている<sup>13</sup>。

### 2.2.3. 女性に対する暴力の撤廃に関する宣言（1993）

1993 年、ウィーンでの世界人権会議で「女性に対する暴力は人権侵害である」との決議を受け、第 48 回国連総会において「女性に対する暴力撤廃に関する宣言」が採択された。本宣言では、女性への暴力は人権の侵害であり、男女間の歴史的な不平等な力関係の現れであることや、女子に対する差別の定義が明確にされるとともに、差別の撤廃のために各国が取るべき政策や取り組みが記載されている。第 1 条では、「女性への暴力」は、身体的、性的、精神的に影響をもたらす暴力行為であり、公的私的な場を問わず起こりうること、また GBV とは、脅迫、強制、自由の束縛を含む行為であると定義している。第 2 条では、DV/IPV や幼児虐待など家庭内にお

<sup>10</sup> 内閣府男女共同参画局 (n.d.). 女子差別撤廃条約 (CEDAW) について (概要)

[https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/jyuuten\\_houshin/sidai/pdf/jyu17-03-1.pdf](https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/jyuuten_houshin/sidai/pdf/jyu17-03-1.pdf)

<sup>11</sup> CEDAW(1989). General Recommendation No. 12: Violence against Women

<sup>12</sup> 内閣府男女共同参画局 (2017). 一般勧告第 35 号 一般勧告第 19 号改訂版 女性に対するジェンダーに基づく暴力

[https://www.gender.go.jp/international/int\\_kaigi/int\\_teppei/pdf/kankoku35.pdf](https://www.gender.go.jp/international/int_kaigi/int_teppei/pdf/kankoku35.pdf)

<sup>13</sup> 神戸大学 (n.d.). ウィーン宣言及び行動計画 (抄) <https://www.kobe-u.ac.jp/campuslife/edu/human-rights/vienna-declaration.html>

ける暴力、職場や学校でのセクシャル・ハラスメント、人身取引、性的搾取などの社会における暴力、そして国家による暴力の3つを暴力の形態として挙げている。さらに、第4条では、各国が暴力をなくすために取るべき施策を、17項目列挙している<sup>14</sup>。第5条では、国連システムの諸機関および専門機関が取るべき行動が記載されている<sup>15</sup>。

#### 2.2.4. 「北京宣言」及び「行動綱領」(1995)

「北京行動綱領」は、1995年に中国・北京で開催された第4回世界女性会議において「北京宣言」とともに採択された女性の人権に関する最も包括的で高い水準の国際文書である。女性のエンパワメントに関するアジェンダとして貧困、教育、健康など12の重大問題領域に沿って戦略目標や取り組みが盛り込まれており、男女共同参画・女性活躍の国際的な基準となっている。それぞれの問題領域では、戦略目標と、政府やNGOなどのとるべき行動が示されている<sup>16</sup>。採択以降、5年ごとに各取り組み領域の実施状況について進捗と課題の確認が行われている。

#### 2.2.5. パレルモ議定書 (2000)

2000年に、国連国際組織犯罪条約が採択され、それに伴う3つの補足議定書が制定された。そのうちの1つが「国際的な組織犯罪の暴利に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書（パレルモ議定書）」である。同議定書には、女性や子どもの性的搾取や強制結婚などを目的とした人身取引を防止・抑止・処罰することが明記されており、これらが国際条約に取り入れられたことにより、人身取引根絶に向けた国際的かつ地域的な協力が可能となった<sup>17</sup>。

#### 2.2.6. 安保理決議第1325号(2000)

同決議は、2000年に国連安全保障理事会（安保理）によって可決された、女性と平和・安全保障（Women, Peace and Security: WPS）の課題を明確に関連づけた初の安保理決議である。同決議では、紛争下において女性・少女と男性・少年が受ける不均衡な影響を認識するとともに、女性・少女は紛争下の性的暴力からの保護の対象であると同時に平和・安全保障の主体者と認識されている。また、紛争予防・紛争解決・和平交渉・平和維持活動・平和構築・ガバナンスの全ての段階の意思決定及び主体として女性の平等で十全な参画を要請している。さらに、人道や復興開発に向けた事業におけるジェンダー主流化の推進や、女性の人権の保護に向けた取り組みを強化していくことが要請されている<sup>18</sup>。採択以降、現在までに9件の決議が追加採択され（国連安保理決議1820、1888、1889、1960、2106、2122、2242、2467、2493号）、紛争下における性的暴力、国連平和維持活動（PKO）要因による性的搾取及び暴力、平和構築に関連する事業におけるジェンダー主流化、元女性兵の社会復帰、ジェンダー視点を取り入れたモニタリング体

<sup>14</sup> 公益財団法人 日本女性学習財団 (2011). 女性に対する暴力の撤廃に関する宣言

<https://www.jawe2011.jp/cgi/keyword/keyword.cgi?num=n000045&mode=detail&catlist=1&onlist=1>

<sup>15</sup> 米田真澄 (1988). 女性に対する暴力の撤廃に関する宣言

[https://www.jstage.jst.go.jp/article/kokusaijosei1988/8/8/8\\_8\\_135/pdf](https://www.jstage.jst.go.jp/article/kokusaijosei1988/8/8/8_8_135/pdf)

<sup>16</sup> 内閣府男女共同参画局 (n.d.). 第4回世界女性会議 行動綱領

[https://www.gender.go.jp/international/int\\_standard/int\\_4th\\_kodo/index.html](https://www.gender.go.jp/international/int_standard/int_4th_kodo/index.html)

<sup>17</sup> 外務省 (2018). 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/soshiki/boshi.html>

<sup>18</sup> 外務省総合外交政策局 女性参画推進室 (2019). 女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議と「行動計画」について

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000023403.pdf>

制の構築やそれに対する予算確保、被害者中心アプローチに基づく暴力予防と対応などの積極的な実施が求められている<sup>19</sup>。安保理は加盟国に対して、上記の一連の決議（WPS アジェンダ）の履行に向けて、行動計画（National Action Plan: NAP）の策定を呼び掛けている。2022年8月時点で93カ国の加盟国がNAPを策定している。加えて、地域や共同体ごと（西アフリカ諸国経済共同体/ECOWAS、アフリカ大湖沼地域、南部アフリカ開発共同体、中部アフリカ諸国経済共同体、EU、NATO、アラブ連盟、太平洋地域）でもNAPを策定している<sup>20</sup>。

#### 2.2.7. 人身取引及び他人の買春からの搾取の禁止に関する条約（1949）

同条約は、1951年7月25日に発効された。買春目的の人身取引は人間の尊厳と価値を脅かすものであり、犯罪者の追放を含め、買春宿の経営や買春目的の宿泊施設の貸与を禁止している<sup>21</sup>。

#### 2.2.8. ILO 条約第 190 号 暴力及びハラスメント条約 (2019)

ILO 条約第 190 号は、労働や職場における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約であり、ジェンダーに基づく暴力やハラスメントについても内容に含んでいる。すべてのILO加盟国は、労働や職場における暴力とハラスメントを禁止する法令の制定などを通じて、全ての労働者の権利を尊重、促進、実現することを批准国に求めている<sup>22</sup>。

### 3. 世界における GBV 課題

#### 3.1. 東南アジア地域

##### 3.1.1. 東南アジア地域の GBV 課題の概要

南アジア地域では、15歳から49歳の女性の33%が生涯で一度は家族や夫、交際相手など親密なパートナーからの暴力を経験している<sup>23</sup>。このほか、性的搾取や児童買春、人身取引などの被害が多数発生している。タイでは相手の同意なしに性的な画像をオンライン共有するなどのデジタル性暴力の増加も、問題となっている。同時に、「オンライン・ミソジニー」と呼ばれる男性が女性に対して女性蔑視や嫌悪感を抱かせる書き込み等をする行為が、タイやフィリピンで増加傾向にある<sup>24</sup>。

同地域で GBV が起こる要因として、男性は一家の主としての稼ぎ手となり、女性は妻・母として家族のために尽くすべきといった社会に根付いた固定的な性役割分業意識や、男性を優位と

<sup>19</sup> JICA (2022). アフリカ地域ジェンダーに基づく暴力課題への対応に係る情報収集・確認調査報告書

<sup>20</sup> the Women's International League of Peace and Freedom (n.d.). National Action Plan by Region – 1325 National Action Plans <http://1325naps.peacewomen.org/index.php/nap-overview/>

<sup>21</sup> OHCHR (1949). 人身取引及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約

<https://www.ohchr.org/en/instruments-mechanisms/instruments/convention-suppression-traffic-persons-and-exploitation>

<sup>22</sup> ILO (2019). 2019年の暴力及びハラスメント条約（第190号） [https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS\\_723156/lang-ja/index.htm](https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_723156/lang-ja/index.htm)

<sup>23</sup> WHO (2018). South-East Asia Region Fact Sheet. Violence Against Women Prevalence Estimates, 2018 <https://apps.who.int/iris/bitstream/handle/10665/341603/WHO-SRH-21.10-eng.pdf?sequence=1&isAllowed=y>

<sup>24</sup> UN Women (2020). Standing Up to the Challenge: Response to the COVID-19 Pandemic in Asia and the Pacific [https://asiapacific.unwomen.org/sites/default/files/Field%20Office%20ESEAAsia/Docs/Publications/2021/02/COVID19%20Response%20report%205%20Feb%2021\\_FINAL.pdf](https://asiapacific.unwomen.org/sites/default/files/Field%20Office%20ESEAAsia/Docs/Publications/2021/02/COVID19%20Response%20report%205%20Feb%2021_FINAL.pdf)

する価値観や社会における男女の不平等な力関係が挙げられる。また、貧困も GBV が起こる要因の一つである。例えば、フィリピンで実施された調査によると、15歳以上の女性で身体的暴力を経験している人の割合が富裕層では12%であるのに対し、貧困層では21%に上がることが分かった<sup>25</sup>。同様に、性的搾取や児童買春の被害は主に貧困層の若年女性や少女の間で多発している。

東南アジア地域においては、紛争や災害影響地域の女性や少女に対する GBV 被害が報告されている。例えば、2013年にフィリピンを襲ったハイヤン台風後には、被災した女性が強制的に家事や性産業での労働に従事させられて搾取されたというケースや<sup>26</sup>、ミャンマーにおいてロヒンギャ族の女性が性的搾取を目的としてタイに人身取引されたケースなどが報告されている<sup>27</sup>。さらに、2020年初頭からの新型コロナウイルス感染症拡大によるロックダウン（都市封鎖）や移動制限、失業後の経済不安による人々の精神的ストレスの増加に伴い、女性や少女に対する暴力の増加も多数報告されている<sup>28</sup>。マレーシアの「タリアンカシ」と呼ばれる危機管理ホットラインでは、移動制限が課された期間にDVに関する相談件数が57%増加した<sup>29</sup>。また、ベトナム・ハノイ市で303人の女性を対象として実施された調査では、新型コロナウイルス感染症拡大下において、調査対象者のうち99%が夫婦間における何らかの問題が発生したと答え、87.8%が心理的暴力を、59%が身体的暴力を、そして34%が経済的な自由を与えない、或いはあえて生活費を渡さないなどの経済的な暴力を受けたと回答した。さらに性的暴力の被害者は25%で、いずれもパンデミック前と比較すると激増した<sup>30</sup>。

### 3.1.2. GBV 撤廃に向けた東南アジア地域の枠組み

東南アジアにおいては、GBV の撤廃に向けた政策整備に一定の進展がみられる。2000年にパレルモ議定書が採択された後、「ASEAN 人身取引（特に女性と子どもの人身取引）協定」が2015年に署名され、人身取引の撲滅に向けて地域全体で取り組むことが宣言された<sup>31</sup>。同協定の活動計画には人身取引の予防、被害者の保護、加害者の処罰といった地域間の協力に関する項目が盛り込まれている<sup>32</sup>。

また、ASEAN 女性委員会は、その行動計画（2011-2015）において、女性ならびに性的マイ

---

<sup>25</sup> Philippine Statistics Authority (PSA), ICF (2018). Philippines National Demographic and Health Survey 2017 <https://www.dhsprogram.com/pubs/pdf/FR347/FR347.pdf>

<sup>26</sup> United States Department of State (2014). 2014 Trafficking in Persons Report – Philippines <https://www.refworld.org/docid/53aab9b6b.html>

<sup>27</sup> UNSW Sydney (2020). Trafficking in Rohingya women: The ASEAN perspective <https://www.kaldorcentre.unsw.edu.au/publication/trafficking-rohingya-women-asean-perspective>

<sup>28</sup> UNDP (2020). Gender-Based Violence and COVID-19 <https://www.undp.org/publications/gender-based-violence-and-covid-19>

<sup>29</sup> UNDP (2020). Domestic Violence amid COVID-19 in Malaysia: Diving Deeper into the Heart of the Matter <https://www.my.undp.org/content/malaysia/en/home/blog/2020/domestic-violence-amid-covid-19-in-malaysia--diving-deeper-into-.html>

<sup>30</sup> Vietnam Women's Publishing House (2020). COVID-19's Impact on Domestic Violence in Vietnam [https://www.rosalux.de/fileadmin/images/publikationen/engl/Domestic\\_violence\\_under\\_the\\_impact\\_of\\_COVID19\\_EN.pdf](https://www.rosalux.de/fileadmin/images/publikationen/engl/Domestic_violence_under_the_impact_of_COVID19_EN.pdf)

<sup>31</sup> JICA アジア地域支援事務所 (2006), ASEAN 地域における人身取引対策：大メコン川流域地域（GMS）を中心として

<sup>32</sup> JICA (n.d.). JICA-CM4TIP 通信: タイ・メコン地域人身取引被害者支援能力向上事業 [https://www.jica.go.jp/project/thailand/016/newsletter/ku57pq00001vnyv-att/newsletter\\_14.pdf](https://www.jica.go.jp/project/thailand/016/newsletter/ku57pq00001vnyv-att/newsletter_14.pdf) access: December 15, 2021

ノリティへの暴力の撤廃に向けた取り組みを優先課題として挙げている。本行動計画では、少数民族の女性や障がいを持つ女性が受ける複合差別や暴力について取り組みを強化していく方針も掲げている。さらに、2016年には「女性に対する暴力の撤廃に関する ASEAN 地域行動計画 (2016-2025)」を策定した。本計画では、GBV の予防、被害者の保護、司法へのアクセスの改善に向けた取り組み、関係行政機関の能力強化、GBV の被害に係る調査とデータ収集の促進のほか、地域レベルのパートナーシップと協力体制強化のための取り組みを進めていくことが明記されている<sup>33</sup>。

表 3-1 は、GBV 撤廃に向けた地域の政策や取り組み例である。

表 3-1. 東南アジア地域における地域の枠組み

取り組み	年	組織	概要
Declaration on the Commitments for Children in ASEAN <sup>34</sup>	2001	ASEAN	<p>本宣言は ASEAN 地域の子どもたちの成長や発展、保護などを促進するために採択された。具体的には下記の目標が掲げられている。</p> <p>(1) ASEAN の子どもたちの生存、発達、保護、参画のため、ASEAN 地域の連携強化</p> <p>(2) 貧困、飢餓、ホームレス根絶のため、ASEAN の経済・社会開発協力強化</p> <p>(3) すべての子どもの権利の保護、尊重、認識</p> <p>(4) 障がいを持つ子どもたちへの平等な機会の付与</p> <p>(5) 家族が子どもを養い、保護できるよう、家族に対する支援と家庭生活教育プログラムの開発</p> <p>(6) 子どもに対するプライマリーヘルスケアサービスの強化</p> <p>(7) 子どもの権利を保護し、子どもの社会復帰を促進する、子どもを中心とした少年司法制度の確立</p>
ASEAN Declaration Against Trafficking in Persons Particularly Women and Children <sup>35</sup>	2004	ASEAN	<p>本宣言の主な目的は、人身取引を含む国際犯罪に対処するための能力強化である。主な対策は以下が含まれる。</p> <p>(1) 人身取引、特に女性と子どもの人身取引を防止し撲滅するための地域中心ネットワーク設立</p> <p>(2) 入国管理局及びその他の法執行当局間の連携強化</p> <p>(3) 人身取引被害者の尊厳と人権を尊重し保護する</p> <p>(4) 人身取引の防止及び撲滅のための地域的及び国際連携の強化</p>

<sup>33</sup> ASEAN Secretariat (2016). ASEAN Regional Plan of Action on Elimination of Violence Against Women Jakarta <https://www.asean.org/wp-content/uploads/2012/05/Final-ASEAN-RPA-on-EVAW-IJP-11.02.2016-as-input-ASEC.pdf>

<sup>34</sup> ASEAN Secretariat (2010). Declaration on the Commitments for Children in ASEAN [https://bice.org/app/uploads/2014/10/declaration\\_on\\_the\\_commitments\\_for\\_children\\_in\\_asean.pdf](https://bice.org/app/uploads/2014/10/declaration_on_the_commitments_for_children_in_asean.pdf)

<sup>35</sup> ASEAN (n.d.). ASEAN Declaration Against Trafficking in Persons Particularly Women and Children <https://asean.org/asean-declaration-against-trafficking-in-persons-particularly-women-and-children-4/>

ASEAN Regional Plan of Action on the elimination of violence against women 2016-2025	2016	ASEAN 女性 の権利の促進 と保護に関す る委員会 (ACWC)	本行動計画は、ASEAN 地域における女性に対する暴力の撤廃という目標を実現する目的のため策定された。具体的な指標として、暴力を防ぐための効果的な連携戦略の考案、暴力の被害者／サバイバーの保護、法的枠組みの開発と強化、個人の支援者と関係機関の能力強化、データの収集と定期的なレビューによる努力の監視が含まれる。
ASEAN Regional Plan of Action on the elimination of violence against children <sup>36</sup>	2016	ASEAN 女性 の権利の促進 と保護に関す る委員会 (ACWC)	本計画は、2013 年の「子どもに対する暴力撤廃に関する ASEAN 宣言」を実施するための包括的なロードマップである。子どもに対する暴力撤廃のための予防、被害者の保護・支援サービス、法的枠組み、能力開発、調査・データ収集、モニタリング・評価、レビュー・コミュニケーションなどの取り組みや活動が含まれる。
Declaration on the Protection of Children from Online Abuse and Exploitation in ASEAN	2019	ASEAN	ASEAN 加盟国は、本宣言の下、子どもに対する暴力をなくし、あらゆる形態の搾取や虐待から子どもを守ることを目的とし、以下の対策に優先して取り組むことを宣言した。 (1) 国内法の枠組み整備 (2) 司法強化 (3) データ収集とモニタリング、報告およびリファラル体制の強化 (4) 捜査の指揮、支援、調整を行う明確な権限を持つ国家専門機関の設立奨励 (5) 性的搾取およびその他の形態の児童の搾取に対する認識を高めるための国家教育プログラムおよび学校カリキュラムの推進

### 3.1.3. GBV 撤廃に向けた東南アジア地域の取り組みの現状と課題

各国における取り組みの現状

東南アジア各国において、さまざまな形態の GBV を根絶するための政策や行動計画の策定が進められている。2021 年 11 月の時点において、カンボジア、ラオス、フィリピン、ベトナム、東ティモール、マレーシアが女性に対する暴力の撤廃に向けた国家行動計画<sup>37</sup>を発表している<sup>38</sup>。子どもに対する性的搾取の削減に向けた法律も各国において策定されている。例えば、カンボジアは、人身取引及び性的搾取の防止等に関する法律を 2008 年に策定し、子どもの性的搾取に関連する全ての行為を禁止した。フィリピンでは、1997 年にレイプを犯罪化し（The Anti-Rape

<sup>36</sup> ASEAN Secretariat (2016). ASEAN Regional Plan of Action on the Elimination of Violence against Children (ASEAN RPA on EVAC)  
[https://violenceagainstchildren.un.org/sites/violenceagainstchildren.un.org/files/documents/political\\_declarations/east\\_asia\\_and\\_pacific/asean\\_regional\\_plan\\_of\\_action\\_on\\_elimination\\_of\\_violence\\_against\\_children.pdf](https://violenceagainstchildren.un.org/sites/violenceagainstchildren.un.org/files/documents/political_declarations/east_asia_and_pacific/asean_regional_plan_of_action_on_elimination_of_violence_against_children.pdf)

<sup>37</sup> Women Peace and Security Programme (n.d.). National Action Plans by Region  
<http://1325naps.peacewomen.org/index.php/nap-overview/>

<sup>38</sup> UN Women (n.d.). Country Profile, <https://evaw-global-database.unwomen.org/fr/countries>



Law of 1997 Philippines<sup>39)</sup>、2004年には、女性とその子どもに対するあらゆる暴力を防止し、被害者の安全を確保し、保護することを目的とした法律も施行された（Republic Act 9262: Anti-Violence Against Women and Their Children Act of 2004 Philippines）<sup>40)</sup>。2009年に児童ポルノ禁止法、2012年にはサイバー犯罪防止法が策定され、子どもに対するオンライン上の性的搾取が禁止された<sup>41)</sup>。しかし、加害者に対する処罰が定められていなかったり、司法機関職員の汚職や腐敗により事案が認められないケースなどもあり、法制度の質や有効性が疑問視されている。一方、人身取引の禁止・取り締まりに関する法律はブルネイ、ミャンマー、インドネシア、マレーシア、カンボジア、タイ、ベトナム、シンガポール、ラオスで制定されている<sup>41)</sup>。

表 3-2 は東南アジア地域諸国における GBV 撤廃に向けた政策や法律の一例である。

表 3-2. 東南アジア地域諸国における政策・取り組み

取り組み	年	組織	概要
インドネシア共和国			
National Strategy on Child Marriage Prevention Indonesia 2020 <sup>42)</sup>	2020	国家開発企画庁 (The National Development Planning Agency/Bappenas)	同戦略の目的は、児童婚の防止である。同戦略に含まれる 5つの指標は以下の通りである。 1. 子どもたちがレジリエンスを持ち、変化の担い手となるための、子どもたちに対する能力強化 2. 児童婚を防止するための環境づくり 3. 保健やリプロダクティブヘルスに関するサービスの拡大とアクセス向上 4. 規制や司法機関の能力強化 児童婚に取り組む機関を繋ぐリファラル体制の強化
カンボジア			
Cambodia Action Plan to Prevent and Respond to Violence Against Children 2017-2021 <sup>43)</sup>	2017	社会問題、退役軍人および青少年リハビリテーション省、女性省 (Ministry of Social Affairs, Veterans and Youth)	同計画では、子どものニーズを配慮した効果的な暴力予防に向けた戦略を開発・実施するための取り組みを支援するとともに、暴力を受けたすべてのカンボジア人、特に子どもに対するサービス提供の改善を目指している。

<sup>39)</sup> Philippine News Agency (2019). List of laws protecting women in PH <https://www.pna.gov.ph/articles/1063739>

<sup>40)</sup> Government of the Philippines (2004). Republic Act 9262: Anti-Violence Against Women and Their Children Act of 2004 Philippines <https://pcw.gov.ph/republic-act-9262-anti-violence-against-women-and-their-children-act-of-2004/>

<sup>41)</sup> ASEAN Trade Union Council (2015). Looking back: First anti-trafficking law in Southeast Asia <http://aseantuc.org/2015/05/2652015-looking-back-first-anti-trafficking-law-in-southeast-asia/>

<sup>42)</sup> UNICEF Indonesia (2020). National Strategy on the Prevention of the Child Marriage <https://www.unicef.org/indonesia/sites/unicef.org/indonesia/files/2020-06/National-Strategy-on-Child-Marriage-Prevention-2020.pdf>

<sup>43)</sup> Kingdom of Cambodia (2017). Action Plan to Prevent and Respond to Violence Against Children 2017-2021 <https://coraminternational.org/wp-content/uploads/Cambodia-VAC-action-plan-published.pdf>

		Rehabilitation and the Ministry of Women's Affairs)	
National Action Plan on Violence Against Women 2019-2023 <sup>44</sup>	2019	女性省 (Ministry of Women's Affairs)	同計画は女性に対する暴力防止・削減のための行動計画である。予防、法的保護とリファラル体制、法整備、モニタリング評価の4つが主要な重点分野として特定されている。具体的には予防介入の増加、事案対応の改善、質の高いサービスへのアクセス促進、リファラル体制の強化などが含まれる。
フィリピン			
Magna Carta of Women Philippines <sup>45</sup>	2009	フィリピン政府	同法律は、フィリピン人女性、特に社会的に脆弱な女性に対する差別撤廃を目的とした法律である。女性の権利を認識、保護、エンパワーすることに焦点を当てている。
Barangay Violence Against Women Desk <sup>46</sup>	2010	フィリピン女性委員会 (PCW)	Magna Carta of Women の策定により、バンガライ <sup>47</sup> ごとに設置が義務付けられた VAW デスクは、すべての通報された GBV 事案を記録し、四半期ごとに自治体事務所に報告すること、VAW 事例の記録を機密かつ安全に保管すること、VAW 被害者がバラングイ保護命令 (BPO) を確保し必要なサービスを受けられるように支援することを義務付けられた。VAW デスクの設置・運営費用は、バラングイのジェンダー・開発予算に計上され、少なくとも5%の予算が配分された。
ベトナム			
Vietnam National Gender Equality Strategy 2021-2030	2021	ベトナム政府	同戦略にはベトナムにおける男女平等を促進するため、下記の指標が掲げられている。 1. リーダーシップポジションに就任する女性の数をすべての国家管理機関および地方行政機関において2025年までに60%、2030年までに75%引き上げる。 2. 企業の役員や女性雇用主比率を、2025年までに少なくとも27%、2030年までに30%引き上げる。 3. 女性が無償で行う家事の平均時間を、2025年までに男性の1.7倍、2030年までに1.4倍に削減する。

<sup>44</sup> Royal Government of Cambodia (2020). National Action Plan to Prevent Violence Against Women 2019-2023 [https://cambodia.unfpa.org/sites/default/files/pub-pdf/nap\\_2019-2023\\_english\\_final.pdf](https://cambodia.unfpa.org/sites/default/files/pub-pdf/nap_2019-2023_english_final.pdf)

<sup>45</sup> Philippines News Agency (2019). List of laws protecting women in PH <https://www.pna.gov.ph/articles/1063739>

<sup>46</sup> Philippine Commission on Women (n.d.). Barangay VAW Desk <https://pcw.gov.ph/barangay-vaw-desk/>

<sup>47</sup> バラングイとは、フィリピンの都市と町を構成する最小の地方自治単位である。村、地区を表す。

## 地域特有の GBV 課題

### ①人身取引

人身取引被害はタイを始めとした東南アジア諸国において多発している GBV の一つである。特に、性的搾取を目的とした人身取引が多く発生しており、カンボジア、タイ、フィリピンなどで被害が多発している<sup>48</sup>。人身取引対策については、ASEAN 地域としての取り組みはあるものの、国レベルでの法整備と施行との間にギャップがある。法執行機関には、人身取引に対する理解、事案への対応スキル、知識、リソースが不足しており、国内での取り締まりに遅れが出ている。また、汚職官僚と犯罪組織の癒着も深刻な問題である。人身取引を行う犯罪組織が、腐敗した政府の役人や警察と手を組み、国境間の移動を手伝っているケースがある。例えば、2015 年にマレーシアとタイの国境沿いで起きた大規模な人身取引事案で有罪判決を受けた 62 人の中にも、加担したタイの軍人と警察官が含まれていた<sup>49</sup>。

### ②DV/IPV

南アジア（計 5 カ国）と東アジア・太平洋地域（計 17 カ国）のすべての国において、DV に関する法律が存在する。しかし、これらの法律の内容は、国によって異なり、実施には多くの課題が残る。アジア全体でみると、ほぼすべての DV 関連の法律が婚姻関係にある夫婦間のみに適用される。なお、DV 事案に対する対応の遅延や実施能力の欠如も課題として指摘されている。さらに、法規制の未整備に加え、データの欠如により実態把握が困難であり、サービス（避難所や保健施設）の規模を分析し、計画策定に結び付けることができていない<sup>50</sup>。

### ③児童買春

児童買春は、東南アジア、特にバングラデシュ、インド、ネパール、タイ、台湾、フィリピンの国々で見受けられる。同地域では、100 万人以上の 18 歳未満の子どもが買春婦として働いており、性産業従事者の 35%が 17 歳未満と推定されている<sup>51</sup>。同地域諸国では 1990 年代に児童買春の問題が世界的に問題視され、法改正が行われた。しかし、タイなどでは、児童買春の背景にある他の要因が見落とされ、問題解決には至らなかった。タイ政府は児童の性的虐待に焦点を当てたため、児童買春はより隠され、法執行機関が被害を発見することが難しくなった。児童労働が禁止されているにもかかわらず、多くの子どもたちが労働を強いられており、家族の生存のために家族から買春を強要されるケースも少なくない。カンボジアでは、人身取引の加害者は被害者の年齢で判断され、被害者が 15 歳未満の場合のみ加害者が犯罪者となるため、法律に不備が

---

<sup>48</sup> UNODC (2017). Trafficking in persons from Cambodia, Lao PDR and Myanmar to Thailand [https://www.unodc.org/documents/southeastasiaandpacific/Publications/2017/Trafficking\\_in\\_persons\\_to\\_Thailand\\_report.pdf](https://www.unodc.org/documents/southeastasiaandpacific/Publications/2017/Trafficking_in_persons_to_Thailand_report.pdf)

<sup>49</sup> The Guardian (2017). Thailand convicts traffickers after 2015 mass graves discovery <https://www.theguardian.com/world/2017/jul/19/thailand-convicts-dozens-of-traffickers-after-mass-graves-discovery>

<sup>50</sup> World Bank (2018). Ending Violence Against Women and Girls <https://thedocs.worldbank.org/en/doc/679221517425064052-0050022018/original/EndingViolenceAgainstWomenandGirlGBVLawsFeb2018.pdf>

<sup>51</sup> Linnéa Johansson (2018). Child prostitution in Southeast Asia : A qualitative case study on the factors that contributes to child prostitution in Thailand, Cambodia, Vietnam and The Philippines. <https://www.diva-portal.org/smash/get/diva2:1177268/FULLTEXT01.pdf>

ある。カンボジアの性的同意年齢は 15 歳であり、犯罪が発生したことを正当化する問題の一因となっている<sup>52</sup>。法整備に加え、子どもの保護・支援のための効果的な提供と実施、支援の提供を行う官民連携やリファラル体制の強化などが必要である。

同地域では、地域における人身取引や性的搾取などに対する行動計画が策定され、各国においても法整備が進められてきている。しかし、関係者の汚職や加害者に対する罰則、国境を超える事案の対処など、依然として取り組むべき課題は多く残されている。人身取引や児童買春は国内に留まらず海外へも被害が及んでいる。人身取引被害や児童買春を防ぐための法律の策定、厳罰化の促進など法整備を進めるとともに、各国の連携を強化し、地域一体となって取り組むことが求められている。また、被害者が安全に保護され、加害者が適切に罰せられるため、警察や司法関係者の能力強化も必要である。

さらに、近年増加しているデジタル性暴力に対応するため、犯罪ネットワークの摘発と処罰に向けたオンライン上の規制や取り締まりの強化も必要である。オンラインでの犯罪は匿名で犯人が特定されにくいことも踏まえ、さまざまな機関との協力・連携が必要となる。同時に、オンライン性暴力も犯罪であるという認識を高め、被害者が声を上げやすい環境を作ることも重要である。そのためには政府だけでなく、民間団体と協力し暴力を容認しない社会を築くために草の根レベルでの啓発活動や、切れ目のない被害者支援を行う体制の構築も求められる。

### 3.1.4. 東南アジア地域の主要開発パートナーおよび NGO 等の支援動向

国連およびその他国際機関・二国間援助機関による支援

南アジア地域では、国連機関や国際 NGO などとの連携のもと、GBV 撤廃に向けてさまざまな取り組みが行われている。

表 3-3. 東南アジア地域における国連機関、NGO による取り組み

取り組み	年	組織	概要
インドネシア共和国・カンボジア			
児童支援を行うケースワーカーへの支援 <sup>53</sup>	2019	UNICEF	ユニセフはデジタルツールとアプリ「Primero」の導入支援を行った。Primero には ACTED (GBVIMS+) が 3 つのコアモジュールの一つとして組み込まれている。本ツール導入により、GBV のサバイバーに対する支援を提供する団体のケースワーカー <sup>54</sup> が、何千もの GBV サバイバーに質の高いプライバシーに配慮した支援をより迅速に行うことを可能とした。
ベトナム			

<sup>52</sup> ibid

<sup>53</sup> Valerie Crab (2021). Stories from the field: Primero in South Asia <https://www.primero.org/blog/indonesia-cambodia-stories>

<sup>54</sup> ケースワーカーとは、身体上・精神上・社会上等の理由から、生活面で困難を抱えている人に対し相談に乗ったり課題解決のために適切な支援を行う職種。

<p>GBV 特定のためのデータ活用<sup>55</sup></p>	<p>2019</p>	<p>WHO, UNFPA</p>	<p>ベトナム統計局（GSO）は、世界保健機関（WHO）、国連人口基金（UNFPA）、開発パートナーからの支援を受けて、18歳から60歳までの既婚女性4,838人を対象に、夫婦間における身体的、性的、精神的暴力の経験について初の全国調査を実施した。最終報告書「ベトナムにおける女性に対するDVに関する全国調査（NSDV）」は、複数の啓発セミナーやワークショップを通じて、2010年11月に発表された。その結果、回答者の58%が夫から身体的、性的、または精神的な虐待を受けたことがあると回答し、身体的または性的暴力を経験した女性の87%がいかなる形の援助も求めていないことが明らかになった。</p>
<p>GBV削減とジェンダー平等促進のための取り組み（ベトナム）</p>	<p>2018</p>	<p>Plan International</p>	<p>ベトナム、ハノイ市では毎月約1万人の女性や少女がバスや鉄道等の公共交通機関を利用しているが、多くの女性や少女がセクシャル・ハラスメント、性的暴行、盗難などの危険にさらされている。国際NGOであるPlan Internationalがハノイ市で、特に少女を対象として実施した調査によると、同市で公共交通機関を利用する際、安全だと感じるものがほとんどない、もしくは全くないと感じている少女は40%にも上がることが分かった。このような実態を受け、Plan Internationalはハノイ市の13～18歳までの少女たちがセクシャル・ハラスメントを受けることなく、公共交通機関を安心して利用できることを目指した事業を実施した。この事業の目的は、安全な交通手段を確保することで、少女たちの学校やその他の公共の場へのアクセスを向上することである。公共空間や交通機関におけるハラスメントなどのGBVの防止と対策の取り組みに重点が置かれた。</p>

### 3.2. 太平洋地域

#### 3.2.1. 太平洋地域のGBV課題の概要

太平洋地域では、多くの女性や少女が、さまざまな形態のGBV被害に遭っている。家族や親密なパートナーからの暴力や児童婚、人身取引、性的搾取など、さまざまな形態のGBVが起こっている<sup>56</sup>。なかでも、同地域におけるDVやIPVの蔓延率は世界的にも最も深刻で、被害経験

<sup>55</sup> Data2X (2019). Data Breaks the Silence on Violence Against Women: A Case Study of Vietnam <https://data2x.org/wp-content/uploads/2020/02/Impact-Case-Studies-Vietnam-4P.pdf>

<sup>56</sup> WHO (2021). Violence against women prevalence estimates, 2018. Global, regional, and national prevalence estimates for intimate partner violence against women and global and regional prevalence estimates for non-partner sexual violence against women <https://www.who.int/publications/i/item/9789240022256>

のある女性の割合は、多い国で 68%、低い国でも 40%を超えている<sup>57</sup>。

太平洋地域では、部族間の対立や抗争を原因とした GBV 被害が報告されている。例えばパプアニューギニアにおいては、女性が抗争相手の部族と強制結婚させられるケース<sup>58</sup>や、女性や少女が相手部族によりレイプ、殺害されるケースがある<sup>59</sup>。また、2020 年に始まった新型コロナウイルス感染症拡大により、移動制限や経済不安が人々の精神的ストレスの増加につながり、これらが女性に対する多くの暴力の増加の要因となっている<sup>60</sup>。この理由として、ロックダウン（都市封鎖）により、DV の加害者である夫との時間が増えることで、暴力を受けるリスクが増加したこと<sup>61</sup>や、シェルターや相談センターへのアクセスが途絶えることにより、被害者の逃げ場がなくなってしまったことなどが考えられている<sup>62</sup>。

### 3.2.2. GBV 撤廃に向けた太平洋地域の枠組み

同地域レベルの取り組みとしては、「女性の地位向上とジェンダー平等に関する太平洋行動綱領<sup>63</sup>」が 1994 年に同地域諸国の政府により初めて採択され、2004 年、2013 年、2018 年にはその見直しも行われた。

子どもに対する暴力も深刻な問題であることから、2015 年には、フィジーのナンディで「子どもに対する暴力をなくすための太平洋会議」が開催された。この会議では、太平洋地域における子どもに対する暴力の現状を浮き彫りにし、各国での法規制が見直されるきっかけとなった<sup>64</sup>。また、2021 年には、バヌアツで DV の根絶に焦点を当てた「ジェンダー平等国家政策（NGEP）」が発表された<sup>65</sup>。

なお、同地域では、トンガを除くすべての太平洋諸国が、女性差別撤廃条約（CEDAW）に署名・批准或いは加盟している。

---

<sup>57</sup> UN Women (2019). Ending Violence is Our Business: Workplace Responses to Intimate Partner Violence in Asia and the Pacific <https://asiapacific.unwomen.org/en/digital-library/publications/2019/10/workplace-responses-to-intimate-partner-violence>

<sup>58</sup> Richardson, G. et al. (2021). Gender-Based Violence in the Highlands of Papua New Guinea: A Literature Review [https://www.academia.edu/49069591/Gender\\_Based\\_Violence\\_in\\_the\\_Highlands\\_of\\_Papua\\_New\\_Guinea\\_A\\_Literature\\_Review](https://www.academia.edu/49069591/Gender_Based_Violence_in_the_Highlands_of_Papua_New_Guinea_A_Literature_Review)

<sup>59</sup> BBC News (2019). Papua New Guinea: Women and children killed in tribal massacre <https://www.bbc.com/news/world-asia-48932361>

<sup>60</sup> Plan International, Save the Children (2020). Because We Matter. Addressing Covid-19 and Violence Against Girls in Asia-Pacific. [https://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/PI\\_STC\\_BecauseWeMatterPolicyBrief-FINAL.pdf](https://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/PI_STC_BecauseWeMatterPolicyBrief-FINAL.pdf)

<sup>61</sup> Asia Pacific Journal of Public Health (2021). The COVID-19 Pandemic and Sexual and Reproductive Health and Rights in the Pacific <https://journals.sagepub.com/doi/pdf/10.1177/1010539521998854>

<sup>62</sup> UN Women (n.d.). Asia-Pacific. Pacific Partnership to End Violence Against Women and Girls <https://asiapacific.unwomen.org/en/countries/fiji/ending-violence-against-women/pacific-partnership>

<sup>63</sup> Pacific Community (n.d.). Pacific Platform for Action on Gender Equality and Women's Human Rights 2018-2030 <https://www.sistalibrary.com.vu/pacific-platform-for-action-on-gender-equality-and-womens-human-rights-2018-2030/>

<sup>64</sup> UNICEF (2015). Report on the Pacific Conference on Ending Violence against Children <https://www.unicef.org/pacificislands/media/896/file/Pacific-EVAC-Preview.pdf>

<sup>65</sup> Pacific Community (2021). Vanuatu's Experience: Implementation of Domestic Violence Legislation <https://www.spc.int/updates/blog/2021/09/vanuatus-experience-implementation-of-domestic-violence-legislation>

### 3.2.3. GBV 撤廃に向けた太平洋地域の取り組みの現状と課題

#### 各国における取り組みの現状

国家レベルでも、さまざまな形態の GBV を根絶するための政策や行動計画の策定が進められている。例えば、パプアニューギニアの「GBV 防止と対策のための国家戦略 2016-2025<sup>66</sup>」は、GBV を国家の最優先課題として掲げ、女性の保護のための法整備や若年層を対象とした意識啓発を推進する方針を掲げている。フィジーでは 2009 年に DV 法が制定され、2020 年には「女性と少女に対する暴力を防止するための国家行動計画」策定のためのコンサルテーションが開始された<sup>67</sup>。ソロモン諸島では、2010 年に女性に対する暴力をなくすための国家政策を採択<sup>68</sup>したことで、女性・青年・子ども・家族省の予算が増額され、2014 年には、国内初の包括的な DV 法である「家族保護法」が可決された。マーシャル諸島においては 2011 年に DV 防止保護法<sup>69</sup>が、クック諸島では 2012 年に職場男女平等法が、それぞれ制定された<sup>70</sup>。表 3-4 は、その他各国において行われている取り組みの一例である。

表 3-4. 太平洋地域諸国における政策・取り組み

取り組み	年	組織	概要
ソロモン諸島			
National Policy on Eliminating Violence Against Women	2010	ソロモン諸島政府	同政策は GBV 課題に取り組み、GBV 撤廃のため策定された。同政策には 4 つの基本原則がある。それは、暴力を一切容認しないこと、女性の権利を認めること、VAW を撤廃し、ジェンダー平等を達成する責任を共有することである。
パプアニューギニア			
Papua New Guinea National Strategy to Prevent and Respond to Gender Based Violence 2016-2025	2016	パプアニューギニア政府	同戦略は GBV 削減に向けた政府のロードマップである。政府は主要な利害関係者と協力し、GBV の防止と対応を優先し、暴力撤廃を目指す。

<sup>66</sup> Government of Papua New Guinea (2016). Papua New Guinea National Strategy to Prevent and Respond to Gender Based Violence [https://www.femilipng.org/wp-content/uploads/2018/10/PNG-GBV\\_Strategy-2016-2025\\_150816.pdf](https://www.femilipng.org/wp-content/uploads/2018/10/PNG-GBV_Strategy-2016-2025_150816.pdf)

<sup>67</sup> UN Women (2021). Fiji starts national consultations on action plan to prevent Violence Against Women and Girls <https://asiapacific.unwomen.org/en/news-and-events/stories/2021/02/fiji-starts-national-consultations-on-action-plan-to-prevent-violence-against-women-and-girls>

<sup>68</sup> Government of Solomon Islands (2010-2013). National Policy to Eliminate Violence against Women <http://www.svri.org/sites/default/files/attachments/2016-07-25/solomon%20islands.pdf>

<sup>69</sup> Pacific Community (2018). Marshall Islands prosecutors receive training on Domestic Violence Protection and Prevention Act <https://www.spc.int/updates/news/media-release/2018/08/marshall-islands-prosecutors-receive-training-on-domestic>

<sup>70</sup> Government of Cook Islands (2019). National Policy on Gender Equality and Women's Empowerment and Action Plan (2019-2024) <https://www.intaff.gov.ck/wp-content/uploads/2020/07/NPGEWE-Policy-booklet-4.pdf>

フィジー			
Fiji women's plan of action 2010-2019 <sup>71</sup>	2010-2019	社会福祉・女性・貧困削減省 (Ministry of Social Welfare, Women and Poverty Alleviation)	同行動計画は、より良い民主制と社会経済発展のため、男女平等の推進と女性のエンパワメントに焦点が当てられている。女性や子どもに対する差別的な慣習をなくすことが目的であり、主に、雇用と生計向上、意思決定への参加促進、暴力の排除、サービスや法律へのアクセス向上などが指標として掲げられている。
Fiji's National Action Plan to end violence against women and girls <sup>72</sup>	2020	社会福祉・女性・子ども・貧困削減省 (The Ministry of Women, Children and Poverty Alleviation)	同行動計画は女性や少女に対する暴力防止を目的に策定された。DVやIPV、性的暴行などを未然に防ぐための戦略や手法が掲げられている。

## 地域特有の GBV 課題

### ①DV/IPV

太平洋地域では、親密なパートナーによる身体的および性的暴力被害が非常に多く見られる。例えば、キリバス（68%）、フィジー（64%）、ソロモン諸島（64%）、バヌアツ（60%）、マーシャル諸島共和国（51%）では50%以上と、特に比率が高い。同地域における多くの国は、シェルターの設置、法整備、サバイバーのための法的支援などのサービスを提供することで、GBV撤廃に取り組んでいる<sup>73</sup>。

### ②人身取引

アジア太平洋地域では、強制労働を含む人身取引現代が依然として重大な問題となっている。ILOの最新の統計によると、アジア太平洋地域の1,100万人以上が強制労働の犠牲になっており、世界の推定被害者数2,100万人の半分以上を占めている。これは、アジア太平洋地域の1,000人に少なくとも3人が強制労働に従事していることになる。その中には、家事労働、農業、建設、製造、性産業などでの強制労働が含まれる<sup>74</sup>。しかし、同地域の多くの国では法整備が不十分であり、人身取引が特定の犯罪として認識されていないことが課題となっている。

<sup>71</sup> OHCHR (n.d.). Ministry for Social Welfare, Women and Poverty Alleviation. Women's Plan of Action 2010-2019 Volume 2 [https://tbinternet.ohchr.org/Treaties/CEDAW/Shared Documents/FJI/INT CEDAW ADR FJI 24460 E.pdf](https://tbinternet.ohchr.org/Treaties/CEDAW/Shared%20Documents/FJI/INT_CEDAW_ADR_FJI_24460_E.pdf)

<sup>72</sup> Fiji Sun (2020). Fiji's National Action Plan to end violence against women and girls <https://fijisun.com.fj/2020/02/20/fijis-national-action-plan-to-prevent-violence-against-women-and-girls-vuniwaqa/>

<sup>73</sup> Australian Aid (n.d.). Ending Violence Against Women. <https://pacificwomen.org/our-work/focus-areas/ending-violence-against-women/>

<sup>74</sup> ILO (2018). Forced Labour in Asia and the Pacific. [https://www.ilo.org/asia/areas/forced-labour/WCMS\\_634534/lang-en/index.htm](https://www.ilo.org/asia/areas/forced-labour/WCMS_634534/lang-en/index.htm)



### ③レイプ

国連の調査によると、アジア太平洋地域の調査対象国 6 カ国における調査対象者男性 1 万人のうち、ほぼ 4 人に 1 人が過去に女性をレイプしたことを認めており、多くの男性は 10 代からレイプ行為を始めたと認めている。レイプを認めた男性のうち、大多数（約 72-97%）が法的処罰を受けておらず、レイプ行為の犯罪としての不処罰が蔓延していることがわかる。また、レイプを犯した理由として一番多く挙げられたのは、「性行為は女性の同意の有無にかかわらず男性の「entitlement (権利)」だから。」であった<sup>75</sup>。

### ④児童婚・早期妊娠

同地域では、1,000 人あたり 2 人が強制結婚の犠牲になっていると推定されている<sup>76</sup>。児童婚が蔓延しているアジア太平洋地域のほとんどの社会では、女性や少女は家庭や地域社会、社会の中で男性や少年よりも低い地位に位置付けられていることが多い。これは、貧困や、社会に根付く家父長制度などの性規範によるものと考えられる。また、結婚が婚前交渉を防ぐ対策であると考えられていることも、児童婚を促進する要因となっている。矛盾した拘束力のない法律や、法律が実際に執行されないケースはよく見受けられ、児童婚廃絶をより困難なものにしている<sup>77</sup>。児童婚に伴い、早期妊娠も同地域における課題である。ADB が 2016 年に発表した調査によると、太平洋地域ではナウル（94%）が最も高く、次いでマーシャル諸島（85%）、クック諸島（68%）であった<sup>78</sup>。妊娠した思春期の少女は、しばしば羞恥心や社会的孤立、うつ病などの問題に直面する。また、多くの少女が学校を退学する傾向があり、その結果、低技能で低賃金の仕事への就労を余儀なくされている<sup>79</sup>。

### ⑤セクシャル・ハラスメント

民間団体である The Fiji Women's Rights Movement がフィジー国内の 4 都市で行った調査では、調査対象の女性 1,000 人のうち、5 人に 1 人が職場でセクシャル・ハラスメントを経験したことがあることが明らかになった。ハラスメントの発生率が最も高いと報告された産業は、観光産業（宿泊施設、ホテル、レストラン、バー）、次いで公共サービス、保健、小売業であった。しかし、国内ではセクシャル・ハラスメントが深刻な問題とは考えられておらず、多くの場合、人々は問題を隠したり放置する傾向がある<sup>80</sup>。

上記で述べた課題と向き合い、状況を改善するには、政府・行政機関による政策実施のための

---

<sup>75</sup>NPR (2013). Rape Widespread Across Asia-Pacific, U.N. Survey Says.

<https://www.npr.org/sections/parallels/2013/09/10/220983619/rape-widespread-across-asia-pacific-u-n-survey-says>

<sup>76</sup> Walk Free Foundation (2018). Asia and the Pacific Global Slavery Index.

<https://www.globallslaveryindex.org/2018/findings/regional-analysis/asia-and-the-pacific/>

<sup>77</sup> Elisa Sclaro, Aleksandra Blagojevic, Brigitte Filion, Venkatraman Chandra-Mouli, Lale Say, Joar Svanemyr & Marleen Temmerman (2015) Child Marriage Legislation in the Asia-Pacific Region, The Review of Faith & International Affairs, 13:3, 23-31, DOI: 10.1080/15570274.2015.1075759

<sup>78</sup> Asian Development Bank (2016). Gender Statistics The Pacific and Timor-Leste.

<https://www.adb.org/sites/default/files/publication/181270/gender-statistics-pacific-tim.pdf>

<sup>79</sup> UNICEF East Asia & Pacific (2014). Tackling the hidden issue of adolescent pregnancy in Asia-Pacific.

[https://blogs.unicef.org/east-asia-pacific/tackling-hidden-issue-of-adolescent\\_19/](https://blogs.unicef.org/east-asia-pacific/tackling-hidden-issue-of-adolescent_19/)

<sup>80</sup> RNZ News (2021). Violence and harassment, statistics in the Pacific are dire.

<https://www.rnz.co.nz/international/pacific-news/441376/violence-and-harassment-statistics-in-the-pacific-are-dire>

仕組み作りや能力強化が不可欠である。同時に、太平洋地域に蔓延する女性や子どもの地位の低さの是正や暴力の容認を許さない社会を築くためには、教会や教育機関、民間支援団体等と連携し、人々の意識改革や行動変容を促すことも大切である。

### 3.2.4. 太平洋地域の主要開発パートナーおよび NGO 等の支援動向

国連およびその他国際機関(NGO 含む)・二国間援助機関による支援

同地域では、国連の様々な機関から支援を受け、GBV 撤廃に向けての取り組みが行われている。女性に対する暴力の撤廃や、子どもに対する虐待や暴力に関する取り組みが主である。他にも、オーストラリア政府との二国間援助を受けており、被害者女性の保護だけでなく経済エンパワメントなど、自立にむけた支援を行っている。また、国連や他国の政府機関は地域全体の GBV 取り組み強化を目指しており、様々な戦略や行動規範などがある。表 3-5 はその一例である。

表 3-5. 太平洋地域における国連およびその他国際機関、二国間援助、NGO による取り組み

取り組み	年	組織	概要
地域全体			
Asia Pacific Women's Watch (APWW) <sup>81</sup>	2007	APWW	APWW はアジア・パシフィック地域における女性団体ネットワークであり、女性のエンパワメントと人権向上のために、国連や各国政府、非政府組織 (NGO) などと協働のもと、活動を行っている。中央アジア、東アジア、太平洋、南アジア、東南アジアが含まれ、3 大国際女性ネットワークの各代表も参加している。(①Asian-Pacific Resource and Research Centre for Women ②Global Women's Peace Network ③Feminist Media Organisation Isis International Manila)
Track GBV programme <sup>82</sup>	2013	ICAAD	同取り組みは、司法の意思決定の場からジェンダー・バイアスや差別を取り除くことを目的とし、太平洋諸国 12 カ国を対象に実施された。近代の技術を用いたモニタリング、研修、司法改革などが含まれた。また、GBV 犯罪の訴追における判決への差別的アプローチを減らすため、司法の意思決定に関する厳密な分析も行われた。
Partners for Prevention <sup>83</sup>	Phase 1: 2008-2013 Phase 2: 2014-2017	UNDP、 UNFPA、 UN Women、 UNV	同事業はアジア太平洋地域における女性と少女に対する暴力防止のための、UNDP、UNFPA、UN Women、UNV による共同プログラムである。GBV に対して効果的なプログラムや政策の策定を促進・実施することを目的とした。第 1 期 (2008 年～2013 年) は、社会変容のためのネ

<sup>81</sup> Asia Pacific Women's Watch (n.d.). Asia Pacific Women's Watch <https://apww-slwngef.org/about/>

<sup>82</sup> ICAAD (2021). TrackGBV <https://icaad.ngo/trackgbv/>

<sup>83</sup> Partners for Prevention (n.d.). Partners for Prevention <https://www.partners4prevention.org/>

			ットワーキングとコミュニケーションに焦点を当てた。第2期（2014年～2017年）は、GBV 予防介入、支援機関の能力強化、政策提言に焦点を当てた。
Pacific Regional Action Plan: Women, Peace and Security 2012-2015	2012-2015	Peace Women	同行動計画は、太平洋地域において WPS の履行に伴う行動計画の策定や実施を加速させるために策定された。女性のエンパワメント、権利の保護・尊重、社会市民と女性グループの強化などの強化を促進するための戦略や手法が含まれている。
Women, Peace and Security in Asia-Pacific: Emerging issues in National Action Plans for Women, Peace and Security	2016	UN Women	アジア・太平洋地域におけるジェンダーや女性と子どもの安全保障に関する課題を探求し、GBV 削減と、平和と寛容の文化を促進するための取り組みである。
RESPECT Women: Preventing violence against women <sup>84</sup>	2019	UN Women	この取り組みは、国連と WHO の協働で、女性の権利の尊重、男女平等、正当性を促進する目的で策定された。プログラムや政策の立案、実施、モニタリングのための情報が記載されている。
Asian and Pacific Ministerial Declaration on Advancing Gender Equality and Women's Empowerment <sup>85</sup>	2019	UN Women	国連アジア太平洋経済社会委員会の閣僚、代表、準加盟国が、女性や子どもに対する暴力に関するさまざまな課題を再認識し、取り組むことが宣言された。同宣言では各国政府に対して、包括的な社会保護制度、公共サービスおよびインフラを確保するよう呼びかけている。各国政府は、すべての女性と少女が、教育、適正な労働条件、そして金融包摂のための平等な機会を得ることができるよう、適切な措置を講じ、法的・社会的保護を拡大することに合意した。
ソロモン諸島			
Gender Equality Plan for Solomon Islands 2020-2022 <sup>86</sup>	2020	オーストラリア政府	同計画は、オーストラリア政府の Australia's Pacific Women Shaping Pacific Development (Pacific Women) program の一環によって策定された。本プログラムは GBV の撤廃、女性の経済的エンパワメント、リーダーシ

<sup>84</sup> UN Women (2019). RESPECT Women: Preventing violence against women <https://www.unwomen.org/en/digital-library/publications/2019/05/respect-women-preventing-violence-against-women>

<sup>85</sup> Gender (n.d.). Asian and Pacific Ministerial Declaration on Advancing Gender Equality and Women's Empowerment [https://www.gender.go.jp/international/int\\_kaigi/int\\_csw/pdf/sengen\\_e.pdf](https://www.gender.go.jp/international/int_kaigi/int_csw/pdf/sengen_e.pdf)

<sup>86</sup> Australian Government (n.d.). Department of Foreign Affairs and Trade. Gender Equality Plan for Solomon Islands 2020-2022 <https://www.dfat.gov.au/about-us/publications/gender-equality-plan-solomon-islands-2020-2022>

			ップや意思決定の場における女性の参加促進、支援機関の強化を目的としている。本プログラムの下、策定された 10 年間に渡る行動計画は、支援メカニズムと官民連携の強化、新型コロナウイルス感染症の影響で被害に遭った被害者の保護、女性の健康、リプロダクティブヘルスの向上など、さまざまな側面に焦点を当てている。
フィジー			
Empowering Fijian Civil Society in Countering Trafficking in Human Beings	2020	IOM	国際移住機関 (IOM) は、フィジーの国内 NGO「ホームズ・オブ・ホープ」と連携し、欧州連合 (EU) の資金援助を受け、人身取引に関する 2 年間の事業を実施している。同事業は 2020 年 2 月 1 日に実施を開始された。フィジーにおける人身取引の防止、人身取引被害者と権利の保護、そして社会における人身取引に対する意識向上を目的としている。

### 3.3. 中央アジア地域

#### 3.3.1. 中央アジア地域の GBV 課題の概要

中央アジア地域では、多くの女性や少女が、DV/IPV を始めとするさまざまな形態の GBV 被害に遭っている。例えば、15 歳から 49 歳の女性の 18% が、生涯で少なくとも一度は夫や家族、交際相手などの親密なパートナーからの暴力を経験している。また、キルギス共和国やタジキスタンの一部の地域では、男性が女性を強制的に家に連れ去り、結婚を強いるという「誘拐婚」の被害も蔓延しており、被害者の数はキルギス共和国だけでも毎年 12,000 人に及ぶと言われている<sup>87</sup>。この他、児童婚や人身取引も問題となっている。

1991 年のソビエト連邦の崩壊後、独立した中央アジアの諸国において、各民族・国家のアイデンティティの形成に向けた模索が始まった。伝統的価値観や慣習は、民族・国家としてのアイデンティティを形成するうえで核となり、その過程で中央アジア地域においては、家父長制的な価値観や女性の従属的な立場や性役割が再び強調されはじめた。こうした中で、男女間の不平等がさらに拡大し、DV や誘拐婚のような GBV に影響を与えている。

イラク、シリア、アフガニスタンの諸国における紛争ではタジキスタンやウズベキスタンから、雇用機会を求めて多くの男性が紛争に参加した。その際、夫の参戦に伴い、自らの意思に反して帯同した女性もいる。また、中央アジア出身の女性がオンラインで出会ったイスラム過激派組織である Islamic State of Iraq and Syria (ISIS) の男性と恋人関係となり、ISIS に「採用」され、渡航後に性的搾取された例が報告されている<sup>88</sup>。また、2020 年に始まった新型コロナウイルス感染症拡大下では、移動制限や経済不安が人々の精神的ストレスの増加により、女性に対する暴力

<sup>87</sup> World Atlas (n.d.). Bride Kidnapping in Kyrgyzstan <https://www.worldatlas.com/articles/bride-kidnapping-in-kyrgyzstan.html>

<sup>88</sup> 米国内務省 (2021). Trafficking in Persons Report <https://www.state.gov/wp-content/uploads/2021/09/TIPR-GPA-upload-07222021.pdf>

が増加している<sup>89</sup>。キルギス共和国では、2020年の移動制限期間中に報告されたDVの件数が、2019年3月から4月の同期間に比べ65%増加した<sup>90</sup>。

### 3.3.2. GBV撤廃に向けた中央アジア地域の取り組みの現状と課題

#### 各国における政策や取り組みの現状

中央アジア地域では、各国でジェンダー平等の推進に向けた政策が策定され、DVや人身取引の撤廃が優先取り組み課題として掲げられている。例えば、「カザフスタン2050戦略<sup>91</sup>」には、女性と子どもに対する暴力の重罰化が謳われている。トルクメニスタンでは、GBVの防止と対処を目的の一つに掲げる「ジェンダー平等に関する第2次国家行動計画(2021-2025)<sup>92</sup>」が2021年4月に施行された。ウズベキスタンでは、2021年に発表された「ジェンダー平等戦略2020-2030<sup>93</sup>」に暴力や人身取引の防止が含まれた。同時に、GBVの撤廃に向けた法整備も進められている。カザフスタンにおいては2009年に「DV防止法」が制定され、短期間の保護命令や被害者のためのシェルター<sup>94</sup>提供等の支援が可能になった。しかし、DVは未だ法律上で犯罪として認められていない。同じく、タジキスタンでは女性や少女に対する暴力の防止を目的とした「家族に対する暴力防止法」が2013年に制定されたが、カザフスタン同様、法律上DVは犯罪とは定められていない。一方、キルギス共和国では2017年にDV法が施行され、2019年にはDVが犯罪化された。ウズベキスタンでは2018年にDV防止法の草案が作られたが、2019年の時点で、法律の施行には至っていない<sup>95</sup>。

表3-6に中央アジアにおける各国のGBV課題に係る主な戦略等を示す。

表3-6. 中央アジア地域諸国における戦略・計画

戦略・方針名	年	組織	概要
ウズベキスタン			
Development Strategy of Uzbekistan in	2017	ウズベキスタン政府	女性の社会政治活動参加の増加、政府や社会における女性進出の促進、平和構築プロセスへの女性の積極的参加、女性の経済的自立の向上、特に地方に住む女性や若者の雇用確保などの目標が明記されている。

<sup>89</sup> Plan International, Save the Children (2020). Because We Matter. Addressing Covid-19 and Violence Against Girls in Asia-Pacific. [https://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/PI\\_STC\\_BecauseWeMatterPolicyBrief-FINAL.pdf](https://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/PI_STC_BecauseWeMatterPolicyBrief-FINAL.pdf)

<sup>90</sup> UN Women Europe and Central Asia (2020). Safe spaces to protect women and girls from violence arranged as part of EU-UN Spotlight Initiative in Kyrgyzstan <https://eca.unwomen.org/en/news/stories/2020/5/press-release-safe-spaces-spotlight-initiative-in-kyrgyzstan> <https://tajikistan.un.org/en/160232-government-tajikistan-un-and-eu-officially-launch-spotlight-initiative-programme-and-start>

<sup>91</sup> Government of Kazakhstan (n.d). 2050 Strategy address <https://kazakhstan2050.com/2050-address>

<sup>92</sup> United Nations Turkmenistan National Action Plan on Gender Equality for 2021-2025 (2020). National Action Plan on Gender Equality for 2021-2025 signed by the Government <https://turkmenistan.un.org/en/105187-national-action-plan-gender-equality-2021-2025-signed-government>

<sup>93</sup> Uzbekistan Development Strategy Center (2020). Uzbekistan Is Making Robust Progress Towards Ensuring Gender Equality <https://strategy.uz/index.php?news=745&lang=en>

<sup>94</sup> DV被害者らが一時的に保護され安心して生活できる施設

<sup>95</sup> UN Economic Commission for Europe (2019). Report of the Implementation of the Beijing Declaration and Platform for Action. Uzbekistan [https://unece.org/fileadmin/DAM/Gender/Beijing\\_20/Uzbekistan\\_ENG.pdf](https://unece.org/fileadmin/DAM/Gender/Beijing_20/Uzbekistan_ENG.pdf)

2017-2021 <sup>96</sup>			
Uzbekistan National Human rights strategy <sup>97</sup>	2020	ウズベキスタン政府	同戦略は、女性の持つ権利の促進と、女性に対する暴力の撤廃・保護などを目的としている。シェルター提供や、女性の社会経済的強化のためのプログラムなどを通しての女性への支援が明記されている。
Uzbekistan Gender strategy 2020-2030 <sup>98</sup>	2020-2030	ウズベキスタン政府	同戦略は、ウズベキスタン憲法と「男女の権利と機会の平等の保証に関する法律」に基づいて策定された。主な目標は、経済的、政治的、社会的な生活において、出身や宗教、地位に関係なく男女平等を達成することであり、これは同国の開発目標や国連の長期的な持続可能な目標とも一致している。主に、女性のエンパワメント、暴力からの保護、雇用促進、労働移民の権利保護、などに重点を置いている。
カザフスタン共和国			
カザフスタン 2050 戦略 (Kazakhstan 2050 strategy <sup>99</sup> )	2012	カザフスタン金融監視機関 (Financial monitoring agency of Kazakhstan)	カザフスタン 2050 年戦略では、女性と子どもの権利の保護は最も重要な課題と位置づけ、国家の方針や行動計画が明記されている。本戦略には下記が含まれている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>女性および児童の保護、家族および結婚関連の法律の見直し</li> <li>女性や子どもに対する暴力に対する処罰の強化</li> <li>女性が自立できる力と能力の強化と、社会復帰の促進</li> <li>男女平等と機会均等の実現</li> </ul>
キルギス共和国			
Kyrgyzstan National Gender Strategy 2012-2020 <sup>100</sup>	2012	キルギス共和国政府	同戦略は、男女平等を確立することを目的に策定された。具体的には、早婚などの有害な慣習の撤廃、女性や少女に対する暴力の防止、地域レベルでの女性の政治参加の拡大といった分野での取り組みが明記されている。
Kyrgyzstan National Action	2018	キルギス共和国政府	同国家行動計画は、平和と安全の維持を目的とした活動における女性の役割と参加の強化、紛争の予防、女性・少女に対する暴力のリスクを防ぐための政府、地方自治

<sup>96</sup> Government of Uzbekistan (2017). Action Strategy on five priority areas of development of the Republic of Uzbekistan in 2017-2021 <http://strategy.gov.uz/en>

<sup>97</sup> Kun.Uz (2020). Uzbekistan's National Human Rights strategy approved <https://kun.uz/en/news/2020/06/23/uzbekistans-national-human-rights-strategy-approved>

<sup>98</sup> Kun.uz (2020). Uzbekistan develops Gender Strategy for 2020-2030 <https://kun.uz/en/news/2020/02/01/uzbekistan-develops-gender-strategy-for-2020-2030>

<sup>99</sup> AFMRK (2014). Kazakhstan 2050 Strategy <https://afmrk.gov.kz/en/activity/strategy-and-program/strategy-kazakhstan-2050/>

<sup>100</sup> International Alert (2020). Rapid assessment on addressing needs of women and girls from religious communities in the National Strategy and National Action Plan for Gender Equality <https://www.international-alert.org/wp-content/uploads/2021/07/Kyrgyzstan-Rapid-Assessment-Needs-Women-Girls-Sum-EN-2020.pdf>

Plan 2018-2020 <sup>101</sup>			体、民間との連携の強化、また非常事態時における女性や少女の特殊なニーズを考慮した GBV 被害者に対する保護システムの改善などが含まれている。同行動計画には、課題、対策・行動、指標、責任機関、実施条件、実施形態なども細かく記載されている。
タジキスタン共和国			
National Strategy on Activization of Women's Role in Tajikistan <sup>102</sup>	2011-2020	タジキスタン政府	同国家戦略と行動計画には、気候変動対策におけるジェンダー課題の提議がされており、気候変動に関する研修やタジキスタン女性間での気候変動に関する意識の向上を目標としている。
Tajikistan National Action Plan on Elimination of the Worst Forms of Child Labor for 2015-2020 <sup>103</sup>	2015	タジキスタン政府	同国家行動計画は、児童労働に従事している、あるいはその危険性のある子どもがいる家庭に対する社会的保護を提供するものである。支援サービスにアクセスできるよう促進する目的も含まれる。
Tajikistan National Action Plan for Juvenile Justice <sup>104</sup>	2017-2021	タジキスタン政府	国家行動計画は少年司法に関する司法制度の改善を目的としている。少年のための犯罪者更生センターが設立され、少年サポートサービス（JSS）と適切な法的支援を子どもたちに提供することに重点を置いている。
Tajikistan National Action Plan to Counter Trafficking in Persons <sup>105</sup>	2019-2021	タジキスタン政府	タジキスタンは人身取引や子どもの売買に関する規定を、国連条約に沿った国際基準にさらに合致させるため、策定した。24 時間ホットライン <sup>106</sup> や法執行機関と司法部門における能力強化、官民連携などが組み込まれている。
トルクメニスタン			
National Action Plan on Gender Equality for 2021-	2021-2025	トルクメニスタン政府	同行動計画には、7 つの方針が掲げられている。この中には、法整備の強化、ジェンダー視点を取り入れた医療整備、教育への平等なアクセスの促進、GBV の防止と

<sup>101</sup> 1325 NAP Peace Women (n.d.). Kyrgyzstan <http://1325naps.peacewomen.org/index.php/kyrgyzstan/>

<sup>102</sup> UNFCCC (n.d.). National Strategy on Activization of Women's Role in Tajikistan [https://unfccc.int/files/documentation/submissions\\_and\\_statements/application/pdf/cop\\_gender\\_tajikistan\\_04092013.pdf](https://unfccc.int/files/documentation/submissions_and_statements/application/pdf/cop_gender_tajikistan_04092013.pdf)

<sup>103</sup> Child Rights International Network (2016). Tajikistan: Children's Rights References in the Universal Periodic Review <https://archive.crin.org/en/library/publications/tajikistan-childrens-rights-references-universal-periodic-review.html>

<sup>104</sup> UNHCR (2017). Committee on the Rights of the Child reviews reports of Tajikistan <https://www.ohchr.org/EN/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=22069&LangID=E>

<sup>105</sup> U.S. Department of State (2020). 2020 Trafficking in Persons Report: Tajikistan <https://www.state.gov/reports/2020-trafficking-in-persons-report/tajikistan/>

<sup>106</sup> GBV 被害の相談などを受け付けているサービス

2025		対応、女性や少女の経済的エンパワメント、女性の政治や社会活動への参加促進が含まれている。
------	--	--

## 地域特有の GBV 課題

### ①DV/IPV

中央アジア地域においては、15歳から49歳の女性の18%が、生涯で少なくとも一度は夫や家族、交際相手などの親密なパートナーからの暴力を経験している。しかし、その現状は国によって異なる。例えば、キルギス共和国では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、移動制限が行われていた期間中、DVの件数が65%増加したと言われている<sup>107</sup>。カザフスタンでは、17歳から85歳の女性の17%が、生涯のうちに親密な男性パートナーから何らかの身体的暴力を受けたことがあり、21%の女性が精神的暴力を経験したことがあること分かった<sup>108</sup>。一方タジキスタンでは、農村部では男性の就労目的での都市部やより経済的に豊かな近隣諸国・欧州への移住が盛んなため、地元地域において、帯同する若い女性の結婚相手を探す傾向にある。そのため、女性は若くして結婚し、中には学校を退学してしまう女性も多い。従って女性の結果教育のレベルが低くなり、経済移民として経済的にも低所得層に属する。このような社会経済的な地位の低さと家庭内で女性が暴力を受けるリスクの高さの関連性が指摘されている<sup>109</sup>。

DVが蔓延する背景として、地域における文化的背景が考えられる。例えばタジキスタンでは、多くの女性が、女性（特に妻）に対する暴力は一定の条件のもとでは許され、結婚の避けられない要素であると信じている現状がある。タジキスタンやウズベキスタンの女性の多くは、家父長制に基づく性別役割分業が明確であり、女性の家庭内における意思決定権が奪われるとともに、自立が妨げられている。こうした中、夫からの暴力は正当化される傾向が強い<sup>110</sup>。

上記の課題に加え、法規制が未整備なこともDVが蔓延している要因として考えられる。キルギスでは2019年に約6,650人の女性がDV被害を訴えたが、そのうちの約86%は、裁判所に届く前に被害者女性によって取り下げられた。その理由の多くは親族からの圧力を受けたことである。結果、加害者が刑事判決を受けたのは、約200件のみであった<sup>111</sup>。また、タジキスタンでは、2013年から2017年の間で、合計1,296件のDVの被害が警察に通報され<sup>112</sup>、そのうち1,036件が地区警察によって調査され、260件がDV事案対処のため特別に訓練された検査官によって

<sup>107</sup> UN Women Europe and Central Asia (2020), Press release Safe spaces Spotlight Initiative in Kyrgyzstan,

<https://eca.unwomen.org/en/news/stories/2020/5/press-release-safe-spaces-spotlight-initiative-in-kyrgyzstan>

<sup>108</sup> UN Women – Europe and Central Asia (n.d.). Ending violence against women <https://eca.unwomen.org/en/where-we-are/kazakhstan/ending-violence-against-women>

<sup>109</sup> Wood, E.A., Wilson, K.E. & Jacobs, K.D. (2021). Exploring the differences between men's and women's perceptions of gender-based violence in rural Tajikistan: a qualitative study. *BMC Women's Health* 21, 91

<https://doi.org/10.1186/s12905-021-01227-2>

<sup>110</sup> Joshi, M., & Childress, S. (2017). A national survey of attitudes toward intimate partner violence among married women in Kazakhstan, Kyrgyzstan, and Tajikistan: Implications for health prevention and intervention. *Social work in health care*, 56(4), 294-319.

<sup>111</sup> Amnesty International (2021). Women with Disabilities: Invisible Survivors of Domestic Violence in Kyrgyzstan, <https://www.amnesty.org/en/latest/campaigns/2021/06/women-with-disabilities-invisible-survivors-of-domestic-violence-in-kyrgyzstan/>

<sup>112</sup>女性が男性に受けたDV被害の訴えが996件あったのに対し、男性が女性に受けたDV被害の訴えは296件であった。



調査された。しかし、刑事訴追されたのは 65 件のみであった。警察は、被害者の訴えを記録することさえ拒否し、被害者と犯人の間を取り持つよう説得することがある。また、加害者に加担する警察も多い。タジキスタンでは DV 防止法は存在するものの、DV を犯罪として認めておらず、行政責任のみ明記している。加害者の訴追と処罰を求める被害者は、タジキスタンにおける刑法に基づき訴えを起こさなければならない。加えて、同法、すなわちドメスティック・バイオレンス防止法の『ドメスティック』という用語の定義がなされておらず、離婚した女性や一夫多妻、子ども、事実婚をしている女性は保護対象にはならない<sup>113</sup>。このように、法制度の不備、警察への信頼度低さ、社会や家族からの圧力やスティグマにより、被害を告白できずに苦しむ被害者が多い。

被害者支援が行き届いていないことも課題である。同地域において、国レベルで GBV 課題に対処するための具体的な予算枠を設けている国はない。関連予算の編成は、ほとんどが地方当局に委ねられているようである。診療所や女性センターなど、国が運営または後援しているサービスは、資金やリソースが不足しており、支援者の能力が不足していることも多い。警察、裁判官、保健・社会福祉士などの支援者や専門家の能力強化にも十分な資金が割り当てられていない。シェルターやホットラインなどの多くのサービスは、国の支援をほとんど、あるいはまったく受けずに運営されており、長期的にも持続不可能な状態である。暴力のサバイバーである女性のためのシェルターとそれに対応する社会サービスの欠如は、中央アジア地域のすべての国において大きな課題である。危機管理センターやシェルターは一般に都市部にしか存在せず、農村部に住む被害者は保護されることもなく、暴力的な状況から逃れることができずにいる。

## ②人身取引

中央アジアは、性的・労働的搾取を目的とした人身取引の被害者の「供給地」であり、また「中継地」や「目的地」でもある。同地域では、経済や教育の機会の不平等ゆえに、多くの人々がより良い暮らしを求めて他国に移住する傾向にある。その過程で、多くの若者が、高収入を約束して誘い出す人身取引業者の被害に遭っている。同地域では、人々の間で、人身取引問題に対する正しい認識が欠如しており、人身取引に関する法規制も未整備であるため、事案の摘発や処罰に繋がっていないのが現実である。例えばキルギスでは、2016 年前半期において国内で発生した 175 件の人身取引について、キルギス内務省によって同期間に登録された犯罪は 8 件のみであった<sup>114</sup>。

DV 被害同様に、人身取引被害は社会や家族から不名誉なこととレッテルを貼られたり、本人が羞恥心を感じざるを得ない状況等から通告されないことが多い。また、警察や法執行機関が信頼できないとして、被害者が法的な救済支援を求めないことも多い。さらに、警察ではなく、NGO などの民間組織に支援を求めても、民間支援団体は限られたリソースに頼って運営されて

---

<sup>113</sup> Human Rights Watch (2019). “Violence with Every Step” Weak State Response to Domestic Violence in Tajikistan, <https://www.hrw.org/report/2019/09/19/violence-every-step/weak-state-response-domestic-violence-tajikistan>

<sup>114</sup> Central Asian Bureau for Analytical Reporting (2017), Zaynab Dost: Fighting Human Trafficking in Central Asia: Problems and Challenges <https://cabar.asia/en/zaynab-dost-fighting-human-trafficking-in-central-asia-problems-and-challenges>

いるため、被害者のニーズの全てを満たす支援を行うことは困難な状況にある<sup>115</sup>。同地域では、新しい法律や政策を導入するなど GBV 課題解決に向けての一步を踏み出したが、未ださまざまな課題が残っている。

### 3.3.3. 主要開発パートナーおよび NGO 等の支援動向

国連およびその他国際機関(NGO 含む)・二国間援助機関による支援

中央アジア地域では、表 3-7 の通り、各国において UNICEF や UN Women をはじめとした国連機関が、政府の政策策定や実施レベルにおいて、さまざまな取り組みを支援している。

表 3-7. 中央アジア諸国における国連および国際機関、NGO との連携による取り組み

取り組み	年	組織	概要
ウズベキスタン			
UNFPA country programme for 2021-2025 in Uzbekistan <sup>116</sup>	2021	UNFPA	同プログラムの目的は、エビデンスに基づく政策立案能力の強化、政府が妊産婦死亡率を 3 分の 1 削減するための支援である。移民の若者、HIV 患者、地方住民など、社会的・経済的に疎外された女性と少女に特別な注意が払われている。
DV/IPV 被害者への社会復帰・自立支援	2018	ACTED	ウズベキスタンでは、2018 年に新設された DV ホットラインに、1 年で 15,000 件もの相談が寄せられる等、DV の被害は深刻である <sup>117</sup> 。一方で、サバイバーにさまざまな支援を提供する役割を担う行政や民間支援団体の能力やリソース不足が課題である。これを背景とし、ヨーロッパの国際 NGO である ACTED は欧州連合の支援を受け、ブハラ州にある「オイディン・ヌール家族社会保護センター」とサマルカンドにある「ラムディリック・シェルター」と協力し、DV サバイバーと DV のリスクのある女性を対象とした経済的エンパワメントプログラムを行った。このプログラムでは、DV のサバイバー女性たちが自分らしさを取り戻し、自立・社会復帰に向けて歩み始めることを支援するために、サバイバーへの心理カウンセリングや法律相談、保健医療サービス、経済的自立を促すための職業訓練等を提供している。なかでも、起業支援は、起業を希望する女性たちを対象に、企業の公式登録の方法から経営のノウハウに関する研修、さらには起業のための融資を提供している。そして、起業後の女性たちは、同

<sup>115</sup> Ibid (Central Asian Bureau for Analytical Reporting (2017), Zaynab Dost: Fighting Human Trafficking in Central Asia: Problems and Challenges <https://cabar.asia/en/zaynab-dost-fighting-human-trafficking-in-central-asia-problems-and-challenges>)

<sup>116</sup> UNFPA (2020). Executive Board of the United Nations Development Programme, the United Nations Population Fund and the United Nations Office for Project Services: Country programme document for Uzbekistan <https://www.unfpa.org/sites/default/files/board-documents/DP.FPA.CPD.UZB.5.-Uzbekistan.CPD-DRAFT.final-9Nov20.pdf>

<sup>117</sup> ACTED (n.d.). How a shelter in Uzbekistan is supporting women in need: Nadira's story <https://www.acted.org/en/how-a-shelter-in-uzbekistan-is-supporting-women-in-need-nadiras-story/>

			プログラムを通じ、定期的に国内外のさまざまな企業が集い、ビジネスの機会を発掘できる展示会（トレード・フェア）に参加している。ここでは、起業家が自身の事業の製品等を展示し、来場するさまざまな顧客やビジネスパートナーと売買の交渉等を行うことができる。展示会への参加は、女性起業家たちの市場へのアクセス、さらには経済的自立にもつながっている。
カザフスタン共和国			
GBV 対処のための医療従事者向け手順書の作成と研修	2020	UNFPA	UNFPA は、カザフスタンの保健省に対して、GBV の防止と保健医療サービスの質の向上のための技術支援を行い、同国の GBV 被害への対応能力の強化支援を行っている。同取り組みでは、第一線で活動する医療従事者が、暴力のサバイバーに適切な支援を提供するため、医療従事者向けに「GBV 被害者の治療に係る手順書」を作成した。この手順書には、サバイバー女性が必要とする医療サービスやカウンセリング等についての手引きが含まれており、同国の医療機関とその他関係機関との連携体制も明確に示されている。次に医療従事者を対象に、この手順書を運用するためのオンライン研修教材（カザフ語とロシア語）を作成した。2021 年には、シルムケントとトゥルケスタン地方で、合計 40 名の医師、心理学者、ソーシャルワーカーらがこの研修を受講した。
キルギス共和国			
新しいグローバルパートナーシップと子どもに対する虐待撤廃のための基金(New global partnership and fund to end violence against children everywhere)	2016	UNICEF	同事業は、UNICEF が政府、国連機関、市民、学界、民間セクターなどのさまざまなステークホルダーとともに、子どもに対する虐待、搾取、人身取引、あらゆる形態の暴力や拷問をなくす目的のもと実施された。本事業には子どもの保護制度を強化し、子どもに対する暴力予防のための早期介入などが含まれた。
人身取引の撤廃に向けた取り組み	2021	欧州安全保障協力機構 (OCSE)	キルギス共和国では、建設産業において強制労働や性的搾取の人身取引被害が多数報告されている。しかし、人身取引の防止と取り締まりを総括する機関がないことが、人身取引の根絶に向けた取り組みを困難にしている。これを受け、欧州安全保障協力機構 (OCSE) <sup>118</sup> は人身取引課題に取り組む人材の育成と体制強化の

<sup>118</sup> 欧州安全保障協力機構 (Organisation for Security and Co-operation in Europe : OSCE)は、北米、欧州、中央アジアの 57 か国が加盟する地域機関。経済、環境、人権・人道分野における問題が安全保障を脅かす要因となるとの考えをもとに、安全保障分野において軍事的側面のみならず包括的な活動を実施している。

			支援事業を展開している。2021年9月、OSCEは人身取引対策を行う関連機関に対して、人身取引の被害者を特定し、救出するための能力強化研修をイシクル地方で実施した。同研修には、法執行機関、NGO、労働監督機関、社会福祉行政機関等から70名以上が参加し、実際の事案を想定したシミュレーション演習を通じ、男性、女性、子どもの労働および性的搾取のケースの対処方法を学んだ。この研修により、キルギス共和国のさまざまな関係機関による連携や犯罪者の追跡、被害者の安全な救出や適切な対処方法についての理解が深まった。
タジキスタン共和国			
16日間に渡るGBV撤廃のための行動(16 days Activism against Gender-Based Violence)	2019	UN Women	「16日間に渡るGBV撤廃のための行動」は、毎年11月25日の女性に対する暴力撤廃の国際デーに始まり、12月10日の人権デーまで続く国際キャンペーンである。タジキスタンでは毎年このキャンペーンに参加し、GBVに対する認識を高めるためにイベントを開催している。2019年にタジキスタンUN Womenは、タジキスタンの女性と少女が直面している問題に注意を向けさせ、女性の権利の尊重を促すために、16日間の活動で意識向上キャンペーンを展開した。キャンペーンの一環として、女性や少女の教育へのアクセス、社会的保護、司法へのアクセス、情報へのアクセス、現代技術やイノベーションの利用、サイバー暴力、経済的エンパワメントに関するパネルディスカッションが開催され、GBV課題や、女性のエンパワメントに焦点を当てて人々の注意を喚起した。パネルディスカッションには、GBV関係の活動家含め、200人以上の人々が参加した。
DV事案対応に係る警察官の能力強化	2018	OSCE	タジキスタンではDVが社会で広く許容されているため、家庭でDVが起きていても、その多くが通報されない。仮に被害者が警察に被害を届け出たとしても、警察にGBVやDV事案の対処に関する知識や能力が不足していることから、適切な支援を受けることができない。このような状況を改善するために、OSCEは2018年にDV事案に適切に対処できる警察官の育成を目的とし、ガルム、フジャンド、ドゥシャンベの3都市において警察官を対象にした研修プログラムを実施した。このプログラムは内務省と協働して行われ、合計65名の男性・女性警察官が参加した。研修では、性役割やジェンダー規範がいかにDVに結び付いているかという理論が説明された他、DV事案の対処にかかる国際的なベスト・プラクティスも共有された。参加者は、被害者と加害者への適切な対応方法を身に付けるとともに、他の行政機関やNGOとの協力体制の必要性についても学んだ。この支援を通じ、被害を適切に処理し、サバイバーが安心して警察に支援を依頼することができる体制が構築された。

Zindagii Shoista (‘Living with Dignity’)	2014	UK AID	同事業は、対象となるコミュニティの女性を経済的にエンパワーし、女性のニーズに基づいた暴力の予防メカニズムを開発することによって、DVを含むGBV課題に包括的に対処しようとするものである。この取り組みの一環として、GBVに対する認識を高め、労働スキルを磨くためのソーシャル・エンパワメント・セッションが実施された。週1回のセッションが10週間にわたって行われた。その他、経済的エンパワメントも実施され、経済的自立をするためのスキルアップ研修など、さまざまな活動が行われた。
---	------	--------	---

### 3.4. 南アジア地域

#### 3.4.1. 南アジア地域のGBV課題の概要

南アジア地域においては、15歳から49歳までの女性の35%が、生涯で一度は夫や家族、交際相手などの親密なパートナーからの暴力を経験している<sup>119</sup>。また、世界における児童婚の半数は同地域で起きている。この他、「家族の名誉を傷つけた」として家族や親族によって殺害される名誉殺人なども後を絶たない。女性は従順な妻であり、家事や育児に専念する母であるべきだとする社会規範や性役割意識、カースト制度（社会身分制度）や結婚持参金（ダウリー）や児童婚等の有害な慣習によって、多くの女性や少女たちが身体的・性的暴力を経験している。

南アジア地域においては、紛争や災害影響地域の女性や少女たちはさまざまなGBV被害を経験している。例えば、2009年まで政府とタミル・イーラム解放のトラ(LTTE)による内戦を経験したスリランカでは、タミル系の女性や少女に対する強かんや性的虐待が多数発生した<sup>120</sup>。緊張状態が続く、インド北部とパキスタン北東部の国境付近に広がるカシミール地方においても、IPVや強かんの被害の増加が報告された<sup>121</sup>。また、2004年にインド洋沖大地震と津波による自然災害時には、避難所でのレイプや孤児の子どもたちの人身取引被害が多数起きた<sup>122</sup>。世界に衝撃をもたらした2021年のアフガニスタンにおけるタリバン勢力の進撃と制圧下では、女性の行政官や裁判官、警察官、ジャーナリスト、人権活動家に対する性暴力や身体的な暴力などが多発したことが報告された<sup>123</sup>。

さらに、2020年初頭からの新型コロナウイルス感染症拡大下でも、女性や少女に対する暴力

<sup>119</sup> WHO (2021). Violence against women prevalence estimates, 2018: global, regional, and national prevalence estimates for intimate partner violence against women and global and regional prevalence estimates for non-partner sexual violence against women. <https://www.who.int/publications/i/item/9789240022256>

<sup>120</sup> Human Rights Watch (2013). “We will teach you a lesson”. Sexual Violence against Tamils by Sri Lankan Security Forces <https://www.hrw.org/report/2013/02/26/we-will-teach-you-lesson/sexual-violence-against-tamils-sri-lankan-security-forces>

<sup>121</sup> The New Humanitarian (2020). Nowhere to turn for women facing violence in Kashmir <https://www.thenewhumanitarian.org/news-feature/2020/07/09/Kashmir-women-violence-coronavirus>

<sup>122</sup> Asia Pacific Forum on Women, Law and Development (2005). スマトラ島沖地震被災国における女性の人権問題 [https://wn-kobe.or.jp/bosai/oversea/stunami\\_.pdf](https://wn-kobe.or.jp/bosai/oversea/stunami_.pdf)

<sup>123</sup> UN (2021). Afghanistan: Record number of women and children killed or wounded <https://news.un.org/en/story/2021/07/1096382>

が増加したことが報告された<sup>124</sup>。例えば、ネパールでは、全国のホットラインへの電話相談が感染拡大前に比べて約2倍に増加した<sup>125</sup>。バングラデシュでは、IPVの被害が増加した<sup>126</sup>。同国のNGOであるBRACの「人権と法務サービスプログラム」の実施するホットラインに寄せられた、IPVを始めとする女性や少女に対する暴力に関する電話相談の数は、2020年3月から4月にかけて、2019年同月比で70%も増加した<sup>127</sup>。

### 3.4.2. GBV 撤廃に向けた南アジア地域の取り組みの現状と課題

#### 各国における取り組みの現状

現在、南アジア地域では、複雑なGBV課題に対処するため、各国がGBV撤廃に向けた国家政策や行動計画を策定してきている。例えば、インド政府は「女性のエンパワメントのための国家政策（2001）」において、女性に対するあらゆる差別や暴力撤廃を目標の一つに掲げている<sup>128</sup>。パキスタンの国家5カ年計画（2013-2018）も、DVや名誉殺人を含む女性に対する暴力の撤廃を取り組み目標に掲げている<sup>129</sup>。スリランカにおいては、「ジェンダーに基づく暴力への対応に向けた国家行動計画（2016）」や「人身取引対策に向けた国家行動計画2021-2025」等、GBVや人身取引に特化した行動計画を策定している<sup>130</sup>。インドやバングラデシュでは、GBVに関する法律の整備も進められている。インドでは2005年に夫や家族、家庭の中の暴力から女性を保護するためのDV女性保護法が制定された<sup>131</sup>。また、性暴力被害を防ぐため、加害者の厳罰化が進み、下位カーストに属する人々に対するレイプや殺人などの行為を処罰するための残虐行為防止法も定められている<sup>132</sup>。バングラデシュにおいては、2020年よりレイプの加害者に対しての厳罰化が進み、レイプ犯に対する求刑の範囲に死刑が加わった<sup>133</sup>。表3-8は、各国における政策や法律の一部である。

表 3-8. 南アジア地域諸国における政策・取り組み

戦略・方針名	年	組織	概要
インド			

<sup>124</sup> UNDP (2020). UNDP Brief Gender Based Violence and Covid 19 <https://www.undp.org/publications/gender-based-violence-and-covid-19>

<sup>125</sup> 世界銀行 (2020). South Asia Women in the Workforce Week <https://www.worldbank.org/en/events/2020/02/18/south-asia-women-in-the-workforce-week>

<sup>126</sup> UN Women (2020). Covid-19 Bangladesh Rapid Gender Analysis. [https://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/RGA%20Bangladesh.Final\\_May2020.pdf](https://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/RGA%20Bangladesh.Final_May2020.pdf)

<sup>127</sup> Human Rights Watch (2020). “I Sleep in My Own Deathbed” Violence against Women and Girls in Bangladesh: Barriers to Legal Recourse and Support <https://www.hrw.org/report/2020/10/29/i-sleep-my-own-deathbed/violence-against-women-and-girls-bangladesh-barriers>

<sup>128</sup> Ministry of Women and Child Development (2015). National Policy for Women Empowerment 2001 <https://wcd.nic.in/womendevlopment/national-policy-women-empowerment>

<sup>129</sup> Ministry of Planning Development and Special Initiatives (n.d.). 11<sup>th</sup> Five Year Plan (2013-2018), Chapter 10 Gender and Women Empowerment <https://www.pc.gov.pk/uploads/plans/Ch10-Gender-and-women-development1.pdf>

<sup>130</sup> Office of the Cabinet of Ministers Sri Lanka (2021). National Action Plan to Monitor and Combat Human Trafficking [http://www.cabinetoffice.gov.lk/cab/index.php?option=com\\_content&view=article&id=16&Itemid=49&lang=en&dID=10944](http://www.cabinetoffice.gov.lk/cab/index.php?option=com_content&view=article&id=16&Itemid=49&lang=en&dID=10944)

<sup>131</sup> 女性共同法律事務所 (2009). インドの女性に対する暴力 <https://www.josei-law.com/archives/blog/503/>

<sup>132</sup> 国際人権 NGO 反差別国際運動 (2018), 法律をなし崩しにするインド最高裁判決 [https://imadr.net/books/194\\_4/](https://imadr.net/books/194_4/)

<sup>133</sup> BBC (2020). Bangladesh to introduce death penalty for rape <https://www.bbc.com/news/world-asia-54480233>

National Policy for the empowerment of women India <sup>134</sup>	2001	女性・子ども発達省 (Ministry of Women and Child Development)	同政策の目標は、インドにおける女性の地位向上とエンパワメントである。女性とその子どもが平等に司法にアクセスできるよう、より優れた法制度とともに、より良い社会経済環境を作ることが課題とされた。具体的な指標としては、市民社会、特に女性支援を行う組織とのパートナーシップの構築と強化、女性や少女に対する差別やあらゆる形態の暴力の撤廃、開発プロセスにおけるジェンダーの観点の主流化、女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃を目指した法制度の強化、国家の社会的、政治的、経済的生活における女性の参加と意思決定への平等なアクセスが含まれる。
National Policy for women, India <sup>135</sup>	2016	女性・子ども発達省 (Ministry of Women and Child Development)	同政策の目的は、家庭、地域社会、職場、政治において女性の権利と機会の平等を促進することである。具体的には、母体および出生前の死亡率の改善や男性の不妊手術を含むリプロダクティブヘルスに関する戦略の策定、60歳以上の女性のための医療サービスの強化、コミュニティを巻き込んだ啓発・アドボカシー活動の実施、未亡人、独身、別居、離婚した女性の脆弱性に対処するための包括的な社会保護メカニズムの設計などが含まれる。
スリランカ			
Policy Framework and National Plan of Action to address Sexual and Gender-based Violence (GBV) in Sri Lanka 2016- 2020 <sup>136</sup>	2016-2020	女性子ども省 (Ministry of Women and Child Affairs)	同政策立案と国家行動計画は、「スリランカにおけるジェンダーに基づく暴力のゼロトレランス」を軸にして策定され、「女性と子どもに対する暴力のない生活」を目的に掲げている。
ネパール			
National Plan of Action for "Year Against Gender	2010	首相官邸・閣僚会議 (Office of the Prime Minister)	同国家行動計画の長期目標は、女性、男性、少女、少年が潜在能力を十分に発揮し、尊厳のある生活を送ることができ、GBVのない国を作ることである。同行

<sup>134</sup> Government of India (n.d.). Ministry of Women and Child Development: National Policy for the empowerment of women 2001 India <https://wcd.nic.in/womendevlopment/national-policy-women-empowerment>

<sup>135</sup> Government of India (2016). Ministry of Women and Child Development. National Policy for Women 2016 (Draft): Articulating a Vision for Empowerment of Women [https://wcd.nic.in/sites/default/files/draft\\_national\\_policy\\_for\\_women\\_2016\\_0.pdf](https://wcd.nic.in/sites/default/files/draft_national_policy_for_women_2016_0.pdf)

<sup>136</sup> The Ministry of Women and Child Affairs (2016). Policy Framework and National Plan of Action to address Sexual and Gender-based Violence (GBV) in Sri Lanka 2016- 2020 <http://gbvforum.lk/r-library/document/GBV%20National%20Action%20Plan.pdf>

Based Violence, 2010" (Nepal) <sup>137</sup>		and Council of Ministers)	動計画は GBV の予防と被害者の保護のための 6 つの目標と具体的な活動が記載されている。
Nepal National Action Plan 2011-2016 <sup>138</sup>	2011	平和構築省 (Ministry of Peace and Reconstruction)	同行動計画の目的は、公正な社会の確立という目標達成に寄与することである。NAP は、UNSCR1325 等の履行に関する行動計画である。
バングラデシュ			
Bangladesh Climate Change and Gender Action Plan <sup>139</sup>	2013	環境森林省 (Ministry of Environment and Forest)	同計画は気候変動に関する女性や子どものニーズを基に策定された。これは、気候変動関連の政策、戦略、介入にジェンダー平等を主流化することが目的である。ジェンダー主流化が進められる分野は下記の 4 つである。(1) 食糧安全保障、社会的保護、健康、(2) 総合的な災害管理、(3) インフラ、(4) 緩和と低炭素化開発
Bangladesh National Action Plan 2019-2022 <sup>140</sup>	2019-2022	外務省 (Ministry of foreign affairs)	同行動計画は、女性や子どもに対する暴力の防止、人身取引や災害に関する政策などが含まれている。3 つのテーマ別に分類され、9 つの目標が掲げられている。(1)「予防」では社会的結束を強化し、あらゆる形態の紛争や暴力、女性に対するあらゆる差別を防止するため、人々の意識を向上させることが目標とされている。(2)「参加」では、平和構築、平和維持活動、暴力の防止を含む平和と安全に関する意思決定への女性の参加を促すことが目標である。(3)「保護・救援・復興」では、女性の安全と権利を保護し、人道支援と災害救援に関する政策とプログラムへの女性参加を促し、女性特有のニーズに対応することが目標として掲げられている。

## 地域特有の GBV 課題

### ①DV/IPV

南アジア諸国において、女性や少女に対する暴力は、ジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する上で大きな障害となっている。人口保健調査 (Demographic and Health Surveys)

<sup>137</sup> UN Women (2010). Nepal: National Plan of Action for "Year against Gender-Based Violence" <https://evaw-global-database.unwomen.org/en/countries/asia/nepal/2010/national-plan-of-action-for-year-against-gender-based-violence>

<sup>138</sup> Government of Nepal (2011). Nepal National Action Plan on Implementation of the United Nations Security Council Resolutions 1325 & 1820 [http://1325naps.peacewomen.org/wp-content/uploads/2020/12/nepal\\_2011.pdf](http://1325naps.peacewomen.org/wp-content/uploads/2020/12/nepal_2011.pdf)

<sup>139</sup> IUCN (2013). Bangladesh Climate Change and Gender Action Plan <https://portals.iucn.org/union/sites/union/files/doc/bangladesh.pdf>

<sup>140</sup> 1325 NAP Peace Women (2019-2022). Bangladesh: National Action Plan on Women, Peace and Security <http://1325naps.peacewomen.org/wp-content/uploads/2021/04/NAP-WPS-Bangladesh-2019-2022-1.pdf>



の調査結果をみると、身体的なIPVが最も多い15カ国に、南アジアの4カ国（バングラデシュ、インド、パキスタン、ネパール）が入っている<sup>141</sup>。DVは「個人的な」問題であるという考えが定着しており、警察や正式な司法制度へ通告されないことが大きな課題である<sup>142</sup>。また、DVが起こる要因として、女性らしさと男性らしさなど、根強い家父長制を含む性規範が挙げられる。Global Report Card on Adolescents 2012によると、インドでは少年の57%、少女の53%が、夫が妻を殴る行為は正当化されると考えている<sup>143</sup>。一方、支援機関の体制の改善も取り組むべき課題である。ネパールやバングラデシュ、パキスタンでは、警察官の汚職が横行し、警察官が賄賂を請求することがあり、警察側の説明責任と透明性が乏しい。また、警察署における対応の悪さも、女性が支援を求めるのをためらう理由である。その他、被害者支援に関してどの国でも共通している課題は、利用できるサービスに対する認識の欠如である。他にも、支援機関の人員不足、能力不足、連携体制が課題として挙げられる。

## ②人身取引

南アジア地域の人々は、非識字、貧困、教育、経済的要因の影響を受けており、人身取引の被害に遭いやすい。パキスタン、インド、バングラデシュは、人身取引被害の報告件数が世界で最も多い上位10カ国に含まれる。南アジア地域における人身取引の形態を見ると、性的搾取被害が多く、性奴隷や強制売春が行われている。International Journal of Gynaecology & Obstetricsが2006年に発表した調査によると、毎年、南アジアの約22万5,000人の男性、女性、子どもが人身取引の犠牲になっており、その大半は性的搾取の目的である。南アジア諸国では、国家戦略において人身取引における性的搾取や被害者支援は優先課題として扱われていない。同地域における人身取引の問題を包括的かつ正確に分析するために必要な具体的データの欠如も、対応が遅れている要因の一つである<sup>144</sup>。

同地域では子どもに対する強制労働も問題である。同地域では、5歳から14歳の子どもの12%が児童労働に従事していると推定されている。児童労働者は、カーペットや衣料品製造、家事サービス、農業、漁業、鉱業など、さまざまな産業で見うけられる<sup>145</sup>が、子どもの商業的な性的搾取も深刻な課題となっている。インターネットを介した性的搾取、児童買春、セックスツーリズム、児童ポルノなど、子どもは常にさまざまな形態の危険にさらされている。教育レベルの低さおよび雇用機会の少なさが児童売春に影響するため、教育へのアクセスと質を改善することで、児童労働の減少に繋がると考えられている<sup>146</sup>。

---

<sup>141</sup> Solotaroff, J. L., & Pande, R. P. (2014). Violence against Women and Girls : Lessons from South Asia. Washington, DC: World Bank. <https://www.icrw.org/wp-content/uploads/2017/07/Partner-Violence-in-South-ASIA-Report-Final-file-17-04-2017.pdf>

<sup>142</sup> Overseas Development Institute (2017). Tackling intimate partner violence in South Asia, <https://cdn.odi.org/media/documents/11342.pdf>

<sup>143</sup> Times of India (2012). 57% of boys, 53% of girls think wife beating is justified

<https://timesofindia.indiatimes.com/india/57-of-boys-53-of-girls-think-wife-beating-is-justified/articleshow/12862006.cms>

<sup>144</sup> The International Scholar (2020). Analysis South Asia's Unspoken Sex Trafficking Problem,

<https://www.theintlscholar.com/periodical/09/08/2020/south-asia-human-trafficking-prostitution-sex-slavery>

<sup>145</sup> UNICEF South Asia (n.d.). Child labour and exploitation. <https://www.unicef.org/rosa/what-we-do/child-protection/child-labour-and-exploitation>

<sup>146</sup> Ibid (UNICEF South Asia (n.d.). Child labour and exploitation. <https://www.unicef.org/rosa/what-we-do/child-protection/child-labour-and-exploitation>)

### ③有害な習慣

南アジア地域では、FGM、酸攻撃や性別選好による女児墮胎などが問題になっている。同地域ではインドやバングラデシュなどを含め、FGMが広く行われているにも関わらず、FGMを法的に禁止している国は一つもない。FGMの実施を阻止するための法的・行政的措置がない理由のひとつとして、人々の間での問題意識が低いことが挙げられる。文化的慣習であると捉える人が多く、通報しないことも要因の一つである<sup>147</sup>。また、酸攻撃や性別選好による女児墮胎も同地域で見られる GBV である。酸攻撃は、結婚の申し込みの拒否やレイプによる不名誉な行為、食事の支度の遅れや土地問題など、さまざまな理由から女性に対する処罰として行われる。ほとんどの場合、被害を受けた女性や少女は政府からの支援や医療施設もあまり受けられず、家族からも不名誉と突き放され孤独な生活を余儀なくされている<sup>148</sup>。一方インドでは、酸攻撃だけでなく性別選好による女児墮胎も取り組むべき課題である。インドの国勢調査によると、2011年の男女別の人口比は、男性1,000人に対して女性は914人と報告されている<sup>149</sup>。これはインド社会に根付いている少女に対する劣勢な考えが反映されている。インド社会において、少年は稼ぎ手と見なされる一方で、少女はあらゆる社会階層で家族の経済的負担と見なされる傾向にあることが、女児墮胎の促進要因となっている。実際、少年は少女よりも栄養価の高い食事や質の高い医療を受けられる傾向にある。性別選好による女児墮胎により、2030年までにインド全体で女性の出生数が680万人減少すると推定されている<sup>150</sup>。

### ④名誉殺人

家族に定められた相手以外の人との結婚や、異なる宗教間での結婚を望むなど、社会文化的なルールから逸脱したとみなされた女性が、家族の名誉を守るためとして、女性の家族の手によって殺害されることを「名誉殺人」と呼ぶ。現在、主にパキスタンを始めとするイスラム諸国で名誉殺人が広まっている。UNFPAによると、毎年約5,000人の女性が名誉殺人によって死亡しており、その大半はパキスタン、インド、バングラデシュで起きていると推定されている<sup>151</sup>。インド、パキスタンでは、それぞれ毎年1,000人も女性が名誉殺人の被害にあっていると推定されているが、被害の多くは通報されていないと考えられている。名誉殺人はパキスタンにおいても重大な課題と捉えられており、2016年には名誉殺人法が制定されたが、名誉殺人は家族による家族の一員に対する殺人行為であるため、家族である加害者を「恩赦」するケースも多く、このため警察も時間の無駄であると捉え、法的対処されないことが少なくない<sup>152</sup>。アフガニスタンでは、GBVの中でも、名誉殺人被害が依然として非常に多く、未だ増加傾向にある<sup>153</sup>。

<sup>147</sup> Equality Now (n.d.). FGM In The Asia Pacific Region. [https://www.equalitynow.org/fgm\\_in\\_the\\_asia\\_pacific\\_region/](https://www.equalitynow.org/fgm_in_the_asia_pacific_region/)

<sup>148</sup> UN.ESCAP (2012). Harmful traditional practices in three countries of South Asia : culture, human rights and violence against women. <https://hdl.handle.net/20.500.12870/3876>.

<sup>149</sup> インド人口統計 2011 (2011). Sex Ratio in India. <https://www.census2011.co.in/sexratio.php> access: December 08, 2021

<sup>150</sup> The Guardian (2020). Selective abortion in India could lead to 6.8m fewer girls being born by 2030. <https://www.theguardian.com/global-development/2020/aug/21/selective-abortion-in-india-could-lead-to-68m-fewer-girls-being-born-by-2030>

<sup>151</sup> UNFPA (2000). The State of the World Population 2000 [https://www.unfpa.org/sites/default/files/pub-pdf/swp2000\\_eng.pdf](https://www.unfpa.org/sites/default/files/pub-pdf/swp2000_eng.pdf)

<sup>152</sup> Asia Democracy Chronicles (2022) <https://adnchronicles.org/2022/03/15/the-horror-of-honor-killings/>

<sup>153</sup> Voices of Influence Australia (2021). Afghanistan: Honour Killings, Women's Rights & Gender Equality <https://www.voicesofinfluence.com.au/essays/afghanistan-honour-killings-womens-rights-amp-gender-equality>

名誉殺人の加害者は、名誉殺人を、家族の評判を守るため、伝統に従うため、あるいは誤って解釈された宗教的要求を遵守するための行為だと考えている。そのため、名誉殺人事件が報告されても、有罪判決に至ることはほとんど無い。なぜなら、名誉殺人を犯した加害者（家族や親族）は、警察に被害者が自殺したと通告するため、殺人事件として正式に登録されることがないからである。このように被害者が保護されないだけでなく、加害者処罰がなされないのは深刻な課題である<sup>154</sup>。

#### ⑤ダウリー制度

ダウリーとは、結婚の際に、新婦の両親が新郎の家族に現金や家具、衣服、宝石などの持参金を贈る慣習のことである。ダウリー殺人とは、新婦側が新郎側によって求められるダウリーの額や要望を十分に満たすことができない場合、結婚後にその妻が屈辱的な扱いや身体的・精神的な暴力を受け、時には殺害されることである。持参金に関連する暴力や死亡が世界で最も多いのは、パキスタン、インド、バングラデシュと言われている<sup>155</sup>。インド国家犯罪局によると、2017年では年間を通し約7,000件近くのダウリー殺人被害が報告されている。ダウリー殺人は、2001年には1日あたり約19件であったが、2016年には1日あたり約21件に増加した。これらは通報された件数であり、実際は通報されていない、またはダウリー殺人として処理されていない事案も中には存在する。ダウリー制度は、インドにおいて1961年に法的に犯罪とされている。しかし、同国ではいまだに重要な習慣として残っている地域も多く存在する。その際、法律による処罰を逃れるために、夫やその家族が直接女性を殺さず、精神的、肉体的に嫌がらせをして自殺に追い込むケースもある<sup>156</sup>。ダウリー制度が残る背景にある、文化的・社会的規範を改善すべく、更に厳しい法整備と人々の意識改革、そしてコミュニティ教育が強く求められている。

#### ⑥児童婚

世界で発生した児童婚の総数のほぼ半分が南アジア地域で起こっており、同地域における平均児童婚率は45%と非常に高い。中でもバングラデシュでは59.4%、インドでは40%、ネパールでは38.5%の少女が児童婚の被害に遭っている<sup>157</sup>。児童婚は、教育水準の低下、早期妊娠、それに伴う妊産婦の罹患や死亡など深刻な事態を招く恐れがある。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により学校閉鎖が続き、同地域ではさらに20万人の少女が結婚を余儀なくされると予想されている<sup>158</sup>。また、10代の妊娠率も高く、バングラデシュでは35%、次いでネパールの21%、インドの21%と順となっている。児童婚をさせられた被害者は、早期妊娠だけでなく、IPV被害を受ける可能性も高いとされている<sup>159</sup>。

<sup>154</sup> Getlegal India (2021). Dowry Cases in India: A Legal Study <https://getlegalindia.com/dowry-case/>

<sup>155</sup> Tiwari, Shalupriya (2016). Dowry Deaths <https://ssrn.com/abstract=2760851>

<sup>156</sup> SheThePeople (2021). 20 Women Die A Day: Dowry Deaths Still A Threatening Reality In India? <https://www.shepeople.tv/top-stories/opinion/dowry-deaths-reality-in-india-but-until-when/>

<sup>157</sup> 世界銀行 (2017). Economic Impacts of Child Marriage: Global Synthesis Report

<sup>158</sup> The Guardian (2020). Covid crisis could force extra 2.5m girls into child

<https://www.theguardian.com/society/2020/oct/01/covid-crisis-could-force-extra-25m-girls-into-child-marriage-charity>

<sup>159</sup> Mehra, D., Sarkar, A., Sreenath, P. et al. Effectiveness of a community based intervention to delay early marriage, early pregnancy and improve school retention among adolescents in India. BMC Public Health 18, 732 (2018). <https://doi.org/10.1186/s12889-018-5586-3>

これらの現状を改善するには、同地域に根強く残る男児選好やカーストに基づくジェンダー不平等を是正し、GBV 撤廃に向けた法規制の周知・徹底が必要である。また、宗教間・カースト間の差別撤廃に向けて人々の行動変容を促す取り組み、性暴力・名誉殺人・女兒墮胎・酸攻撃といった犯罪行為を根絶するためのプログラムの推進等も求められる。IPV や性暴力のサバイバーを保護するためのシェルター整備、行政機関と民間団体による被害者に寄り添った切れ目のない支援・連携体制を強化していく必要もある。

### 3.4.3. 南アジア地域の主要開発パートナーおよび NGO 等の支援動向

国連およびその他国際機関（NGO 含む）・二国間援助機関による支援

南アジア地域では、英国や米国を始めとする二国間援助や国連や国際機関による取り組みも広く実施されている。表 3-9 は、好事例と思われるものを示す。

表 3-9. 南アジア地域における国連および国際機関、二国間援助、NGO による取り組み

取り組み	年	組織	概要
地域全体			
Safer Cities Programme		Plan International, UN-Habitat, Women in Cities International	同プログラムの目標は、思春期の少女（13 歳～18 歳）のために、安全で包摂的な都市を構築することである。期待される成果として、安全性と公共スペースへのアクセスの向上、都市開発とガバナンスへの積極的かつ有意義な参加の増加、都市における少女の自律移動の増加が挙げられる。同プログラムは南アジア地域のインド（ジャピウル、デリー）、ベトナム（ハノイ）において実施されている。
アフガニスタン			
Gender based violence treatment protocol	2015	USAID	同事業は、公衆衛生システムを強化しながら、GBV サバイバーに寄り添った高品質な支援を提供するために必要な知識とスキルを医療従事者に提供することを目的としている。医療施設の査定、医療従事者向け情報教育コミュニケーション製品の開発と配布、医療システムの強化、約 6,500 人の医療従事者を対象とした能力強化などが行われた。
インド			
UNiTE: the UN Secretary General's Campaign to End Violence against Women	2008	UN インド	2013 年 11 月、同国では女性に対する暴力撤廃の国際デー（IDEVAW）イベントとして「国連インド共同アドボカシー&コミュニケーション・キャンペーン」を開始した。6,300 人以上が参加する啓発活動キャンペーンとアドボカシー活動を実施した。例えば、携帯アプリの TikTok を利用した啓発キャンペーンを実施し、女性に対する暴力のな

			い世界を実現するために、人々の意識を高め、行動を喚起行った。
公共交通機関のバス運転手・車掌に対するハラスメント防止研修	NA	DfID	<p>公共バスは、女性にとって最も身近で重要な交通手段の一つである。他方、女性は、公共交通機関の利用に際して、ハラスメント行為を含めた GBV の被害に遭いやすい。英国の Department for International Development(DfID)の支援を受け、インドのボパールにて通勤/通学者の男性と女性利用者を対象に実施した調査では、回答した女性の 88% が公共交通機関の利用中にセクシャル・ハラスメントを受けたことがあり、40%が少なくとも週に一度はハラスメントを受けていることが分かった。同調査では男女の移動パターンに相違があることや、交通分野で働く人々のセクシャル・ハラスメントを含めた女性を取り巻く状況や課題への理解が十分でない実態も明らかになった。調査結果を踏まえて、DFID は公共交通機関における女性の安全確保のために、地元の女性団体と連携し、男性のバス運転手や車掌に対する研修を実施した。研修参加者は、ハラスメントの形態や、関連する法律や女性の権利について学習し、ハラスメントの発見方法や、実際にハラスメント事案が発生した場合の対応方法についても習得した。研修を通じて、バス利用者の安全確保の重要性への認識も高まった。このような取り組みが、女性によるバス利用の増加に繋がり、女性の労働や社会参加の推進にも貢献することが期待されている。</p>
スリランカ			
男性を対象にしたジェンダー平等に向けた取り組み (スリランカ)	2010	CARE International	<p>女性に対する暴力を撤廃してくためには、ジェンダー平等の推進や GBV 撤廃に向けた男性の意識の強化と行動への参加が不可欠である。スリランカでは、男性の意識・行動の変容を促すプログラム (Empowering Men to Engage and Redefine Gender Equality: EMERGE)が、国際 NGO の CARE により実施された。家族やコミュニティ内における GBV の撤廃のために、男性がジェンダー平等な社会変革をもたらす重要な主体 (エージェント) として育成された。EMERGE に参加した若者の男性は、女性に対する暴力を根絶するためには、地域や社会、家庭における男性自身の行動変容が必要だと理解するようになった。その上で、ジェンダーに基づく固定観念や固定的性別役割分業、マスキュリニティ (男らしさ) の考えに基づく有害な慣習や慣行を解消するための取り組みを、女性とともに推進す</p>

			<p>ることが重要と考えるようになり、地域での啓発や教育を行うピア・エデュケーター<sup>160</sup>として活躍している。更に、スリランカ国内の4県（District）を対象に、マスキュリティについての大規模調査が、Partners for Preventionプログラム<sup>161</sup>と CARE の協力の下で実施され、EMERGEプログラムの効果についても調査が行われた<sup>162</sup>。調査結果とともに、GBV の撤廃や有害なマスキュリティの解消にむけた政策が政府機関や大学等研究機関を交えて議論された。その結果、国会議員の男性を含めた参加者・機関の GBV に関する理解が向上するとともに、各機関や職場における GBV への対処を促す政策策定の促進に繋がった。</p>
<p>バングラデシュ</p>			
<p>The Multisectoral Program on Violence against Women (MSPVAW)</p>	<p>2017</p>	<p>International Center for Research on Women、ビル &amp; メリンダ・ゲイツ財団、バングラデシュ政府</p>	<p>同事業は、バングラデシュ政府とデンマーク政府との協働で実施された。北京行動綱領を受けて 2000 年に開始され、現在第 4 フェーズを実施中である。プログラムの目的は、省庁間の協調的かつ統合的なアプローチを通じて、バングラデシュにおける女性に対する暴力の救済と防止を図ることである。</p> <p>そのために、サービスの品質、効率、持続可能性を改善・向上を目標とした。VAW および関連する公共サービスに対する意識は、関連機関および一般市民の間で改善され、関連施設の使用が増加した。Ministry of Women and Children's Affairs と主要な政府機関の連携体制も見直され、VAW に関連する省庁間の調整と行動が改善された。</p>

### 3.5. 中南米地域

#### 3.5.1. 中南米地域の GBV 課題の概要

中南米地域では、15 歳から 49 歳の女性の 25% が、生涯で少なくとも一度は家族や夫、親密なパートナーからの暴力（IPV）の被害を経験している<sup>163</sup>。また、同地域では、面識のない人からの身体的・性的暴力や、フェミサイド（女性・少女であることを理由にした殺人）も多発している。その他、児童婚や人身取引も深刻な問題となっている。

<sup>160</sup> 地域社会の同世代の仲間等に対して啓発を行う人。

<sup>161</sup> UNDP、UNFPA、UN Women、および UNV によるアジア太平洋地域における、男性・少年を巻き込んだ GBV 防止を目的としたプログラム。

<sup>162</sup> P4P Partners for Prevention (2008). Violence is preventable UNDP, UNFPA, UN Women & UNV regional joint programme for the prevention of violence against women and girls in Asia and the Pacific <http://partners4prevention.org/>

<sup>163</sup> WHO (2021). Violence against women prevalence estimates, 2018: global, regional, and national prevalence estimates for intimate partner violence against women and global and regional prevalence estimates for non-partner sexual violence against women <https://www.who.int/publications/i/item/9789240022256>

これらの暴力の背景には、中南米地域に根付く「マチスモ」文化や、蔓延する貧困などがある。マチスモは、「男性性優位主義」を意味する用語である。マチスモの語源であるマッチョ (Macho) はスペイン語で「雄」を意味し、生殖能力や身体的な強さなど生物学的な男らしさを意味している。マチスモ文化が根付いた社会では、暴力を使って身体的な強さを証明することや、多くの子どもを産ませる行為が美德とされている。同時に、女性には寛容さと従順さが求められている<sup>164</sup>。マチスモは認識を誤ると女性の権利の侵害に繋がる危険性がある<sup>165</sup>。実際、同地域で性暴力やフェミサイド等の GBV が多発している背景として、女性に対する暴力すら容認するマチスモ文化の影響が指摘されている<sup>166</sup>。

中南米地域では、2020 年初頭からの COVID-19 の感染拡大により、女性と少女に対する暴力の増加が多数報告されている。例えば、ホンジュラスでは、パンデミック以降、DV の通告件数は、1 週間毎に 4.1% 増加した。コロンビアでは、ロックダウン（都市封鎖）が実施されてから最初の数日間のうちに、ロックダウン前と比べ、女性に対する DV 事件に 51% の増加がみられた<sup>167</sup>。ロックダウンにより、DV の加害者である夫との時間が増えることで、暴力を受けるリスクが増加したことや、シェルターや相談センターへのアクセスが途絶えることにより、被害者の逃げ場がなくなってしまったことなどが考えられている<sup>168</sup>。

### 3.5.2. GBV 撤廃に向けた中南米地域の枠組み

中南米地域ではあらゆる GBV の撤廃に向けて政策策定・法整備が進められている。同地域では、1995 年に女性に対する暴力を防止し、罰し、撤廃するための米州人権条約「ベレン・ド・パラ条約」が採択された。2020 年 3 月の時点で、米州機構の 35 の加盟国のうち 32 ヶ国が同条約に署名し、批准または加盟している。2008 年には米州機構により「フェミサイドに関する宣言」も採択された。これらを受け、2019 年の時点で、この地域の 18 カ国がフェミサイドの犯罪化に関する法律を制定している<sup>169</sup>。

2017 年には、ラテンアメリカ・カリブ経済委員会（EC 中南米）とウルグアイ政府が主催し、第 13 回ラテンアメリカ・カリブ地域女性会議が行われた。女性に関するさまざまな地域協定や法律の効果的な実施について議論された。この結果、「2030 年までの持続可能な開発枠組みの中でのジェンダーに関するアジェンダの実施のためのモンテビデオ戦略」が採択された<sup>170</sup>。

---

<sup>164</sup> 畑 恵子 (2017). 教育とエンパワメントーラテンアメリカの事例から

[https://www.waseda.jp/inst/diversity/assets/uploads/2017/01/2016\\_report\\_08\\_hata.pdf](https://www.waseda.jp/inst/diversity/assets/uploads/2017/01/2016_report_08_hata.pdf)

<sup>165</sup> JICA (2019). 男性が父親になるということ <https://www.jica.go.jp/project/guatemala/004/news/20191030.html>

<sup>166</sup> Journal on World Affairs (2021). Machismo Culture and Gender-Based Violence in Latin America are Connected Phenomena <https://journalonworldaffairs.org/2021/12/13/machismo-culture-and-gender-based-violence-in-latin-america-are-connected-phenomena%ef%bf%bc/>

<sup>167</sup> IRC (2020). IRC data shows an increase in reports of gender-based violence across Latin America <https://www.rescue.org/press-release/irc-data-shows-increase-reports-gender-based-violence-across-latin-america>

<sup>168</sup> UN Women (n.d.). Asia-Pacific. Pacific Partnership to End Violence Against Women and Girls <https://asiapacific.unwomen.org/en/countries/fiji/ending-violence-against-women/pacific-partnership>

<sup>169</sup> UNODC (2019). Global Study on Homicide [https://www.unodc.org/documents/data-and-analysis/gsh/Booklet\\_5.pdf](https://www.unodc.org/documents/data-and-analysis/gsh/Booklet_5.pdf)

<sup>170</sup> Cornell Law School (n.d.). Venezuela. <https://www.law.cornell.edu/women-and-justice/location/venezuela>

表 3-10. フェミサイド・IPVに関する法律の制定国・年

フェミサイドに関する法律（制定国・年）	IPVに関する法律（制定国・年）
コスタリカ（2007）、ベネズエラ（2007）、グアテマラ（2008）、チリ（2010）、エルサルバドル（2011）、アルゼンチン（2012）、ニカラグア（2012）、メキシコ（2012）、パナマ（2013）、ボリビア（2013）、ホンジュラス（2013）、ペルー（2013）、エクアドル（2014）、ドミニカ共和国（2014）、ブラジル（2015）、コロンビア（2015）、パラグアイ（2016）、ウルグアイ（2017）	ベネズエラ（2007）、メキシコ（2007）、コロンビア（2008）、グアテマラ（2008）、アルゼンチン（2009）、コスタリカ（2009）、エルサルバドル（2010）、ニカラグア（2012）、ドミニカ共和国（2013）、ボリビア（2013）

表 3-11 に、同地域において策定・採択された政策例を記載する。

表 3-11. 中南米地域における地域の枠組み

取り組み	年	組織	概要
the Inter-American Convention on the Prevention, Punishment and Eradication of Violence Against Women, Belém do Pará Convention (MESECVI) of the Organization of American States (OAS)	1995	米州機構 (OAS)	女性に対するあらゆる形態の暴力、特に性的暴力を犯罪とする、法的拘束力のある国際条約である。公然であれプライベートな空間であれ、女性に対する身体的、性的、心理的な暴力撤廃のため、女性の権利を保護・擁護する拘束力のあるメカニズムを確立することを求めている。法的拘束力のある条約として、女性に対する暴力が人間の尊厳に対する攻撃であると非難するだけでなく、それを排除するための国家の義務も概説している。
Montevideo Strategy for Implementation of the Regional Gender Agenda within the Sustainable Development Framework by 2030 <sup>171</sup>	2017	国際連合ラテンアメリカ・カリブ経済委員会 (ECLAC)	モンテビデオ戦略の目的は、ジェンダー平等と女性の自立、人権の観点から、Regional Gender Agenda の実施を潤滑にし、地域レベルで持続可能な開発のための 2030 アジェンダを達成するためのロードマップとして機能するようにすることである。課題を克服するために、同戦略では 10 の柱の下に 74 の施策が掲げられている。(1.規範的枠組み、2.制度的構造、3.参加、4.能力開発と強化、5.資金調達、6.コミュニケーション、7.技術、8.協力、9.情報システム、10.監視、評価、説明責任。モニタリング、評価、アカウンタビリティ)

<sup>171</sup> ECLAC (2017). Montevideo Strategy for Implementation of the Regional Gender Agenda within the Sustainable Development Framework by 2030 <https://www.cepal.org/en/publications/41013-montevideo-strategy-implementation-regional-gender-agenda-within-sustainable>



Advancing the economic empowerment and autonomy of women in the Caribbean through the 2030 Agenda for Sustainable Development (2018) <sup>172</sup>	2018	国際連合ラテンアメリカ・カリブ経済委員会 (ECLAC)	同取り組みは、本地域における女性の経済的自立を促進するために、雇用と起業を通じた女性の経済的機会を強化する立場を明確にした。また、女性の経済的エンパワメントと自立を促進するために、綿密に計画され目標を定めたプログラムや政策を通じて、戦略的な行動を実施できる具体的な分野を明らかにした。
Santiago Commitment A regional instrument to respond to the COVID-19 crisis with gender equality <sup>173</sup>	2021	国際連合ラテンアメリカ・カリブ経済委員会 (ECLAC)	同政策は、ECLAC の加盟国によって、新型コロナウイルス感染症拡大の状況下で採択された。これは、ジェンダー不平等の構造的原因に対処し、短期・中期・長期のパンデミックに対応するための政策を促進する地域的なツールである。同コミットメントにおいて各国政府は、経済危機や不況が女性の生活に与える影響を緩和するために、ジェンダーに配慮した景気対策政策を実施することに合意し、北京宣言と行動綱領 <sup>3</sup> および地域ジェンダー・アジェンダの実施を加速する必要性を再確認した。

### 3.5.3. GBV 撤廃に向けた中南米地域の取り組みの現状と課題

各国における取り組みの現状

中南米地域の各国では、GBV 撤廃に向けた宣言を発表するとともに、GBV の撤廃に向けた法律や政策制度の整備の強化を進めている。例えば、同地域の 10 カ国は、2005 年から 2015 年の間に IPV を防止および処罰するための立法措置を可決した<sup>174</sup>。しかし、政策の実施や法律の施行に関しては未だ徹底されておらず、課題が残されている。

表 3-12. 中南米地域諸国における政策・取り組み

取り組み	年	組織	概要
アルゼンチン			
National Plan for Reducing Unintended Adolescent	2017	国家保健省、社会開発省、教育省 (National Ministries of Health, Social	同国家計画の目的は、意図しない妊娠を予防し減少させることの重要性について人々を教育すること、性とリプロダクティブヘルスに関するサービス・アクセスを改善すること、性とリプロダクティブヘルスについて少女と少年の意識を高めること、性的虐待と暴力を防ぐための

<sup>172</sup> ECLAC (2018). Advancing the economic empowerment and autonomy of women in the Caribbean through the 2030 Agenda for Sustainable Development <https://www.cepal.org/en/publications/43232-advancing-economic-empowerment-and-autonomy-women-caribbean-through-2030-agenda>

<sup>173</sup> ECLAC (2021). Santiago Commitment A regional instrument to respond to the COVID-19 crisis with gender equality [https://www.cepal.org/sites/default/files/events/files/c2100045\\_web.pdf](https://www.cepal.org/sites/default/files/events/files/c2100045_web.pdf)

<sup>174</sup> Evidence and Lessons from Latin America (2016). Regional Evidence Papers. Beyond Domestic Violence Laws in Latin America: Challenges for Protection Services for Survivors [http://ella.practica.org/wp-content/uploads/2016/06/20160414-Fundar\\_Domestic-Violence-REP.pdf](http://ella.practica.org/wp-content/uploads/2016/06/20160414-Fundar_Domestic-Violence-REP.pdf)

Pregnancy-Argentina <sup>175</sup>		Development and Education)	公共政策の強化、現行法の下での合法で安全な中絶を確保することであった。また、意図しない妊娠を防ぐために、さまざまなキャンペーンが実施された。学齢期の未成年者を主な対象とし、ウェブサイトやソーシャルネットワークを通じての情報発信などが行われた。
Argentina- National Action Plan to Prevent and End Violence against Women (2017-2019) <sup>176</sup>	2017	外務・国際貿易・礼拝省 (Ministry of foreign Affairs, International Trade and Worship)	同計画は、女性に対する暴力の防止と撤廃、被害者支援のため、ジェンダーに基づく公共政策を実施することを目的とした。それは、3つの主要な柱から構成された。1. すべての教育レベルにおける男女平等教育、2. 支援機関の強化、3. 参加型公共政策のモニタリングと評価である。さらに、国家行動計画の一環で、大規模な市民に対する意識向上キャンペーンを展開した。(このキャンペーンは、公共の場におけるストリート・ハラスメントやセクシャル・ハラスメントの問題に注意を喚起し、こうしたハラスメントの基盤となる文化的慣習を撤廃させることを目的とした。)
Brisa Law	2018	アルゼンチン政府	ブエノスアイレス自治市では、2017年にブリサ法が承認された。少女、少年のための経済的賠償法である。これによって、起訴されたか有罪判決を受けた父親の21歳までの少年、少女(実子または養子)のための経済的補償を意味する。ブリサ法の成立により、アルゼンチンのフェミサイドで孤児となった子どもの保護者は、子どもが21歳になるまで政府から毎月300ドルを受け取ることができるようになった。また、孤児は心理的サポートを含む無料の医療を受けることができる。2020年7月現在、推定623人の子どもがこのプログラムによる支援を受けている。
コスタリカ			
Costa Rica - National Plan of Care and Prevention of Domestic Violence 2017-2032 <sup>177</sup>	2017	文化・青年省 (Ministry of Culture and Youth)	同目的は、マチスモ文化の変革、非暴力的な男性性の促進、男女平等を推進すると同時に、処罰のレベルを見直し、女性への保護を保証することで、フェミサイドを防止することである。また、権力支配とマチスモによる支配を根絶するための能力強化することによって、女性と男性の平等を促進することも実施された。

<sup>175</sup> Primero La Gente (n.d.). National Plan for Reducing Unintended Adolescent Pregnancy-Argentina <https://www.argentina.gob.ar/planenia/el-plan-hoy>

<sup>176</sup> Ministry of Foreign Affairs, International Trade and Worship Argentina (2016). National Action Plan for the Prevention, Assistance and Eradication of Violence against Women <https://cancilleria.gob.ar/en/news/releases/national-action-plan-prevention-assistance-and-eradication-violence-against-women>

<sup>177</sup> UNESCO (2019). Costa Rica - National Plan of Care and Prevention of Domestic Violence 2017-2032 <https://en.unesco.org/creativity/policy-monitoring-platform/mcj-actions-national-policy-care>

## 地域特有の GBV 課題

### ①DV/IPV

中南米地域における DV を始めとするジェンダーに基づく暴力は、社会に深く根ざした男性優位の文化や強い性規範の結果として顕著に現れている。同地域の女性の 27% が生涯で少なくとも一度は親密なパートナーから暴力を受けたことがあり、南米ではその数は 33% に達する<sup>178</sup>。新型コロナウイルス感染症拡大の下、加害者とともに家にいる時間が増えるため、DV 被害も増加した。コロンビアでは、全国女性ホットラインへの 1 日の DV 通報は、ロックダウンが開始された最初の 18 日間で約 130% 増加した<sup>179</sup>。昨年同期と比べて 175% 増加している。メキシコでは、DV によるヘルプラインへの通報が、ロックダウン開始から数週間で 60% 増加した。ドミニカ共和国では、女性省の運営する暴力支援サービスに、ロックダウン開始から 25 日間に 619 件の通報があった<sup>180</sup>。

### ②フェミサイド

2016 年に出版された *A Gendered Analysis of Violent Deaths* では、フェミニスト率が最も高い 25 カ国のうち 14 カ国が中南米諸国であると報告されている。2018 年には、同地域全体で 3,529 人の女性がフェミサイドの犠牲者となっている<sup>181</sup>。フェミサイド被害がなくなる要因として、支援者や法執行機関の、フェミサイド含む GBV に対する認識の低さが挙げられる。また、同地域には、被害者と加害者の関係を含む男女別データ、およびフェミサイドが発生する社会的背景を理解するための調査や情報が欠如している。そのため、包括的な支援や法整備を整えることが困難である。支援や十分な司法制度の欠如は、同地域におけるフェミサイドに起因しているといえる。また、同地域ではフェミサイド加害者の 98% が訴追されないままである<sup>182</sup>。一方、コロンビアでは加害者処罰に進歩が見られ、2015 年にフェミサイド法が導入された。これにより、人々の間での問題意識を高まったようにも見られるが、メディアはフェミサイドについて厳密に報道しておらず、事件に言及する際に「crime of passion」といった不適切な表現が用いられている<sup>183</sup>。

### ③児童婚

UNICEF によると、同地域の少女の 4 人に 1 人が 18 歳までに結婚を経験している。同地域は、

---

<sup>178</sup> OECD (2020). Addressing femicide in the context of rampant violence against women in Latin America <https://www.oecd.org/gender/data/addressing-femicide-in-the-context-of-rampant-violence-against-women-in-latin-america.htm>

<sup>179</sup> Reuters (2020) Another pandemic: In Latin America, domestic abuse rises amid lockdown. <https://www.reuters.com/article/health-coronavirus-latam-domesticviolenc-idINKCN2291JM>

<sup>180</sup> ReliefWeb (2020) Surge in violence against girls and women in Latin America and Caribbean. <https://reliefweb.int/report/world/surge-violence-against-girls-and-women-latin-america-and-caribbean>

<sup>181</sup> OECD (2020). Addressing femicide in the context of rampant violence against women in Latin America <https://www.oecd.org/gender/data/addressing-femicide-in-the-context-of-rampant-violence-against-women-in-latin-america.htm>

<sup>182</sup> Global Citizen (2020). Femicide: Everything You Need to Know. <https://www.globalcitizen.org/en/content/what-is-femicide-everything-you-need-to-know/?template=next>

<sup>183</sup> International Bar Association (n.d.). Latin America: urgent need for regional response as rates of femicide spiral. <https://www.ibanet.org/article/6A981E06-DC9F-4B07-B690-632DEF63E366>

過去 25 年間で児童婚が減少していない唯一の地域である。児童婚に対する認識と被害者への支援の欠如、政府機関、学識者、社会における主要なアクターの不在が、児童婚の高い割合に起因している。同地域では、生活・教育水準が低い農村部にてよく見受けられる。対策を練らなければ、同地域は 2030 年までに世界で 2 番目に児童婚が多い地域となる<sup>184</sup>。また、同地域では子どもに対する性的虐待も問題である。UNICEFによると、同地域では、1 時間に約 228 人の子どもが性的虐待を受けており、性的暴行を受けたとされる子どもの年齢は平均 8～9 歳で<sup>185</sup>、3～4 歳の子どもの 10 人に 9 人は、精神的虐待、DV や体罰、早期教育放棄などの被害にさらされている<sup>186</sup>。

#### 3.5.4. 主要開発パートナーおよび NGO 等の支援動向

国連およびその他国際機関（NGO 含む）・二国間援助機関による支援

同地域では、国連機関を中心に、被害者の保護・社会復帰支援などが進められている。表 3-13 に好事例と思われるものを示す。

表 3-13. 中南米地域における国連およびその他国際機関や NGO による取り組み

取り組み	年	組織	概要
地域全体			
Latin American Model Protocol for the investigation of gender-related killings of women (femicide/feminicide) <sup>187</sup>	2013	UN Women	犯罪現場、法医学研究所、証人や容疑者の尋問、事件分析、起訴状の作成、法廷での対応など、司法に携わる人々や法医学専門家などの支援の質の改善のための取り組みである。
ILO Win-Win: Gender equality means good business <sup>188</sup>	2018	ILO、EU	同取り組みは、ILO と UN Women が共同で実施する事業で、欧州連合が資金を提供している。同事業の目的は、女性の成長と発展のため、女性のもつ可能性を生かすことである。また、ジェンダー平等と女性のエンパワメントに対する企業や雇用主・企業会員組織のコミットメントを強化し、コミットメントを実行するための能力強化を行うことも目的としている。

<sup>184</sup> UNICEF (n.d.). Child marriage and early unions in Latin America and the Caribbean.

<https://www.unicef.org/lac/en/child-marriage-and-early-unions-in-latin-america-and-the-caribbean>

<sup>185</sup> Universitat Oberta de Catalunya (2020). Sexual abuse among men: a stigmatized phenomenon in Latin America.

<https://www.uoc.edu/portal/en/news/actualitat/2020/465-sexual-abuse-among-men-stigmatized-latin-america.html>

<sup>186</sup> OCHA (2020). Children are the hidden victims of Latin America's Corona crisis,

<https://reliefweb.int/report/world/children-are-hidden-victims-latin-america-s-corona-crisis>

<sup>187</sup> OHCHR (n.d.). Latin American Model Protocol for the investigation of gender-related killings of women (femicide/feminicide)

<https://www.ohchr.org/Documents/Issues/Women/WRGS/LatinAmericanProtocolForInvestigationOfFemicide.pdf>

<sup>188</sup> ILO (2018). Regional official launch of the “Win-Win: Gender equality means good business” ILO, UN Women and EU,

Sao Paulo, Brasil [https://www.ilo.org/actemp/news/WCMS\\_645577/lang-en/index.htm](https://www.ilo.org/actemp/news/WCMS_645577/lang-en/index.htm)

ジャマイカ			
Break the Silence campaign	2015	UNICEF、教育青少年省、児童登録局 (Ministry of Education and Youth, Office of the Children's Registry, UNICEF)	児童登録局 (OCR) は 2015 年に「Break the silence キャンペーン」を開始し、ジャマイカ人に児童虐待撤廃を呼びかけた。これは、一般市民、特に子どもたちが、虐待に対する認識を高め、既知または疑いのある事例をすべて報告するとともに、子どもに対する虐待の廃絶を促す目的である。このイニシアティブのもと、虐待の被害者であると疑われる子どもたちと最初に接触する第一応答チームが設立された。また、テレビで放映される啓発ビデオ、ラジオでの公共広告、さらに配布用啓発教材も作成された。その後、2016 年にこのキャンペーンは拡大され、「Break the Silence School Tour」が開催された。生徒、教師、保護者に、児童虐待について、また、既知の事件や疑いのある事件を特定し報告する方法について感化することを目的とした。キャンペーン中、学校の指導者は、虐待を受けている特徴として何を探すべきか、どのように虐待に対処するかについての研修を受けた。
ペルー			
You are not alone' initiative	2020	UNDP	ペルーでは、COVID-19 の感染拡大に伴うロックダウンのため、GBV の被害が著しく増加した。これを受けて、UNDP はペルーのジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進に向けた国内本部機構である女性・社会的弱者省 (Ministry of Women and Vulnerable Populations) とともに、「No estas sola (You are not alone)」“あなたは一人ではない”イニシアティブを立ち上げた。このイニシアティブでは、家庭内で DV を受けて一人で悩んでいる女性たちに、「あなたは一人ではない。ここに連絡すれば支援が受けられる。」というメッセージを伝え、支援につなぐための取り組みである。
ホンジュラス			
Honduras National Plan to combat Violence against Women (2014-2022) <sup>189</sup>	2014	AECID National Institute for Women (INAM)	同取り組みは、ホンジュラスにおけるジェンダー平等と女性と少女のエンパワメントを促進する政策とプログラムを通じて、GBV を撤廃することを目的としている。具体的には、GBV の予防、発見、被害者とサバイバーへの包括的で専門的な支援、情報提供、法整備などが含まれる。

<sup>189</sup> Gender Index (2019). Honduras <https://www.genderindex.org/wp-content/uploads/files/datasheets/2019/HN.pdf>

### 3.6. アフリカ地域

#### 3.6.1. アフリカ地域の GBV 課題の概要

アフリカ地域では、15 歳から 49 歳の女性の 33%が生涯で一度は夫や交際相手など親密なパートナーからの暴力を経験している<sup>190</sup>。その他、FGM や児童婚・早期妊娠といった有害な慣習や、性的搾取を目的とした人身取引なども同地域では深刻な問題である。

同地域において、女性は家事や育児に専念すべきといった固定的性別役割分業や、女性は男性に従属する存在であるという社会規範によりさまざまな形態の GBV が正当化されている。FGM は男性によって女性が身体的・性的に支配される暴力で、特に同地域の西アフリカ地域で最も多く見られる。また、娘を嫁がせるのと引き換えに家族が相手家族から金品を受け取る「ブライド・プライス」の慣習は、貧困層における児童婚率の高さにもつながっている。性的搾取や強制労働などの人身取引の被害は教育レベルが低く就労機会の乏しい女性や少女たちの間で特に多く起きている。

紛争や災害などの緊急事態下にある同地域の国々では、女性や子どもに対するさまざまな GBV が増加する傾向にある。例えばソマリアでは、長期化した内戦のもと、武装集団によるレイプを含むさまざまな形態の GBV 被害が発生している<sup>191</sup>。内戦の続く中央アフリカ共和国においても、多くの女性や子どもたちが、強制労働や性的搾取の被害を受けている<sup>192</sup>。南スーダンでも同様に、長期に渡る紛争や民族対立などの影響により、女性や少女が児童婚やレイプの被害を受けている<sup>193</sup>。ナイジェリアでは、武装集団ボコ・ハラムによる、少女の拉致や、強制結婚、集団レイプ、虐殺などの被害が報告されている<sup>194</sup>。

2020 年初頭からの新型コロナウイルス感染症拡大も影響を与えており、同地域においても、ロックダウン（都市封鎖）や学校閉鎖により、女性や少女に対する暴力の増加が多数報告されている<sup>195</sup>。例えばケニアでは、新型コロナウイルス感染症による影響で経済的困窮に陥った家庭が、少女を強制的に結婚させるケースが発生している。エチオピアの東ゴジヤム地域では、この時期の全結婚件数のうち約 42%が児童婚であったと報告されている。児童婚の増加に伴い、ケニアや

---

<sup>190</sup> WHO (2021). Devastatingly pervasive: 1 in 3 women globally experience violence <https://www.who.int/news/item/09-03-2021-devastatingly-pervasive-1-in-3-women-globally-experience-violence>

<sup>191</sup> UNFPA (2021). Overview of Gender-Based Violence in Somalia [https://somalia.un.org/sites/default/files/2021-04/somalia\\_gbv\\_advocacy\\_brief\\_05march21.pdf](https://somalia.un.org/sites/default/files/2021-04/somalia_gbv_advocacy_brief_05march21.pdf)

<sup>192</sup> Global Protection Cluster (2013). Gender-Based Violence In a Forgotten Conflict [https://www.globalprotectioncluster.org/assets/files/field\\_protection\\_clusters/Central\\_African\\_Republic/files/CAR\\_GBV\\_AoR\\_Advocacy\\_Brief\\_EN.pdf](https://www.globalprotectioncluster.org/assets/files/field_protection_clusters/Central_African_Republic/files/CAR_GBV_AoR_Advocacy_Brief_EN.pdf)

<sup>193</sup> Gross, C., Kudelko, K., & Purvis, C. (2010). Gender-Based Violence in Southern Sudan: Justice for Women Long Overdue. A study for the Enough Project by the Allard K. Lowenstein International Human Rights Clinic at Yale Law School <https://enoughproject.org/files/Lowenstein%20Study%20-%20Sudan.pdf>

<sup>194</sup> Refugees International (2016). Nigeria's Displaced Women and Girls: Humanitarian Community At Odds, Boko Haram's Survivors Forsaken <https://static1.squarespace.com/static/506c8ea1e4b01d9450dd53f5/t/572ce8f8f699bb5f617d2319/1462561020546/20160421+Nigeria.pdf>

<sup>195</sup> UNDP (2020). UNDP Brief Gender Based Violence and Covid 19 <https://www.undp.org/publications/gender-based-violence-and-covid-19>

ウガンダでは 10 代の妊娠も増加している<sup>196</sup>。また、ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence: DV) や性暴力の被害数も増加傾向にある。東アフリカ全体では、DV や性暴力を含む GBV の通告件数が前年度比で 48%増加した<sup>197</sup>。

### 3.6.2. GBV 撤廃に向けたアフリカ地域の枠組み

同地域では、アフリカ連合、南部アフリカ開発共同体 (SADC) 等により地域レベルのさまざまな GBV 撤廃に向けた戦略や政策フレームワークや各国による政策策定も進められている。

2005 年には「人及び人民の権利に関するアフリカ憲章に基づくアフリカにおける女性の権利に関する議定書 (マプト議定書)」がモザンビークのマプトでアフリカ連合によって採択された。本議定書には、女性に対する暴力に関する特定の法律の制定、加害行為の犯罪化と法律の適用、暴力防止のための十分な予算、啓発のための研修の実施、有害な慣習・慣行の撤廃に向けた取り組み、司法・保健・シェルターなど被害者のための措置の確保など、広汎な内容が含まれる<sup>198</sup>。

2006 年には「アフリカのグレート・レイク地域の安全・安定・開発に関する協定」(The Pact on Security, Stability and Development for the Great Lakes Region) が制定され、グレート・レイク地域各国によって署名された。同協定の第 11 条には、女性と子どもに対する性暴力の防止と削減が掲げられている<sup>199</sup>。

2013 年には「アジェンダ 2063 : 私たちが望むアフリカ」と題し、2063 年までに実現すべきアフリカの包括的成長と持続可能な開発のための共通枠組みがアフリカ連合によって定められた。特に第 6 目標には、GBV、女性に対する社会的・経済的・政治的差別の撤廃、FGM や児童婚などの有害な慣習の撤廃が謳われている<sup>200</sup>。

2018 年には、南部アフリカ開発共同体 (SADC) により GBV 課題に取り組むためのフレームワーク (SADC Regional Strategy Framework of Action for Addressing Gender-Based Violence 2018-2030) が定められた。本政策には、GBV 撤廃に向けた戦略や各国に求められるアクションが盛り込まれている。

表 3-14. アフリカ地域における地域の枠組み

戦略・方針名	年	概要
アフリカ連合 (AU)		

<sup>196</sup> Plan International (2020). Under Siege: Impact of COVID-19 on Girls in Africa <https://plan-international.org/publications/under-seige-impacts-covid19-african-girls>

<sup>197</sup> The African Union Commission - Women, Gender and Development Directorate (AUC-WGDD), UN Women, OHCHR and UNFPA (2020). Gender Based-Violence in Africa During COVID-19 Pandemic [https://au.int/sites/default/files/documents/39878-doc-final-final-policy\\_paper\\_gbv\\_in\\_africa\\_during\\_covid-19\\_pandemic.pdf](https://au.int/sites/default/files/documents/39878-doc-final-final-policy_paper_gbv_in_africa_during_covid-19_pandemic.pdf)

<sup>198</sup> 林陽子 (2015) 女性差別撤廃委員会における「女性に対する暴力 (VAW)」への取り組み [https://www.jstage.jst.go.jp/article/kokusaijosei/29/1/29\\_81/pdf](https://www.jstage.jst.go.jp/article/kokusaijosei/29/1/29_81/pdf)

<sup>199</sup> International conference on the Great Lakes Region (2012). The Pact on security, stability and development for the Great Lakes Region [https://www.icglr.org/images/LastPDF/Pact\\_EN-Modified\\_2012.pdf](https://www.icglr.org/images/LastPDF/Pact_EN-Modified_2012.pdf)

<sup>200</sup> African Union (n.d.). Our Aspirations for the Africa We Want <https://au.int/en/agenda2063/aspirations>

人及び人民の権利に関するアフリカ憲章に基づくアフリカにおける女性の権利に関する議定書(マプト議定書)	2003	2003年にモザンビークのマプトにおいて開催されたアフリカ連合の第2回サミットで採択された議定書である。本議定書は女性の権利を包括的に保障し、締約国に対して法的およびその他の措置の規定をしている。例えば、女性に対する暴力に関する法律の策定、加害者処罰に関する法律の適用、適切な財政的資源を暴力予防に割り当てる、意識改革のための研修、FGMの廃絶、被害者のための措置の確保(司法・保険・シェルター等)が含まれる <sup>201</sup> 。2022年5月時点で、AU加盟国55カ国のうち、42カ国が批准した(署名・批准していない国は2カ国、署名したが批准していない国は10カ国)。結婚可能年齢を18歳とする規定や(第6条)、人工妊娠中絶などリプロダクティブヘルスに関する権利(第14条)などについて懸念を示す国もあり、いくつかの国は同意できない条項について保留している。
SDGEA: Solemn Declaration of Gender Equality in Africa	2004	同宣言は、2004年にAU会議にて採択された。ジェンダー平等を達成し、国際的および地域的な女性の権利に関する文書へのコミットメントを強化するため、加盟国への継続的な行動を求めた。具体的に6つの行動分野を定めている(平和と安全、人権、健康、教育、経済的エンパワメント)、GBV課題に取り組む国家の責任にも言及している。また、マプト議定書の批准を求めている。
アジェンダ 2063	2015	2015年のAU首脳会議にて合意された長期ビジョン。アフリカの政治、経済、社会分野における、あらゆる形態のGBVの撤廃が目標として設定されている。
The Network of African Women in Conflict Prevention and Mediation (Fem-wise)	2017	紛争の予防と調停、および平和構築と紛争後の再建と開発に関する取り組みにおける女性の役割を強化することを目的として設立されたネットワークである。Peace and Security Architecture of the African Union (APSA)の中に設置され、安全保障における女性の参加を促進する取り組みについて協議を行う。
AU Strategy for Gender Equality & Women's Empowerment 2018-2028	2018	同戦略はアジェンダ 2063の目標6の実現のため策定された、AUにおけるジェンダー平等と女性のエンパワメントのための戦略である。本戦略では、4つの柱を軸に取るべき具体的な行動が規定されている。
Continental Results Framework: Monitoring and Reporting on the Implementation of the Women, Peace and Security Agenda In Africa 2018 - 2028	2018	同フレームワークは、アフリカにおけるWPSアジェンダの履行をモニタリング・評価するためにUN WomenやUSAIDと連携して開発。WPSアジェンダの進捗に関して定期的かつ体系的なモニタリングと報告を制度化し、説明責任を果たすために、具体的なモニタリング指標や枠組みを提供している。

<sup>201</sup> 林陽子 (2015) 女性差別撤廃委員会における「女性に対する暴力 (VAW)」への取り組み  
[https://www.jstage.jst.go.jp/article/kokusaijosei/29/1/29\\_81/pdf](https://www.jstage.jst.go.jp/article/kokusaijosei/29/1/29_81/pdf)



The Maputo Protocol Scorecard and Index	2020	同取り組みは、加盟各国によるマプト議定書の履行に係る進捗をモニタリング・評価するために開発されたスコアカードと指標。マプト議定書の条項に応じて加盟国が実施した立法、政策、戦略、プログラム、および事業の実施を評価する。
アフリカ大湖地域国際会議 (ICGLR)		
The Pact on Security, Stability and Development For the Great Lakes Region 2006 – 2013	2006	同協定は、加盟国間の安全、安定、発展を目的としており、加盟国間の関係を統治する法的枠組みが提供されている。アフリカ大湖沼地域に属する 11 カ国によって署名された。10 の議定書から構成され、そのうちの 하나가「Protocol on the Prevention and Suppression of Sexual Violence Against Women and Children」となっている。同行動計画にはさまざまな指標が組み込まれており、女性や子どもに対する暴力の防止も含まれる。またこれに基づき ICGLR は 2014 年にウガンダ・カンバラにおいて GBV への対応に係る能力強化を行うための Regional Training Facility (RTF) を設立し、加盟国の警察官、司法関係者、医療従事者、その他のサービスプロバイダーの広域研修を行っている。
Declaration of the Heads of State and Government of the International Conference on the Great Lake Region	2011	2011 年にウガンダのカンバラで開催された第 4 回通常サミットおよび GBV に係る特別セッションで採択された宣言であり、カンバラ宣言とも呼ばれる。GBV の予防、不処罰の文化の撤廃、被害者への支援等についての取り組みを進めていくことを明記している。
南部アフリカ開発共同体 (SADC)		
Protocol on Gender and Development	2008 (2016 に更新)	同議定書は、SADC 地域の持続可能な開発にとって重要な行動計画および共同体構築イニシアティブへのジェンダー視点の統合と主流化に焦点が当てられている。ジェンダー視点を取り入れた法律、政策、プログラム、事業の開発と実施を奨励し、女性のエンパワメント、差別の撤廃、男女平等を実現することを目的としている。また、SADC 加盟国が地域、大陸、国際レベルで加入しているジェンダーの平等と公平性に関するさまざまなイニシアティブの実施を促進させることも目的に含まれる。同議定書は、憲法と法的権利、ガバナンス、教育と訓練、生産資源と雇用、ジェンダーに基づく暴力、HIV/エイズ、紛争解決などの課題への取り組みにも言及している。
Regional Strategy and Framework of Action for Addressing Gender-Based Violence 2018-2030	2018	同戦略は、地域における GBV の撤廃のため策定された。同戦略は、以下の 5 つの主要なテーマ分野に焦点を当てている。①GBV の予防、②被害者の保護・ケア・支援サービス、③能力強化、④情報・知識管理、⑤連携・ネットワーキング・パートナーシップ。これに沿って、必要となるアクションも記載されている。例えば、有害な文化的規範や慣行の見直し、廃止、変革のための地域社会における啓発活動や、社会経済的影響への対応のための政

		府、地域社会、民間の強力なパートナーシップの形成などが含まれている。
SADC Gender-Based Violence Model Law (draft)	-	2018年に実施された第44回 SADC 全体会議で採択された提案に基づいて、GBV モデル法が現在起草されている。SADC GBV に関するモデル法は、GBV に関する既存の法律の抜け穴を埋めること、地域全体の政策と実施/実践の間のずれへの対応のために策定された法的文書である。同法案の目的のひとつは加盟国が利用できるベンチマークを設定し、GBV 課題に対処する効果的な政策と法律の立案に向けて SADC 加盟国を誘導することである。
東アフリカ共同体 (EAC)		
The East African Community Gender Equality and Development Bill	2016	同取り組みの目的は、EAC (East African Community) の5つのパートナー国で、経済、政治、社会、文化の全ての領域において、ジェンダー平等を推進することである。EAC パートナー諸国は、男女平等や女性の権利に関連するさまざまな地域的および国際的な文書に署名し、批准しており、男女平等に関する国内法も存在する。しかし、これらは女性の権利を完全に保護するものではない。そこで、ジェンダー平等の促進を目的とし、法的拘束力を持った包括的な法案が策定された。
East African Community Gender Policy	2018	同政策は、EAC 地域における女性・少女に平等な権利と機会を保障する包括的なジェンダー政策である。本政策で掲げられている6つの目標のうち一つに「GBV と有害な慣習の予防および対応のための施策を強化する」という項目を設定し、ジェンダーに基づく差別と暴力の禁止、法律・政策の強化、履行義務の保持者の能力強化、教育・医療・HIV/AIDS 予防の各分野と GBV の予防と対応の統合、マルチセクターによる実施体制の強化などを求めている。
アフリカの地域機構		
Running with the Baton! Regional Action Plan for Implementation of United Nations Security Council Resolutions 1325 (2000) and 1820	2000 & 2008	アフリカ地域において UNSCR1325 と 1820 を実施していくため策定された行動計画であり、RAP は、加盟国がコアな問題に対する自国の対応と国家行動計画 (NAP) を評価するためのツールである。この2つの決議は、紛争予防、解決、管理に関する意思決定プロセスへの女性の参加とインクルージョン、および武力紛争状況下での女性や少女に対する性的暴力の防止という重要な問題を取り上げている。戦略的行動には、以下のようなものが含まれる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• IGAD 地域行動計画の作成</li> <li>• IGAD-RAP の地域内における広報と一般市民の意識改革</li> <li>• 女性及び少女に関する統計や包括的な地域研究</li> <li>• アクセス可能な電子文書センターの設立</li> <li>• 分散した住民に資する平和な環境の構築</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>• すべての意思決定レベルにおける女性の代表と参加の増加</li> <li>• 武力紛争時のジェンダーに基づく性的暴力の防止と排除</li> <li>• 被災者のための保健・心理社会的支援サービスおよび医療の提供・改善</li> <li>• 医療サービスの提供及び／又は改善</li> </ul>
IGAD Gender Strategy (2015) Volume 1: The Framework Volume 2: Implementation Plan 2016 – 2020	2016	同戦略はジェンダー主流化を目的に策定された。Volume 1 でジェンダー主流化に向けたフレームワークを提示し、Volume 2 でフレームワークに基づく具体的な実施計画を示している。国ごとのGBV への予防と対応に係る能力強化が重点課題の一つとして設定されている。

### 3.6.3. GBV 撤廃に向けたアフリカ地域の取り組みの現状と課題

#### 各国における取り組みの現状

アフリカ地域の各国では、女性の保護・権利・特別のニーズへの対応および、紛争予防・解決プロセスなどにおける女性の参画促進に向けた「女性、平和、安全保障 (Women, Peace and Security: WPS)」の国家行動計画 (NAPs) の策定が各国で進んでいる<sup>202</sup>。例えば、ジンバブエでは、GBV の撲滅とジェンダー平等の促進を目的とした「GBV 国家戦略 2012-2015」が 2012 年に制定された。マラウイでは「GBV に対応するための国家行動計画 2014-2020」が策定され、GBV の予防と対応のための持続的な取り組みが計画された。ニジェールでは、「国家ジェンダー政策・行動計画」や「思春期・青年期の健康に関する国家戦略計画 2017-2021」が策定され、児童婚の廃止に向けた取り組みなどが明記された。FGM に関する法規制も各国で進んでいる。モーリタニアでは 18 歳未満の少女に対する FGM が禁じられておりジブチでも FGM は違法である。しかし、18 歳以上は対象外などといった課題や法規制の実施の難しさの問題が残っている。

被害者に対するの支援も各国において進められている。しかし、現在同地域においては、被害者に対する医療や心理的サポートに関する支援は提供されているものの、被害者の自立支援や社会復帰に係る支援が同地域では不足している。特に、児童婚や若年妊娠を経験し、学校教育を受けていない少女たちは経済的に自立できるだけの十分な収入を得られることが困難である。そのため、このような少女たちに対する生計向上支援やスキル研修の実施など社会経済的サポートが必要とされている<sup>203</sup>。

表 3-15. アフリカ地域諸国における政策・取り組み

取り組み	年	組織	概要
------	---	----	----

<sup>202</sup> African Union (2018). Continental Result Framework. Monitoring and reporting on the implementation of the women, peace and security agenda in Africa (2018-2028) [https://au.int/sites/default/files/documents/35958-doc-continental\\_result\\_framework\\_on\\_wps\\_agenda\\_in\\_africa.pdf](https://au.int/sites/default/files/documents/35958-doc-continental_result_framework_on_wps_agenda_in_africa.pdf)

<sup>203</sup> 独立行政法人国際協力機構 (JICA) (2022). アフリカ地域 ジェンダーに基づく暴力課題への対応に係る情報収集・確認調査報告書

ガーナ共和国			
COMBAT! Programme Ghana <sup>204</sup>	2002	DfID	同事業は、ガーナ中央部の農村コミュニティにおける、女性と少女に対する暴力（VAWG）の予防と被害者支援のため立ち上げられた。地域における VAWG の原因と影響についての認識向上、IPV を助長する社会規範や慣行の改善、暴力被害者が利用できるカウンセリングや司法支援、その他の社会支援を受けられるよう、支援機関の連携体制の見直しが含まれた。また、同プログラムの下、コミュニティのメンバー、政府機関、その他の主要な関係者を動員する農村対応システム（RRS）が開発された。
Ghana National Action Plan 2	2020	ジェンダー・子ども・社会保護省 (Ministry of Gender, Children and Social Protection)	同計画は、「女性、平和、安全に関する国連安全保障理事会決議（UNSCR）1325」の履行に伴い策定された「ガーナ共和国行動計画1」の第2として策定された。第2行動計画は下記の5つのポイントに焦点を当てている。 1 紛争予防 2 平和と安全保障の制度とプロセス 3 紛争状況や平和支援活動における女性と少女の人権の保護 4 性的・性別に基づく紛争関連暴力を含む女性に対する暴力の防止  洪水や火災のような自然災害や人為的災害における救援、復旧、復興活動において、女性や少女が平等にアクセスし、ニーズに合ったサービスの提供
ジンバブエ共和国			
Zimbabwe National Gender Based Violence Strategy	2012	女性・ジェンダー・コミュニティ開発省（Ministry of Women Affairs, Gender and Community Development)	同戦略は、ジェンダーに基づく暴力を撤廃し、男女平等を促進するためのジンバブエ政府によるコミットメントである。この戦略は、1) 予防、2) サービス提供、3) 調査、文書化、モニタリングと評価、4) 調整という4つの主要成果分野に軸足を置いている。
マラウイ共和国			
National Plan of Action to Combat GBV in Malawi 2014-2020	2014	ジェンダー・子ども・障害・社会福祉省（Ministry of Gender, Children,	同計画はマラウイにおける GBV を予防し、GBV 事案に効果的に対応するための持続可能な支援の枠組みの作成・提供を目的としている。この戦略では、以下の方針が掲げられている。

<sup>204</sup> Prevention Collaborative (n.d.). COMBAT (Community Based Action Teams) <https://prevention-collaborative.org/programme-examples/combat/>

		Disability and Social Welfare, Malawi)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 人権に基づくアプローチ（参加、説明責任等）</li> <li>• 多部門・多分野のアプローチ</li> <li>• 男性との協働（HeforShe キャンペーン、MEGEN との関連）</li> <li>• 若者をターゲットとする</li> <li>• 有望なプログラミングアプローチの研究</li> <li>• 国や地方レベルで、ジェンダーやジェンダーに基づく暴力に対応した予算編成を行い、持続可能性を確保する。</li> <li>• アドボカシーとコミュニケーション</li> </ul> <p>分権的かつ行動指向的</p>
南アフリカ共和国			
IMAGE program	2001-2005	The Small Enterprise Foundation、ロンドン大学衛生熱帯医学大学院、ウィットウォーターズランド大学	<p>同事業は、The Small Enterprise Foundation (SEF)、ロンドン大学衛生熱帯医学大学院、南アフリカのウィットウォーターズランド大学（公衆衛生科）の共同で行われた、地域社会レベルの HIV および GBV 予防事業である。事業の一環として、マイクロファイナンスと女性リーダーの強化を目的とした。コミュニティベースの HIV および GBV 予防プロジェクトである。プロジェクトはマイクロファイナンスサービスと女性リーダーの強化によって構成されている。マイクロファイナンスサービスでは、農村の最貧困層の女性に限定して、収入を得るための活動を開発するための融資を行った。融資は、果物や野菜、古着の販売など、さまざまな小規模事業を支援するために利用された。約 40 人の女性からなるローンセンターが 2 週間に一度、融資の返済、追加融資の申請、事業計画について協議した。一方、より広範な活動や社会的動員の触媒となる女性リーダーの強化が行われた「Sisters For Life (SFL)」という参加型ジェンダー・HIV トレーニングプログラムは、通常のローンセンターのミーティングに組み込まれ、別のトレーナーによってマイクロファイナンスサービスと共に提供された。</p>
モーリシャス共和国			
National Strategy and Action Plan Mauritius	2020	モーリシャス政府	<p>同国家戦略は、モーリシャスにおける GBV についての理解の向上、複数の利害関係者によるコミットメント強化、既存の法律と政策の枠組みの強化、利害関係者の能力強化、およびモニタリングと評価のメカニズムの導入を中心に展開された。</p>

## 地域特有の GBV 課題

### ①DV/IPV

DV/IPV は、同地域で頻繁に起こっており、DV/IPV を経験したことのある女性は地域全体で 36%で、世界平均の 30%を上回っている。DV/IPV 被害を受けた既婚女性の割合は国によって異なり、マラウイでは 27%、ウガンダでは 59%であった。身体的暴力被害を受けた女性の割合は、マラウイ、ルワンダ、ジンバブエでは全体の 4 分の 1 から 3 分の 1、カメルーン、ケニア、ザンビアでは半数、ウガンダでは 60%と全体的非常に高い。DV/IPV は、心理的、身体的影響をもたらす。同地域では、DV/IPV が蔓延しているにもかかわらず、被害者の保護や支援体制が整っていない。そのため、実際に被害を通告するケースも少ない。例えば、ボツワナで行われた調査では、対象期間内に約 29%の女性が被害に遭ったにもかかわらず、警察に GBV の事例を報告したボツワナ女性は、わずか 1.2%であった。このことから、DV/IPV 被害は、公式統計に記載されているものよりはるかに高いということが推定できる<sup>205</sup>。また、この状況は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い更に悪化した。

### ②人身取引

同地域では、60 カ国以上から人身取引被害が出ており、中にはアフリカ地域ではないところから連れてこられた人もいる。国連によると、250 万人が強制労働か性的搾取の被害にあっている。そのうち 13 万人 (5.2%) がサハラ砂漠以南の国々の人々である。同地域では法整備が整っておらず、腐敗も進んでいるため、人身取引をリスクの低い犯罪と考える人が多い。その結果、人身取引は 16 億ドルの収入をもたらす最も収益性の高い犯罪の一つとなっている。また、農作業や家庭などにおける強制労働を含む子どもの人身取引は、同地域において最もよく見受けられる形態である。

同地域の人身取引被害者の半数以上は、強制労働に従事している。親は、貧困と人身取引を行う犯罪組織に対する理解の低さから、現状を知らずに子どもを渡してしまうことがある。そのため、親は子どもがいくらかの収入を得て帰ってくることを期待するが、多くの場合、無償で強制労働させられている。子どもの人身取引は、ベナン、ガーナ、ナイジェリア、マリ、ブルキナファソ、モーリタニア、トーゴなどの国々で行われている。また、女性は強制労働の他、性的搾取の目的で労働させられることもある<sup>206</sup>。同地域では、国連の定義に沿った人身取引に関する法律を導入する国が増加している (2003 年の 2 カ国に対し、2020 年には 38 カ国)。しかし、この地域の有罪率は世界の他の地域と比較して依然として低いままである<sup>207</sup>。

---

<sup>205</sup> USAID (2008). Gender-based Violence in sub-Saharan Africa: A review of Demographic and Health Survey findings and their use in National Planning. [https://pdf.usaid.gov/pdf\\_docs/PNADN126.pdf](https://pdf.usaid.gov/pdf_docs/PNADN126.pdf)

<sup>206</sup> The Borgen Project (2020). The Issue of Human Trafficking in Sub-Saharan Africa. <https://borgenproject.org/human-trafficking-in-sub-saharan-africa/>

<sup>207</sup> UNODC (2021). Human trafficking in West Africa: three out of four victims are children says UNODC report, <https://www.unodc.org/nigeria/en/human-trafficking-in-west-africa-three-out-of-four-victims-are-children-says-unodc-report.html>

### ③FGM

FGMは同地域で良く見られる地域に根付いた慣習の一つでありGBVの一つである。ソマリア（98%）での被害が最も多く、次いでギニア（97%）となっている<sup>208</sup>。同地域で行われた調査によると、女性およびその娘がFGMを受ける確率は教育レベルが上がるにつれて減少し、教育レベルの高い女性はFGMを受ける傾向が最も低いという結果が出ている<sup>209</sup>。

### ④児童婚

児童婚は、同地域で一般的な伝統的慣習である。アフリカ地域での児童婚の割合は最も高く、サハラ以南のアフリカでは女性や少女の39%が18歳未満で結婚している。国別のデータによると、ニジェールは児童婚の普及率が最も高く、76%となっている。また、ニジェールでは、農村部の子どもは都市部の子どもよりも児童婚の影響を受けやすいとされている。ニジェールは公式には児童婚を容認しておらず、児童婚の削減、あるいは排除に取り組んでおり、多くの国際条約に署名・批准しているが、それらの法律を実際に適用できていないことが問題である<sup>210</sup>。

### ⑤セクシャル・ハラスメントとレイプ

性的暴行やレイプは、同地域の女性が直面するGBVの一つである。WHOによると、南アフリカで行われたレイプに関する調査では、5人に1人以上の男性がパートナーではない女性（他人、知人、家族など）をレイプしたと回答し、7人に1人が現在または過去のパートナーをレイプしたと回答した<sup>211</sup>。また、ボツワナで行われた調査によると、インタビューを受けた全女性のうち、ほぼ1/4（23%）が学校や職場、公共交通機関、病院でのセクシャル・ハラスメントを経験したと答え、16%が性的暴行（レイプまでは至らない）を経験、妊娠経験のある女性のほぼ1/4（24%）が妊娠中の虐待を経験したと回答した。調査に参加した、被害者女性のうち、医療機関で治療を受けた人は1.6%に過ぎない。また、身体的虐待を受けた女性の7人に1人のみが、傷の治療を受けたと回答した<sup>212</sup>。同地域の諸国の多くにおいて、被害者に対するケアサービスや支援はなく、HIVやリプロダクティブヘルスに関する保険医療サービス、司法制度、などの整備も行われていない<sup>213</sup>。

被害者保護や、自立支援・社会復帰支援、加害者処罰など、被害者女性に対して必要とされる支援が適切に実施されるためには、地域レベル、国家レベル、コミュニティレベルにおいて、さ

---

<sup>208</sup> IPPFAR (2018). The State of African Women. <https://africa.ippf.org/resource/state-african-women-report>

<sup>209</sup> Ahinkorah, B.O., Hagan, J.E., Ameyaw, E.K. *et al.* (2020). Socio-economic and demographic determinants of female genital mutilation in sub-Saharan Africa: analysis of data from demographic and health surveys. *Reprod Health* 17, 162 <https://doi.org/10.1186/s12978-020-01015-5>

<sup>210</sup> Humanium (2020). Child Marriage in the Sub-Saharan Africa: the Case of Niger. <https://www.humanium.org/en/child-marriage-in-the-sub-saharan-africa-the-case-of-niger/>

<sup>211</sup> WHO (2012). Understanding and addressing violence against women: sexual violence. <https://www.who.int/publications/i/item/WHO-RHR-12.37>

<sup>212</sup> Machisa, Mercilene & Dorp, Roos. (2012). The Gender Based Violence Indicators Project: Botswana. [https://www.researchgate.net/publication/303495761\\_The\\_Gender\\_Based\\_Violence\\_Indicators\\_Project\\_Botswana](https://www.researchgate.net/publication/303495761_The_Gender_Based_Violence_Indicators_Project_Botswana)

<sup>213</sup> Mellish, M., S. Settergren, and H. Sapuwa. (2015). Gender-based Violence in Malawi: A Literature Review to Inform the National Response. Washington, DC: Futures Group, Health Policy Project. [https://www.healthpolicyproject.com/pubs/436\\_FINALHPPMalawiGBVLiteratureReview.pdf](https://www.healthpolicyproject.com/pubs/436_FINALHPPMalawiGBVLiteratureReview.pdf)

さまざまなステークホルダーによる協力が求められている。アフリカ連合等の地域機構が定める政策に基づいて各国が行う取り組みの促進、さまざまな GBV 政策を効果的に実施するための関係省庁の体制整備や能力強化、警察・司法機関による加害者を適切に処罰するための法整備や能力強化、地方政府も含む行政機関による被害者保護や被害防止の取り組みなどが必要である。社会に根強く残る男尊女卑の思考や強い性別役割分業に対する意識改革、FGM や児童婚などの有害な慣習を無くすための人々の意識・行動変容を促すための、コミュニティにおける啓発活動なども大切である。

### 3.6.4. アフリカ地域の主要開発パートナーおよび NGO 等の支援動向

国連およびその他国際機関（NGO 含む）・二国間援助機関による支援

同地域では、国際機関を中心に、被害者の自立・社会復帰支援が進められている。表 3-16 に取り組みの事例を示す。

表 3-16. アフリカ地域における国連およびその他国際機関や NGO による取り組み

取り組み	年	組織	概要
アフリカ地域			
Education plus initiative	2021	UNAIDS、UNESCO、UNFPA、UNICEF、UN Women	同事業は、10代の少女を対象に行われた、HIV 予防のための取り組みである。少女の中等教育への進学を確保し、主要な教育と保険サービスへのアクセスを可能にすることで経済的自立を促している。
東アフリカ共同体（EAC）			
EAC Gender and Equality Pilot Barometer	2021	EASSI	同事業は、EAC におけるジェンダー平等およびジェンダー開発における取り組みや事業実施をサポートするためのエビデンスベースのツールである。EAC 加盟 6 カ国中、南スーダンを除いた 5 カ国（ケニア、ルワンダ、タンザニア、ブルンジ、ウガンダ）からの報告を基にしたさまざまな分野の情報と統計データが含まれている。
ガーナ共和国			
Ghana Child Protection Digital Forensic Laboratory	2020	UNICEF ガーナ、ガーナ警察庁	ガーナ警察当局は、UNICEF、通信省、内務省などからの支援を受け、アクラに児童保護デジタルフォレンジック研究所を新設した。この研究所は、西アフリカおよび中央アフリカのサブ地域では初めてのもので、ガーナ警察と国際児童性的搾取データベースを結びつける役割を担っている。同事業の主な目的は、オンライン暴力や虐待から子どもや女性を守ること、犯罪者を起訴するための司法手続きで使用できる確実な



			証拠を提供すること、そしてその結果、サイバー犯罪者に対する起訴と有罪判決の割合を向上させることである。また、デジタル機器が使用された場合、警察が人身取引や誘拐の原因を発見し調査するのに役立ち、特にオンラインサイトから児童性的虐待画像を削除する原因になると期待されている。加えて、サイバーパトロールと情報収集をオンラインで行うオープンソースの情報ラボを持ち、捜査や情報収集を支援している。
ジンバブエ共和国			
障がいを持つ少女・女性に対する GBV 支援 Spotlight Initiative (ジンバブエ)	2021	UNESCO, EU	国連機関である UNESCO はジンバブエ・コミュニティ・ラジオ局協会 (ZACRAS) と協力し、ジンバブエの障がいのある女性や少女に対する暴力の削減と障がい者の社会包摂を目指した啓発活動を実施した。スポットライトイニチアチブの一環として、「障がい者の受け入れ (地域社会の声)」(Spotlight Initiative-Disability Inclusion (Community Voices)) というプログラムを立ち上げた。このプログラムでは、コミュニティリーダーや地方行政機関の職員を対象に、障がい者の受け入れや、障がいを持つ女性や少女が直面する GBV についての理解を深めるための政策議論が行われた。行政機関幹部らによる同課題の認識が向上し、今後、障がい者女性の視点に立った政策作りに活かされることが期待されている。
中央アフリカ共和国			
女性エンパワメントのための識字教室 (中央アフリカ共和国)	2015	Oxfam International	中央アフリカ共和国では、GBV 被害者に対し適切な治療や心理的サポート等の支援を提供しているのはわずかの NGO 等に限られている。国際 NGO である Oxfam は、GBV 被害者の自立支援の一環として識字教室を提供した。この識字教室が発足した当初は男性が講師を務めていたが、その後この研修を受講した数名の女性が講師としてクラスを主導するようになった。この教室は識字教育を提供する場としてだけでなく、女性たちが安全な空間でグループ活動を行える社会活動の場としても機能している。識字教室は週 3 回、3 ヶ月間行われた。コース終了後、受講者には、石けん、油、揚げパンなどを作って売るための設備や道具が供与される他、金融識字に関する研修、会計や経営の基礎を学ぶ研修の機会も提供されている。識字教室に加え、こうした追加の研修に参加することで、

			女性たちは自信や自己肯定感を取り戻し、社会的・経済的にも自立を目指していく。
--	--	--	--

### 3.7. 中東地域

#### 3.7.1. 中東地域の GBV 課題の概要

中東地域・北アフリカ地域では、15歳から49歳の女性の35%が、生涯で少なくとも一度は親密なパートナーからの暴力を経験している<sup>214</sup>。DV以外にも、FGMや児童婚、強制結婚や性的搾取を目的とした人身取引なども同地域では深刻な問題である。

同地域においては、イスラムの聖典コーランや、預言者ムハンマドの慣行「スンナ」や言行録「ハディース」に基づく伝統的な価値観や、男女隔離の社会規範により、さまざまな形態のGBVが正当化されている<sup>215</sup>。「女性はまずよき娘であり、妻でなくてはならない」「女性は慎み深くなければならない」「結婚すると妻は夫の支配下に置かれ、妻の従順な服従の代わりに夫による保護を受けられる」とする考え方が家族法を含むさまざまな法制度の基礎となるとともに、女性の離婚や結婚する権利、性と生殖に関する権利、相続権などが制限されている場合も少なくない<sup>216</sup>。このような中で、強制結婚や女性が男性に身体的・性的に支配されるFGMの慣習、性的搾取を目的とした人身取引が発生している。

中東地域における紛争影響国では、GBV被害の深刻かつ複雑な実態が報告されている。例えばイラクでは、武力紛争により地域の法秩序や制度が破壊するとともに、経済状況が悪化した結果、DVが増加したと報告されている。また、多くの女性・少女・男性・少年たちがレイプ、性奴隷、身体的・心理的暴力や人身取引の対象となった<sup>217</sup>。また、パレスチナ、レバノン、バーレーン、チュニジア、イラクでは、2020年初頭からのCOVID-19感染症が拡大する中、ロックダウンの期間中にDVホットラインへの電話相談が増加したと報告されている。学校が閉鎖された期間中に家庭で過ごす時間が多くなったことで、FGMや児童婚などの有害な慣習も、通常より増加した<sup>218</sup>。

#### 3.7.2. GBV撤廃に向けた中東地域の枠組み

同地域では、カイロ宣言が1990年に採択され、地域におけるFGM廃絶が謳われた。内容は

<sup>214</sup> 世界銀行(2021). MENA must take bold action against Gender-Based Violence (GBV)

<https://blogs.worldbank.org/arabvoices/mena-must-take-bold-action-against-gender-based-violence-gbv>

<sup>215</sup> Amnesty International (2021). MENA: Gender-based violence continues to devastate lives of women across region

<https://www.amnesty.org/en/latest/news/2021/03/mena-gender-based-violence-continues-to-devastate-lives-of-women-across-region/>

<sup>216</sup> Congressional Research Service (2021). Women in the Middle East and North Africa: Issues for Congress

<https://sgp.fas.org/crs/mideast/R46423.pdf>

<sup>217</sup> Ceasefire Centre for Civilian Rights and Minority Rights Group International (2015). The Lost Women of Iraq: Family-based violence during armed conflict [https://minorityrights.org/wp-content/uploads/2015/11/MRG-report-A4\\_OCTOBER-2015\\_WEB.pdf](https://minorityrights.org/wp-content/uploads/2015/11/MRG-report-A4_OCTOBER-2015_WEB.pdf)

<sup>218</sup> Care International (2020), Rapid Gender Analysis – COVID-19 Middle East and North Africa Region

<https://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/CARE-MENA-COVID-19-RGA-200720201.pdf>

以下の通りである。

表 3-17. 中東・北アフリカ地域における地域の枠組み

取り組み	年	概要
カイロ宣言	1990	イスラムにおける人権に関するカイロ宣言（CDHRI）は、1990年にカイロで開催されたイスラム諸国会議機構（OIC）で採択された、人権分野に関するOIC加盟国のための一般的ガイダンスである。カイロ人権宣言には、女性は尊厳において男性と平等であり、享受する権利及び果たすべき義務がある等、条項により権利や義務を持つ者が区別されていたり、女性や児童に関する条項が含まれ、男性と女性それぞれが持つ権利と義務、親が子どもに対して持つ責任と権利について明記されており、イスラム色が前面に反映された内容となっている <sup>219</sup> 。
アラブ女性の保護に関する実行行動計画のための戦略的枠組み	2015	同枠組みは、アラブ連盟の閣僚理事会において策定された地域行動計画と戦略的枠組みである。2015年から2030年までが「平和と安全」の対象期間と位置づけられた <sup>220</sup> 。

### 3.7.3. GBV 撤廃に向けた中東地域の取り組みの現状と課題

#### 各国における取り組みの現状

同地域では地域ならびに国レベルで GBV の撤廃に向けた政策の策定が進められている。国連安全保障理事会決議第 1325 号（UNSCR1325）<sup>221</sup>が 2000 年に採択されたのち、同地域でも、「女性、平和、安全保障（Women, Peace and Security: WPS）」に関する国家行動計画の策定と実施に向けて話し合いが進んだ。2015 年の「アラブ女性の保護に関する実行行動計画のための戦略的枠組み」の策定を受け、2015 年から 2030 年までを「平和と安全」の対象期間と位置づけた<sup>222</sup>。その後中東地域の国々において女性、平和、安全保障に関する国家行動計画の策定が進んだ。同行動計画は、イラク（2014-2018）を始め、ヨルダン（2018-2021）、レバノン（2019-2022）、パレスチナ（2020-2023）、チュニジア（2018-2022）、イエメン（2020-2022）においても制定された<sup>223</sup>。2021 年にはアラブ首長国連邦も国家行動計画の策定を発表した<sup>224</sup>。

<sup>219</sup> 内閣府国際平和協力本部事務局（2013）. 第 39 回 多様性への尊重と地域的人権規範（後編）

[https://www.cao.go.jp/pko/pko\\_j/organization/researcher/atpkonow/article039.html#ref9](https://www.cao.go.jp/pko/pko_j/organization/researcher/atpkonow/article039.html#ref9)

<sup>220</sup> General Secretariat of the League of Arab States, Arab Women Organisation, UN Women (2016). Executive Action Plan «Protection of Arab Women: Peace and Security» 2015-2030 <http://1325naps.peacewomen.org/wp-content/uploads/2021/08/RAP-2015-2030-LAS.pdf>

<sup>221</sup> 女性と平和と安全を結びつけ、紛争解決、平和プロセス、ガバナンス構築などの意思決定のすべての段階に女性が公平かつ積極的に参加することが決議された。

<sup>222</sup> General Secretariat of the League of Arab States, Arab Women Organisation, UN Women (2016). Executive Action Plan «Protection of Arab Women: Peace and Security» 2015-2030 <http://1325naps.peacewomen.org/wp-content/uploads/2021/08/RAP-2015-2030-LAS.pdf>

<sup>223</sup> UN Women (2020). National Action Plans on Women, Peace and Security <https://iraq.unwomen.org/sites/default/files/Field%20Office%20Arab%20States/Attachments/Publications/2020/10/NAPs%20WPS%20and%20COVID-19/NAPs%20WPS%20and%20COVID-19%20-%20EN.pdf>

<sup>224</sup> WAM (2021). Fatima bint Mubarak launches first UAE's National Action Plan on Women, Peace and Security <https://wam.ae/en/details/1395302922757>

カイロ宣言を受け、各国における FGM を犯罪とする法律の制定や取り組みも進展した<sup>225</sup>。エジプトでは 2008 年に、スーダンでは 2020 年に FGM が法律で禁止された。一方、このような法整備の進展にも関わらず、現場での徹底した取り締まりの強化を含め、実際の取り組みには課題が残されている<sup>30</sup>。また、FGM の禁止や加害行為の罰則に関する法律が今でも制定されていない国もイエメンを始めとし、残っている<sup>226</sup>。

社会的・宗教的な価値観に基づくジェンダー不平等な考え方や人々の行動を変容するためには、地域に根差した地道な活動が求められる。GBV 被害者への支援を行っている草の根の団体の能力強化やステークホルダー機関間の連携強化を行い、GBV の被害者の保護や救済・リスクのある人々への適切な支援が提供できるようにすることが大切である。また GBV の防止のために、男性やコミュニティリーダーを巻き込んだ啓発活動を行うことも必要である。また難民キャンプにおいては、受け入れ国の行政機関や民間団体から GBV に関する支援が行き届かないことが多いため、難民の視点に立ったさまざまな GBV の防止・被害者保護の対策を設ける必要がある。

一方、DV 撤廃に向けた法整備や政策の策定も進められている。サウジアラビアでは DV 法が 2013 年に成立した。この法律は DV を犯罪と位置づけるとともに、被害に遭った女性や子どもの保護に向けて、シェルターの設置や社会的、心理的、医学的支援を提供することが定められている<sup>227</sup>。2019 年には、アラブ首長国連邦も DV を防ぐための家族保護政策を発表した。ここでは DV の定義を明らかにするとともに、被害者支援を行う関係機関の連携体制を強化していく旨を政策の一つに掲げた<sup>228</sup>。しかし、シリアやパレスチナ、イエメン、イラン、イラク、チュニジアやリビアでは未だ DV は犯罪と見なされていない<sup>229</sup>。

中東地域では一部の国々で政策や法律制定における進展がみられるものの、ジェンダー平等の推進や GBV 撤廃に向けた法整備や政策策定が遅れているのが現状である。このため、関連政府機関に対する同課題に係る認識向上や能力強化も含めた政策策定や実施面での支援が重要である。その他、同地域における取り組みの一例を以下に示す。

表 3-18. 中東地域諸国における政策・取り組み

取り組み	年	組織	概要
イラン			

<sup>225</sup> UN Women (2011). Sources of international human rights law on Female Genital Mutilation <https://www.endvawnow.org/en/articles/645-sources-of-international-human-rights-law-on-female-genital-mutilation.html>

<sup>226</sup> Amman Center for Human Rights Studies (2020), Prevalence and legal status of FGM in the MENA region <https://achrs.org/english/wp-content/uploads/2020/09/ACHRS-FGM-2.pdf>

<sup>227</sup> Human Rights Watch (2013). Saudi Arabia: New Law to Criminalize Domestic Abuse <https://www.hrw.org/news/2013/09/03/saudi-arabia-new-law-criminalize-domestic-abuse>

<sup>228</sup> The United Arab Emirates' Government 2022, <https://u.ae/en/about-the-uae/strategies-initiatives-and-awards/federal-governments-strategies-and-plans/family-protection-policy>

<sup>229</sup> World Atlas (2018). Countries Without Laws Against Domestic Violence <https://www.worldatlas.com/articles/nations-without-domestic-violence-regulation.html>

Iran Protection, Dignity and Security of Women Against Violence <sup>230</sup>	2021	イラン政府	イランでは、暴力からの女性の保護、尊厳の尊重、安全に関する法案が承認された。同法律では、司法当局に対して、DV被害者のための資源を割り当てること、裁判官やその他の職員がGBV関連の犯罪について理解を深めることが義務付けられている。
エジプト			
Egypt National Strategic Plan for Prevention of Early Marriage <sup>231</sup>	2014	国家人口評議会 (National Population Council : NPC)	同戦略では、2014年から5年以内に早婚の普及率を50%削減することを目標とし、そのための手法が2つ掲げられている。 1. 権利に基づくアプローチ：憲法だけでなく、宗教や習慣によって子どもの権利が守られるよう取り組む手法。 2. パートナーシップ・アプローチ：政府、市民社会、民間セクターが一体となって取り組む手法。
Egypt National Strategy for Combating Violence against Women 2015-2020 <sup>232</sup>	2015	国家女性評議会 (National Council for Women)	本戦略では4つの柱（暴力の予防、被害者の保護、介入、法的手続）を基礎に、女性の暴力からの保護とあらゆるサービス提供の保証、女性の権利を尊重し、暴力の無い安全なコミュニティ開発への効果的かつ積極的な参加を促進することを目的としている。
The GEME Intervention and Pilot Project: Working with the government and private sector to promote gender equity and prevent gender-based violence (GBV) in Egypt	2018	労働省 (the Ministry of Manpower)	同事業は、エジプト労働省、NGO、民間企業協働で行われた、GBV対策と女性の経済エンパワメントを目的とした取り組みである。同事業は、特定の都市部の地域を対象とし、以下の活動が行われた。 <ul style="list-style-type: none"> <li>対象企業内においてジェンダーに関するアセスメントを実施し、ジェンダー課題を特定する。</li> <li>対象企業内にジェンダーに関するフォーカルポイントを設置する。</li> <li>ジェンダーに関するハラスメントへの対応を主流化するためのオンブズマンを設立する。</li> <li>対象企業内で、ジェンダー平等推進とGBV防止に関する意識向上のための啓発活動を実施する。</li> </ul>
チュニジア共和国			
Tunisia Loi Integrale (legislation on	2017	チュニジア政府	2017年に成立したこの法律は、身体的、性的、心理的、経済的といった複数の形態の女性に対する暴力を取り上げたチュニジア初の国内法である。中東・北アフリカ地域全体でもこのような包括的な法律は初めてであった。同法は、レイプ加害者が

<sup>230</sup> Al Jazeera (2021). Women's Rights. Iran government approves bill to combat violence against women

<https://www.aljazeera.com/news/2021/1/4/irans-government-passes-bill-to-combat-violence-against-women>

<sup>231</sup> Girls Not Brides (n.d.). Country fact sheet: Egypt <https://www.girlsnotbrides.org/documents/1048/Fact-sheet-Egypt-national-strategy-May-2015.pdf>

<sup>232</sup> Learning Partnership (n.d.). The National Strategy for Combating Violence against Women (2015-2020)

violence against women) <sup>233</sup>			被害者と結婚すれば罰を免れるというチュニジア法律を廃止し、被害者が必要なサービスや法的・心理的支援を受けることができるよう、新たな保護メカニズムを策定した。
モロッコ			
2004 Moudawana (Moroccan Family Law) <sup>234</sup>	2004	モロッコ政府	2004年に制定されたモロッコ家族法（Moudawana）は、モロッコ女性の地位向上に関する画期的な改革であり、結婚と子どもに関して男性と同等の立場を確立するものである。法的服従条項の撤廃、双方の合意または和解しがたい不和を理由とする離婚の許可、女性の就労に対する配偶者の承認要件の撤廃、親権を女性に与えるなど、家族内の平等に向けて女性の権利が大幅に拡大された。
ヨルダン			
Jordan Child Marriage Task Force <sup>235</sup>	NA	家族問題に関する国家評議会（National Council for Family Affairs）	同取り組みは、児童婚に関する身分法（Personal Status law）を改善し、外国人の夫を持つヨルダン人女性が自分の子どもの市民権の取得を禁じる差別的な法律を改正するために設立された。
Jordan 2020-2025 National Strategy for Women <sup>236</sup>	2020	ヨルダン女性委員会（Jordanian National Commission for Women）	同国家戦略は、女性と少女の人権が保護・尊重され、包括的かつ持続可能な社会的発展を促進させるような「あらゆる形態のジェンダーに基づく暴力と差別」のない社会を確立する目的の下策定された。同戦略では下記3つの成果が期待されている。(1) 女性と少女の人権が尊重され、社会・経済・政治活動を自由に行うことができる。(2) 女性と少女は、GBVのない社会を楽しむことができる。(3) 支援機関は、ジェンダー平等と女性のエンパワメントに関する政策の策定および実行する。

## 地域特有の GBV 課題

### ①DV/IPV

同地域の4カ国（エジプト、レバノン、モロッコ、パレスチナの4カ国）を対象に行われた調

<sup>233</sup> Euromed Rights (2020). Tunisia's Long Haul to Stop Violence Against Women Reached International Recognition <https://euomedrights.org/publication/tunisias-long-haul-to-stop-violence-against-women-reached-international-recognition/>

<sup>234</sup> Human Rights Education Associates (2004). The Moroccan Family Code <http://www.hrea.org/wp-content/uploads/2015/02/Moudawana.pdf>

<sup>235</sup> UNICEF MENA (2017). Jordan Country Brief. UNICEF Regional Study on Child Marriage in the Middle East and North Africa <https://www.unicef.org/mena/media/1801/file/MENA-CMReport-JordanBrief.pdf.pdf>

<sup>236</sup> The Jordanian Commission for Women (2020). National Strategy for Women in Jordan 2020-2025 <https://www.women.jo/~women/en/node/8051>

査によると、既婚男性の約 10%から 45%が女性パートナーに身体的暴力をふるったことがあると回答し、女性もほぼ同数で暴力を受けたことがあると回答している。本調査では、男性の半数以上が「女性への暴力は当然の行為」と考えており、9 割が「家庭を守るために女性は殴られることを受け入れるべき」と主張していることが明らかになった<sup>237</sup>。中東諸国の中には、女性の権利に関して、法整備に関し、前進を遂げた国もある。例えば、サウジアラビアの差別的な男性後見制度の改革や女性の自動車の運転禁止解除、チュニジアの DV サバイバーのための通告メカニズムの作成、ヨルダンの名誉殺人の危険にさらされた女性のためのシェルター設立などが挙げられる<sup>238</sup>。しかし、DV 撤廃に向けて、人々の意識変容は不可欠であり、長期に渡って地域社会レベルで啓発活動を行っていく必要がある。

## ②FGM

FGM は、アフリカ、中東、アジアの 31 カ国で行われている。その中でもジブチ、エジプト、ギニア、マリで最も多く見られ、15 歳から 49 歳の女性の 90%以上が FGM を受けたことがあると言われている。エジプト、ジブチ、スーダン、イエメン、イラクの一部を含む地域で、約 5,000 万人の女性と少女が FGM の被害に遭っている<sup>239</sup>。特に、農村部の最も貧しく、教育水準の低い家庭でより頻繁に行われていると言われている。その他、国内においても FGM 被害にはばらつきがある。例えばイエメンでは、FGM は沿岸地域に集中しているが、北部ではあまり一般的ではない。イラクでは、北部のクルド人地方でより多く行われている。エジプトでは、上部に住む少女たちの間で顕著に被害が多い。2030 年までに FGM をなくすには、地域別の進捗率を 15 倍にする必要があると言われている。FGM が行われる背景として、FGM に関する知識の低さが挙げられる。エジプトでは、4 分の 1 の少女が FGM に関する情報をテレビから入手したとしている<sup>240</sup>。FGM やリプロダクティブヘルスに関する教育を行い、人々の理解を深めることが必要である。

法整備の徹底も取り組むべき課題である。FGM が行われている 31 カ国のほとんどにおいて、FGM 禁止が法律で定められている。しかし、農村部など、法の目が行き届かないような地域では、密かに FGM が行われている。また、法律上の抜け目もあり、実際に、イエメンとアラブ首長国連邦においては、FGM は医療施設でのみ禁止されており、家庭での実施は禁止されていない。イラクでは、クルド人自治区で FGM が犯罪とされているが、イラク中部ではまだ法律上禁

---

<sup>237</sup> El Feki, S., Heilman, B. and Barker, G., Eds. (2017). Understanding Masculinities: Results from the International Men and Gender Equality Survey (IMAGES) – Middle East and North Africa. Cairo and Washington, D.C.: UN Women and Promundo-US. <https://imagesmena.org/wp-content/uploads/2017/05/IMAGES-MENA-Multi-Country-Report-EN-16May2017-web.pdf>

<sup>238</sup> El Feki, S., Heilman, B. and Barker, G., Eds. (2017). Understanding Masculinities: Results from the International Men and Gender Equality Survey (IMAGES) – Middle East and North Africa. Cairo and Washington, D.C.: UN Women and Promundo-US. <https://imagesmena.org/wp-content/uploads/2017/05/IMAGES-MENA-Multi-Country-Report-EN-16May2017-web.pdf>

<sup>239</sup> World Vision (2021). 6 facts about female genital mutilation (FGM). <https://www.worldvision.org/child-protection-news-stories/female-genital-mutilation-fgm-facts>

<sup>240</sup> Global Voices (2020). Female genital mutilation likely to rise in the Middle East amid COVID-19 pandemic. <https://globalvoices.org/2020/07/21/fgm-an-underreported-issue-in-the-middle-east/>

止されていない<sup>241</sup>。このように、司法の未整備が FGM の根絶を困難にする原因の一つとなっている。

### ③名誉殺人

同地域における名誉殺人被害は非常に多く、深刻な課題である。イランの南部と西部の州で起きた殺人のうち、約 45%が名誉殺人である。パレスチナでは、2017 年だけでも、29 人の女性が殺害され、加害者のほとんどが家族による殺人であった。名誉犯罪の多くは、難民キャンプや、農村部の教育水準の低い貧しい家族で見受けられる。例えば、ヨルダンの農村では、国の規制が届きにくく、名誉殺人など社会に根付いた有害な慣習の継続が容易である。ヨルダンでは中東で名誉殺人が最も蔓延している国の一つであるが、これは不十分な法整備のためである。ヨルダンの刑法第 340 条には、「自分の妻や親戚の女性が姦淫しているのを発見し、その一方または両方を殺害、傷害、負傷させた者はいかなる刑罰も免除される」と記されており、名誉殺人が犯罪とならない。また、イランでも同様に、ほとんどの名誉殺人は見過ごされることが多い。イスラム刑法 (Islamic Criminal Law) では、女性と少女が殺人や虐待の被害者になった場合、父親や配偶者が受ける刑罰を決定するとされており、名誉殺人の加害者が親族であった場合、適切な処罰を下すことが困難である<sup>242</sup>。

### ④セクシャル・ハラスメント

同地域では、女性の 40%~60%が公共の場でのセクシャル・ハラスメントを経験している。ハラスメントには主に性的なコメント、ストーカー行為などが含まれる。また、男性の 31%~64%がそのような行為を行ったことがあると回答している。同地域で行われた調査の結果によると、女性回答者の約 60%が、路上でセクシャル・ハラスメントを受けたことがあり、その内容は、主に「ジロジロ見られる」「性的な声掛けをされる」というものであった。これに対し、大多数の男性が (国によっては 90%にも上る)、女性の反応を楽しむためにやったと回答し、3 分の 2 から 4 分の 3 の男性が、女性が挑発的な服装をしているからだとして女性を非難した。また、公共の場での言葉によるセクシャル・ハラスメントは、調査対象国で非常に多く、身体的なセクシャル・ハラスメントよりも被害率が高い (18%に対し 29%)<sup>243</sup>。

同地域では、オンラインでのセクシャル・ハラスメントも問題となっている。例えば、トルコでは、女性の約 60%が少なくとも一度はセクシャル・ハラスメントの被害を受けている。ヨルダンでは、回答者の 80%が、モロッコでは約 13%、エジプトでは、41.6%がオンラインでのセ

---

<sup>241</sup> Ibid Global Voices (2020). Female genital mutilation likely to rise in the Middle East amid COVID-19 pandemic. <https://globalvoices.org/2020/07/21/fgm-an-underreported-issue-in-the-middle-east/>

<sup>242</sup> Impact International (2020). Protecting MENA's women: The role businesses can play in preventing gender-based violence. <https://impactpolicies.org/en/news/160/protecting-menas-women-the-role-businesses-can-play-in-preventing-gender-based-violence>

<sup>243</sup> El Feki, S., Heilman, B. and Barker, G., Eds. (2017). Understanding Masculinities: Results from the International Men and Gender Equality Survey (IMAGES) – Middle East and North Africa. Cairo and Washington, D.C.: UN Women and Promundo-US. <https://imagesmena.org/wp-content/uploads/2017/05/IMAGES-MENA-Multi-Country-Report-EN-16May2017-web.pdf>



クシャル・ハラスメントを経験したとしている<sup>244</sup>。女性に対するネット上の暴力の実態は語られることなく、報告も少ない。2019年のモロッコの調査では、オンラインでのハラスメント被害を報告した女性は10人中1人に過ぎないことが明らかになった。現状把握が困難であることは、被害者への適切な支援策を策定する上での障害となっている。オンラインでのセクシャル・ハラスメントが増加する背景として、人々の間でサイバー犯罪に関連する認識と対応能力に欠けていることが挙げられる。ここ数年、サイバー犯罪やオンライン・ハラスメントを犯罪とする法律が数多く採択されているにもかかわらず、同地域において、オンラインでのセクシャル・ハラスメントに対する認識は低く、見過ごされているのが現状である<sup>245</sup>。

### 3.7.4. 中東地域の主要開発パートナーおよびNGO等の支援動向

同地域諸国では、ILOや国連機関などさまざまな国際機関がさまざまな取り組みを実施している。表3-19はその一例である。

表 3-19. 中東地域における国連およびその他国際機関、NGOによる取り組み

取り組み	年	組織	概要
地域全体			
ILO The Taqueem (meaning “evaluation” in Arabic) Initiative: What Works in Youth Employment <sup>246</sup>	2011	ILO	<p>同イニシアティブは、農村部における雇用の男女平等を達成する目標に向け、プログラムや政策においてジェンダー主流化を行う際「何が効果的なのか」を理解することを目的としている。具体的に下記3つの取り組みがなされた。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 能力開発：MENA地域における評価の専門家を生み出すことを目的に、パートナーに対して技術支援と研修を提供する。</li> <li>2. インパクト調査：農村地域の若者や女性を対象とした政策やプログラムの効果的な設計と実施のためのエビデンスの研究を支援する。</li> <li>3. 政策対話：若者の雇用戦略におけるジェンダーと農村部の主流化を確保することを目的に、インパクト調査で得られた知見や提言を、プログラムや政策立案実務者に提供する。</li> </ol>

<sup>244</sup> EuroMed Rights (2021). Online gender-based violence: What scenario for the MENA region?.

<https://euromedrights.org/publication/online-gender-based-violence-what-scenario-for-the-mena-region/>

<sup>245</sup> Global Voices Advox (2020). As COVID-19 accelerates digital transformation, is the internet safe for women in the Middle East?. <https://advox.globalvoices.org/2020/06/01/as-covid-19-accelerates-digital-transformation-is-the-internet-safe-for-women-in-the-middle-east/>

<sup>246</sup> ILO (n.d.). Impact Brief Series, Issue 9. Promoting women’s empowerment in the Middle East and North Africa. A rapid evidence assessment of labour market interventions [https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed\\_emp/documents/publication/wcms\\_563865.pdf](https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed_emp/documents/publication/wcms_563865.pdf)

<p>WBG Regional Gender Action Plan for the Middle East and North Africa Region FY13-FY16</p>	<p>2013</p>	<p>World Bank</p>	<p>同計画は、ジェンダー平等を推進する中東・北アフリカ地域諸国を支援するための行動計画である。目標には、人材開発とジェンダー格差の縮小、労働市場参加への制約を取り除き、起業家精神を育むことにより女性の経済参加の促進、司法アクセスの向上、エビデンスベースの政策立案と情報アクセスの改善などが含まれる。そのために、ジェンダーアセスメントの実施と、さまざまな機関との連携強化が方針として掲げられている。</p>
<p>The Countering Gender Based Violence (GBV) Initiative<sup>247</sup></p>	<p>2016</p>	<p>Banyan Global, the International Center for Research on Women (ICRW), the Center of Arab Women for Training and Research (CAWTAR)</p>	<p>同イニシアチブには3つの目的が含まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. USAID が存在する国々において、ジェンダーに基づく暴力（DV、早婚・強制結婚、公然セクシャル・ハラスメントなど）のもたらす社会経済的コストを地域・国別の指標を作成する。</li> <li>2. 指標からの情報を使って既存の研修資料を適合させ、USAID のスタッフに研修と技術支援を提供し、プログラム全体に GBV 視点を統合する。</li> <li>3. 地域社会におけるコミュニティやドナーに技術支援と研修を提供する。</li> </ol>
<p>UNICEF/UNFPA Regional Accountability Framework of Action on Ending Child Marriage: 2018-2021<sup>248</sup></p>	<p>2018</p>	<p>UNICEF、UNFPA</p>	<p>UNICEF と UNFPA の協力による同取り組みは、教育、保健サービス、ライフスキル向上や経済機会の提供などを通し、少女のエンパワメントを行うものである。同事業のもたらす結果として、5つの成果が期待されている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 児童婚の危険にさらされている思春期の少女たちが、自分の選択肢をよりよく理解し、行使できるようになる。</li> <li>2. 家庭が、思春期の少女への投資と支援に対して前向きな姿勢と行動を示す。</li> <li>3. 思春期の少女のニーズを満たすために、支援機関が質の高い、費用対効果の高いサービスを提供する。</li> <li>4. 思春期の少女の権利を保護し促進するための国内法、政策枠組み、メカニズムが国際基準に合致し、適切な資金が割り当てられる。</li> <li>5. 国内および国外の政府とパートナーは、政策とプログラム立案のため情報を提供、モニタリング評価を行う。</li> </ol>

<sup>247</sup> USAID (2016). Countering Gender Based Violence (GBV) Initiative MENA <https://banyanglobal.com/wp-content/uploads/2018/02/MENA-Context-Analysis.pdf>

<sup>248</sup> UNICEF MENA (2018). Regional Gender Action Plan for the Middle East and North Africa Region FY13-FY16 [https://www.unicef.org/mena/media/5451/file/Regional\\_Accountability\\_Framework\\_of\\_Action\\_on\\_Ending\\_Child\\_Marriage.pdf](https://www.unicef.org/mena/media/5451/file/Regional_Accountability_Framework_of_Action_on_Ending_Child_Marriage.pdf)

Regional Interventions Action Plan for Arab States 2018-2021 <sup>249</sup>	2018	UNFPA	同計画の目的は、GBV や有害な慣習撤廃、リプロダクティブヘルスに関する支援アクセス提供、若者への機会提供、開発および人道的支援の両方で人口関連データシステムと政策関連の人口統計情報を改善することである。これらを通し、レジリエンスのある環境を作り出すことを目指している。
UNICEF Enhancing capacities for survivor centred GBV programming in MENA <sup>250</sup>	2019	UNICEF	UNICEF は中東・北アフリカ地域において、GBV への対応、緩和、予防のためのシステムの強化を行っている。GBV サバイバーを含む女性と少女が利用できるサービスへのアクセスと質を向上させるための能力強化など、人道支援下における GBV 課題への介入は、国や地域のシステムを改善するための重要な入口である。
ヨルダン			
Jordanian National Action Plan for the Implementation of UN Security Council resolution 1325 on Women, Peace and Security 2018 - 2021 <sup>251</sup>	2018	ヨルダン女性委員会、UN Women	同計画では、紛争時における女性に対する暴力の予防と被害者保護プロセス、平和構築、持続可能な安全の維持に向けたジェンダーに基づくアプローチを統合することを目的としている。まだ、戦略的目標は以下の通りである。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ジェンダー視点を取り入れた安全保障と平和維持活動と女性の有意義な参加。</li> <li>2. ヨルダン人と難民による、ジェンダー視点に立った人道的サービス（心理的、社会的、法的、医療的サービスを含む）の安全な利用。</li> <li>3. 男女の異なるニーズ、男女平等の重要性、平和と安全における女性の役割を認識する地域文化の育成。</li> <li>4. 暴力的過激派の防止、国内および地域の平和構築活動への女性の有意義な参加。</li> </ol>
Gender Mainstreaming Strategy and Implementation Plan for the Public Security Directorate in	2021	UN Women	同戦略・計画は、国家と地域の安全と安定を支援する戦略である。同戦略は、WPS やその他世界的な取り組みの履行に伴った計画の実施・具体的な行動を明確にしたロードマップを提供している。

<sup>249</sup> UNFPA (n.d.). Regional Interventions Action Plan for Arab States 2018-2021 [https://unfpa.org/sites/default/files/admin-resource/Final\\_RIAP\\_ASRO.pdf](https://unfpa.org/sites/default/files/admin-resource/Final_RIAP_ASRO.pdf)

<sup>250</sup> UNICEF (n.d.). From Life Saving to Systems Building: UNICEF Enhancing capacities for survivor-centered GBV programming in MENA [https://www.unicef.org/media/73671/file/GBV-Systems\\_Building-MENA-2019.pdf.pdf](https://www.unicef.org/media/73671/file/GBV-Systems_Building-MENA-2019.pdf.pdf)

<sup>251</sup> UN Women (2017). Jordanian National Action Plan for the Implementation of UN Security Council resolution 1325 on Women, Peace and Security 2018 – 2021 [https://www2.unwomen.org/-/media/field\\_office\\_jordan/images/publications/2018/jonap\\_2018-2021\\_unscr\\_1325.pdf?la=en&vs=5624](https://www2.unwomen.org/-/media/field_office_jordan/images/publications/2018/jonap_2018-2021_unscr_1325.pdf?la=en&vs=5624)

Jordan (2021-2024) <sup>252</sup>			
パレスチナ			
Palestine Strategic Plan for Combating Violence against Women (VAW) 2011 - 2019 <sup>253</sup>	2011	女性省、UN Women	<p>同計画では、VAW 撤廃に向け、暴力被害を受けた女性が差別のない社会で生活できるような環境を作り出すため策定された。方針には下記が含まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. イスラエルの占領によって侵害された女性の保護とエンパワメントのためのメカニズムを促進する。</li> <li>2. 女性を暴力から守るための法的枠組みとメカニズムを促進する。</li> <li>3. 暴力の被害者である女性に提供される社会的保護と社会的支援の質を改善する。</li> <li>4. VAW のケースに対処するための保健サービスを向上させる。</li> <li>5. VAW に対する地域社会の認識を是正する。</li> <li>6. 被害者女性のための、法的保護、弁護、裁判のシステムを改善する。</li> </ol>
DV 被害者のための取り組み	2020	UN Women, UNFPA, UN-Habitat, UNODC	<p>パレスチナのガザ地区では既婚女性の 50%が、また、ヨルダン川西岸地区では 30%が DV を経験している。しかし、夫婦間の DV は女性が我慢すべきであるといった社会規範や、家庭内の問題を外部に相談することに関する社会的スティグマなどさまざまな理由から、DV 被害者は相談や通告をしない傾向にある。そのため、公的或いは民間の相談機関等への相談件数は実際の被害のわずか 1%しかないと考えられている。このような状況の中、DV を含めた GBV 被害者に適切な支援が提供できる施設やサービスの拡充は重要である。</p> <p>HAYA ジョイントプログラムは、パレスチナにおいて、UN Women, UNFPA, UN-Habitat, UNODC が協働で行っているプログラムである。カナダ政府からの資金援助も受け、パレスチナ自治政府や省庁などの政府機関とともにさまざまな事業を実施している。</p>
モロッコ			
Tamkine: Multi-sectoral programme for the	2008	FAO, ILO, UNICEF, UNESCO,	<p>GBV 課題に取り組むためのさまざまなセクターによる協働のプログラムである。13 の国家機関と 50 以上の NGO が参加した。同プログラムは、貧困と脆弱性の課題に取り組み、女</p>

<sup>252</sup> UN Women Jordan (2017). Gender Mainstreaming Strategy and Implementation Plan for the Public Security Directorate in Jordan (2021-2024) <https://jordan.unwomen.org/en/digital-library/publications/2021/gender-mainstreaming-strategy-and-implementation-plan-for-the-public-security-directorate-in-jordan>

<sup>253</sup> Palestine National Authority (n.d.). Strategic Plan for Combating Violence Against Women 2011-2019 [https://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/D3E990A06959C3B34925781D000E0D58-Full\\_Report.pdf](https://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/D3E990A06959C3B34925781D000E0D58-Full_Report.pdf)

fight against gender-based violence in Morocco		UNAIDS, UNFPA, UNHCR, UN Women	<p>性と少女をあらゆる形態の暴力から予防し保護することを目的とした。主に 2 つの取り組みがなされた。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ジェンダー視点を取り入れた行動計画や予算編成、プログラム立案などを含む、国家政策におけるジェンダー視点の主流化。</li> <li>2. 6 つの地域におけるジェンダー視点を取り入れた政策の適用。例えば、暴力の犠牲となった女性や少女のためのリファラルシステムの確立、女性と少女のエンパワメントを行う場の作成（女性センター等）、男女平等促進のための意識向上・教育などが含まれる。</li> </ol>
レバノン			
GBV の防止と被害者保護の取り組み（レバノン）	2014	IRC, UNHCR	<p>国際 NGO である International Rescue Committee (IRC) は UNHCR の支援を受け、レバノンのトリポリの 5 つの地区で、移動式の GBV の防止と被害者保護のための支援を提供している。レバノンにはパレスチナ難民キャンプはあるが、シリア難民専用のキャンプは無いため、シリア難民はレバノンのコミュニティに分散して生活している。そのため、IRC はレバノンの難民受け入れコミュニティに出向き、さまざまな取り組みを行っている。対象となるのは、GBV の被害者やその危険性があり、情報へのアクセスや移動手段が限られている難民女性や少女である。具体的には、GBV の被害を受けた女性や少女に対する心理的サポート、ケースマネジメント、生計向上のための研修、青少年・子どもの年齢別グループ活動などである。このほか、ボランティアと共に、女性難民を対象とした心理的支援を実施するための研修や、GBV 課題の理解を深めるための研修や啓発活動を実施した。</p>

#### 4. 日本における GBV の状況と撤廃に向けた政策・制度と取組及び課題

本項では、日本における GBV の形態、GBV 撤廃にむけた政策・整備状況、官民の支援状況の実態等について概説する。

##### 4.1. GBV の撤廃に向けた、政策・制度の整備状況（国際的・地域的な条約やイニシアティブへの参加状況、行動計画の策定状況等）

女子差別撤廃条約（Convention on the Elimination of all forms of Discrimination Against Women: CEDAW）は、ジェンダー平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としている。具体的には、「女子に対する差別」を定義し、

締約国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適切な措置をとることを求めている<sup>254</sup>。本条約は、1979年の第34回国連総会において採択され、1981年に発効し、日本は1985年に締結した。

1995年に北京にてアジアで初めての開催となる、第4回世界女性会議が開かれ、「平等、開発及び平和のための行動」をスローガンに「北京宣言」及び「行動綱領」が採択された。「北京行動綱領」は、女性の人権に関する最も包括的で高い水準の国際文書であり、女性のエンパワメントに関するアジェンダとして12の重大問題領域（貧困、教育と訓練、健康、女性に対する暴力、人権、メディア、環境、女兒など）が設定されている。それぞれの問題領域では、戦略目標と、政府やNGOなどのとるべき戦略目標及び行動が示されている。2015年には、国連で採択された、「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、「ジェンダー平等の実現と女性・女兒の能力強化は、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものである」とされている<sup>255</sup>。

2014年に、欧州評議会において、「女性に対する暴力及びドメスティック・バイオレンス防止条約」が発効された。トルコのイスタンブールで条約の署名式が行われたため、「イスタンブール条約」と呼ばれている。本条約は、欧州人権裁判所のVAWやDVに関する判例法を土台と制定された。本条約で柱となるのは、以下の4つの“P”、すなわち、防止（Prevention）、保護（Protection）、および訴追（Prosecution）であり、締約国がNGOや民間団体などと協力して統合された政策（Policy）を推進し、データの収集をすることが定められている<sup>256</sup>。具体的には、身体的DVだけでなく、精神的・性的DVも含めDVを犯罪として位置づけ、加害者更生を義務化する、交際相手からの暴力もDVとして認識する、緊急保護命令、包括的かつ中長期にわたる支援を保証することが求められている<sup>257</sup>。日本は欧州評議会のオブザーバー国であるため、同条約を批准することは可能であるが、批准には至っていない<sup>258</sup>。

国連安全保障理事会は、2000年に、紛争が女性に及ぼす大きな影響について、あらゆる形態の暴力から女性と少女を保護するための決議、「女性・平和・安全保障（Women, Peace and Security-WPS）に関する安保理決議第1325号」を採択した。国連加盟国には、各国の状況や関連政策、これまでの取り組み等を反映し、国家行動計画（National Action Plan：NAP）の策定が求められている。日本は2015年に初のNAPを策定した。現在では女性や少女だけではなく、すべての人々に対する紛争影響下におけるGBV被害に対する行動が求められている。

上記を含め、日本は国内においても女性のエンパワメントとジェンダー平等の達成に向け、関連政策を策定し推進してきた。1999年には男女共同参画社会基本法を施行し、その中で「男女

---

<sup>254</sup> 外務省（2022）. 女子差別撤廃条約 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/josi/index.html>

<sup>255</sup> 外務省（2022）. ジェンダー平等と女性のエンパワメント <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/women/index.html>

<sup>256</sup> 今井雅子（2015）. 国際女性 No. 29 [https://www.jstage.jst.go.jp/article/kokusaijosei/29/1/29\\_84/pdf/char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/kokusaijosei/29/1/29_84/pdf/char/ja)

<sup>257</sup> 日米連（n.d.）. 女性に対する暴力（とくにDV） コロナ禍での被害者支援 日本と世界 [https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/activity/international/library/ihrstudy\\_themes/koza\\_210121\\_3.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/activity/international/library/ihrstudy_themes/koza_210121_3.pdf)

<sup>258</sup> 参議院常任委員会調査室（2020）. 欧州評議会イスタンブール条約 [https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou\\_chousa/backnumber/2020pdf/20200708028.pdf](https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2020pdf/20200708028.pdf)

共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講じるよう努める」ことが規定された。

男女共同参画基本計画（2000年）では、WID（Women in Development: 開発と女性）イニシアティブの推進を規定した。第2次男女共同参画基本計画（2005年）には、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」という目標が掲げられた。しかし、この目標は未達成となっている。

2020年に発表された第5次男女共同参画基本計画の第5分野には女性に対するあらゆる暴力の撤廃が定められている。女性に対する暴力は、人権侵害であり、その予防と被害からの回復のための取組を推進し、暴力の撤廃を図ることの重要性が強調されている。本分野に設定されている5つの基本的方向は以下の通りである<sup>259</sup>。

1. 女性に対するあらゆる暴力の予防と撤廃のための基盤作り（「婦人」保護事業の見直しに基づく新たな制度の構築に向けた検討）
2. 性犯罪・性暴力への対策の推進（ワンストップ支援センターと「婦人」相談所・「婦人」相談員などとの連携を強化し、機動的な被害者支援を展開）
3. こども、若年層に対する性的な暴力の撤廃に向けた対策の推進（アウトリーチ支援や居場所の確保、相談対応、自立支援等の支援等）
4. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進（「婦人」保護施設等における被害者に対する心理的ケアや自立に向けた支援等）
5. セクシャル・ハラスメント防止対策の推進

#### 4.2. 日本における GBV の実態

##### 4.2.1. ドメスティック・バイオレンス（DV）

###### DV 被害の実態

日本で特に多く見られる GBV の形態は DV やデート DV である。内閣府男女共同参画局の「男女間における暴力に関する調査」（2020）によると、女性の約4人に1人、男性の約5人に1人は、配偶者から被害を受けたことがあり、女性の約10人に1人は何度も受けていることが分かった。そのうち、最も多い被害は身体的 DV であった。しかし、配偶者から暴力を受けた女性の約4割、男性の約6割はどこにも相談していない（交際相手からの暴力被害を通告していない女性は約3割）。また、同調査によると、女性（婚姻経験者）の約21人に1人が命の危険を感じたことがあると回答している<sup>260</sup>。

###### 公的機関等に相談されている DV 被害

2014年に配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は、100,000件数を越えて以来高

<sup>259</sup> 内閣府男女共同参画局 (n.d.). II 安全・安心な暮らしの実現 第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶, [https://www.gender.go.jp/about\\_danjo/basic\\_plans/5th/pdf/2-05.pdf](https://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/5th/pdf/2-05.pdf)

<sup>260</sup> ibid

い水準で推移してきた<sup>261</sup>。同相談センターへの相談には DV 相談ナビ（#8008（はれれば））で受け付けたケースも含まれる。この番号に電話をかけると、最寄りの配偶者暴力相談支援センターに繋がる仕組みとなっている。2020 年 4 月には、コロナ禍の影響で DV 被害が増加したことに鑑み、内閣府は DV 相談+（プラス）を導入した。移動自粛等の中、被害者が電話で相談しにくいことや、スマートフォンを利用する若い世代にも幅広く活用してもらうため、DV 相談+では、SNS やメール、チャットでの相談も可能となった。外国語での相談にも対応している<sup>262</sup>。

2020 年の内閣府「DV 相談+（プラス）事業における相談支援の分析に係る調査研究事業」によると、10 代から 60 代と幅広い年齢層の人が DV 相談+（プラス）に相談している。中でも、30 代の相談者数が 27.1%、40 代が 29.3%と、全体の約 6 割を占めていることが分かった<sup>263</sup>。さらに、同調査では、2020 年 4 月には、前年の同月と比べ、相談件数が 45%以上増加し、その後ピーク時期の 6 月には前年から 66%増となった。DV の形態に関して、2020 年に DV 相談+に最も多く相談が寄せられたのは精神的 DV と身体的 DV であった<sup>264</sup>。精神的 DV には、被害者に対し、自尊心や自信を無くし、人格を否定するような言動を行い、精神的ダメージを与えることが含まれる。身体的 DV には殴る、蹴る等の暴行、怪我をしても病院に行かせない等が含まれる。他にも、性的（中絶の強要・避妊をしない）、経済的（生活費を渡さない）、社会的（友人関係の監視・制限）等の形態がある。

令和 2（2020）年 9 月には、内閣府男女共同参画局が「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」を開催し、複数の分野の専門家が新型コロナウイルス感染症の拡大が女性の雇用や生活等に与えている影響及び女性の視点からの政策課題について話し合った。この政策議論の結果が政府の経済対策に反映され、令和 2（2020）年度第 3 次補正予算等の措置に繋がった<sup>265</sup>。

#### DV の子どもへの影響

家庭に子どもがいる場合、DV の子どもへの影響も多大である。日本では子どもの前で暴力を振るうことを「面前 DV」と呼ぶ。実際に、子どもがいる被害者女性の約 6 割は子どもへの身体的・心理的虐待やネグレクトなど影響があったと認識している。面前 DV を含む子どもへの暴力は、家庭内暴力と密接な関わりがあるとされることから、幼児虐待の視点からも DV 対策の重要性が認識されている<sup>266</sup>。

#### 4.2.2. 強制的性交等や強制わいせつ（刑法上の定義は後述）

2019 年（令和元年）の強制的性交等の認知件数は 1,405 件（女性を被害者とするものは 1,355 件

<sup>261</sup> 内閣府（2021）. DV 対応と児童虐待対応との連携について <https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000721165.pdf>

<sup>262</sup> 内閣府男女共同参画局（n.d.）. DV 相談について [https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/dv\\_navi/](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/dv_navi/)

<sup>263</sup> 内閣府男女共同参画局（2020）. 令和 2 年度後期 DV 相談プラス事業における相談支援の分析に係る調査研究事業報告書 [https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/chousa/pdf/r02\\_secondhalf\\_dvplus.pdf](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/pdf/r02_secondhalf_dvplus.pdf)

<sup>264</sup> ibid

<sup>265</sup> 内閣府男女共同参画局（n.d.）. コラム 2 コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会の役割と意義 [https://www.gender.go.jp/about/danjo/whitepaper/r03/zentai/html/column/clm\\_02.html](https://www.gender.go.jp/about/danjo/whitepaper/r03/zentai/html/column/clm_02.html)

<sup>266</sup> 内閣府（2021）. DV 対応と児童虐待対応との連携について <https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000721165.pdf>



267) で、前年の 1,307 件に比べ 7.5%増加した。検挙件数も、1,311 件と前年の 1,190 件より 10.2%増加した<sup>268</sup>。また、監護者性交等の認知件数及び検挙件数は共に 87 件であった（検挙率は 100%）<sup>269</sup>。監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪とは、18 歳未満の者に対し、その者を監護する立場の者であることにより影響力があることに乗じてわいせつな行為又は性交等をした場合について、強制わいせつ罪又は強制性交等罪と同様に処罰されることである<sup>270</sup>。強制性交等罪の認知数、検挙数ともに近年微増傾向にある。この背景として 2017 年の法改正により強制性交の要件が「膣性交」だけでなく「肛門性交」「口腔性交」に広げられたこと、監護者性交等罪が新設されたこと、また強制性交等罪・強制わいせつ罪が「非親告罪」となったことなどが考えられる<sup>271</sup>。強制わいせつ罪に関しては、2017 年に 6,755 あった認知数から減少傾向にある。しかし、検挙率は増加している。

2021 年に公表された、内閣府男女共同参画局の「男女間における暴力に関する調査」によると、これまでに無理やり性交等をされた女性は 14 人に 1 人であった<sup>272</sup>。しかし、多くの被害者が相談や報告をしておらず、実際に起きている件数は認識されている数よりも多いと推定できる。無理やり性交等された女性の 6 割はどこにも相談しておらず、相談しない理由として、「恥ずかしくてだれにも言えなかった」「思い出したくなかった」「自分が我慢すればよいと思った」などが挙げられた<sup>273</sup>。

#### 4.2.3. 女性に対するハラスメント

職場の女性に対して行われるハラスメントの種類はセクシャル・ハラスメント、言語によるハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどさまざまである。2019 年に内閣府男女共同参画局が公表した「セクシャル・ハラスメント対策の現状と課題」によると、25～44 歳の女性の 3 割が職場においてセクシャル・ハラスメント被害を経験している。その中でも多い形態は、「容姿や年齢、身体的特徴について話題にされた」（53.9%）であり、次いで「不必要に身体に触られた」（40.1%）そして、「性的な話や質問をされた」（38.2%）等が挙げられた<sup>274</sup>。

1999 年における男女雇用機会均等法の改正のもと、職場におけるセクシャル・ハラスメント防止のために事業主に対して雇用の管理が初めて義務づけられたことで企業におけるセクシャル・ハラスメント防止に向けた取り組みは進展したが、都道府県労働局には現在も多くの相談が寄せられている<sup>275</sup>。2017 年度に各都道府県労働局雇用環境・均等部（室）に寄せられた男女雇

<sup>267</sup> 法務省 (2020). 犯罪白書 第 1 編/第 1 章/第 2 節/2 [https://hokusyo1.moj.go.jp/jp/67/nfm/n67\\_2\\_1\\_1\\_2\\_2.html](https://hokusyo1.moj.go.jp/jp/67/nfm/n67_2_1_1_2_2.html)

<sup>268</sup> 法務省 (2020). 配布資料 5-2 性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ取りまとめ報告書 <https://www.moj.go.jp/content/001323987.pdf>

<sup>269</sup> 法務省 (2020). 犯罪白書 第 1 編/第 1 章/第 2 節/2 [https://hokusyo1.moj.go.jp/jp/67/nfm/n67\\_2\\_1\\_1\\_2\\_2.html](https://hokusyo1.moj.go.jp/jp/67/nfm/n67_2_1_1_2_2.html)

<sup>270</sup> 内閣府男女共同参画局 (2019) 法務省説明資料 <https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/boryoku/sirvo/pdf/bo92-3.pdf>

<sup>271</sup> 法務省 (2020). 犯罪白書 第 1 編/第 1 章/第 2 節/2 [https://hokusyo1.moj.go.jp/jp/67/nfm/n67\\_2\\_1\\_1\\_2\\_2.html](https://hokusyo1.moj.go.jp/jp/67/nfm/n67_2_1_1_2_2.html)

<sup>272</sup> 内閣府男女共同参画局 (2021). 男女間における暴力に関する調査報告書（概要版）  
[https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/chousa/pdf/r02danjokan-gaiyo.pdf](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/pdf/r02danjokan-gaiyo.pdf)

<sup>273</sup> ibid

<sup>274</sup> 内閣府男女共同参画局 (2019). セクシャル・ハラスメント対策の現状と課題  
[https://www.gender.go.jp/kaigi/danjo\\_kaigi/sirvo/pdf/ka57-sankou.pdf](https://www.gender.go.jp/kaigi/danjo_kaigi/sirvo/pdf/ka57-sankou.pdf)

<sup>275</sup> ibid

用機会均等法に関する相談件数は 19,187 件であり、そのうちの 35.5%がセクシャル・ハラスメントに関するものであった<sup>276</sup>。

スポーツ業界におけるセクシャル・ハラスメントも問題である。スポーツ業界においては加害者が被害者に対し絶対的権力を持ち、教え子である選手や生徒に対しコーチや監督が性暴力を振るう場合がある。しかしスポーツ業界においては、コーチや監督に逆らうことで選手として起用されない可能性や権力の関係から、被害を秘匿しやすく、問題が顕在化されにくい<sup>277</sup>。実際に、約 3 割の選手、指導者たちは自分たちが当事者でない場合を含め、競技活動の際のパワー・ハラスメントやセクシャル・ハラスメントを何らかの形で認識していたと言われている<sup>278</sup>。

メディア業界でも同様にセクシャル・ハラスメントは大きな課題である。性暴力被害当事者と報道関係者らで構成する「性暴力と報道対話の会」が、新聞社や放送局などに勤務する男女 107 名を対象に行ったメディア関係者へのセクシャル・ハラスメントに関するアンケート結果によると、96%の割合の人がセクシャル・ハラスメントを受けたことがあると答えた。そのうち 40%が取材先・取引先からの被害、上司からの被害は 24%、先輩からは 19%となっている<sup>279</sup>。被害を受けた人はセクシャル・ハラスメントを受けたことに対して、「笑って受け流す」、「業務と無関係に、男性に気を使わなければならないのかと行動を変えるようになった」など、相談しない場合が多く見られた。実際に相談した人の割合は 39%だけであった。

#### 4.2.4. デジタル性暴力・若年女性の性的搾取

若い女性たちがデジタル性暴力の被害に遭うケースが増加している。デジタル性暴力とは、意に反した性的なビデオや写真が拡散される、リベンジポルノ（撮影された本人の同意を得ずに、ヌード、性的な画像又は動画をインターネットなどに行きわたらせるの目的で公開する性的暴力<sup>280</sup>）などが含まれる。2017 年にリベンジポルノ防止法が制定されたが、本法律では、問題となった画像や動画の削除は義務化されておらず、拡散され続けてしまう可能性がある<sup>281</sup>。一度拡散されると、どこにデータが残っているのか特定が難しく、被害者は長期に渡って被害の影響を受けるとされている。2020 年度に、NPO 法人・ぽっぷす（ポルノ被害と性暴力を考える会）によせられた性暴力被害にあったコンテンツ削除要請は 2 万 2735 件であった。2019 年度の 1 万 7839 件から、コロナ禍のさなか急増している<sup>282</sup>。

---

<sup>276</sup> ibid

<sup>277</sup> 白井久明 (2011). Sports & Law No. 27 スポーツと セクシュアルハラスメント <http://sports-law-seisaku.jp/cgi/upload/thesis/27/file.pdf>

<sup>278</sup> 内閣府男女共同参画局 (2019). セクシュアル・ハラスメント対策の現状と課題 [https://www.gender.go.jp/kaigi/danjo\\_kaigi/siry/pdf/ka57-sankou.pdf](https://www.gender.go.jp/kaigi/danjo_kaigi/siry/pdf/ka57-sankou.pdf)

<sup>279</sup> 法務省 (2018). メディア関係者へのセクシュアルハラスメントアンケート 結果 <https://www.moj.go.jp/content/001341424.pdf>

<sup>280</sup> 内閣府 (n.d.). 第 1 章アメリカ 青少年のインターネット利用環境に関する制度、法及び政策とその背景 (9) [https://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/h25/net-syogaikoku/2\\_16.html](https://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/h25/net-syogaikoku/2_16.html)

<sup>281</sup> NHK ハートネット (2019). 【特集】性暴力はいま (1) デジタル性被害 終わりのない苦しみ, <https://www.nhk.or.jp/heart-net/article/297/>

<sup>282</sup> Business Insider Japan (2021). 急増するデジタル性暴力。被害者の削除要請が多いポルノサイト 1~5 位は, <https://www.businessinsider.jp/post-241506>

高収入バイト・アイドルのスカウトなど偽りの情報で、未成年の女性をターゲットとし、性的な仕事（AV 出演や性的な写真や動画の撮影）を強要する搾取事例が発生している。女子高校生を対象にしてこのような性的搾取を行うことは JK ビジネスと呼ばれている<sup>283</sup>。法律上の定義はないが、主として女子高校生に、マッサージ等を行わせたり、会話やゲームの相手をさせたり、屋外で客と一緒に散歩をさせるなどのサービスを提供する営業で、一部では裏オプションと呼ばれる性的サービスが行われていることも確認されている<sup>284</sup>。JK ビジネスは、友人からの誘いという安心感や手っ取り早くお金を稼ぎたいという安易な考えから、女子高校生等が足を踏み入れやすい。<sup>285</sup>悪質で巧みな誘い文句による被害者が増加している。JK ビジネスによる被害としては、客からの強制性交等や強制わいせつ等の性的被害、ストーカー行為などが挙げられる。加えて、客からインターネット上に誹謗中傷的なコンテンツを書かれる等の嫌がらせ、辞めたくても辞めさせてもらえないなど、雇用関係のトラブル等も把握されている。被害を言い出せない女子高校生もおり、被害の実態が把握できない状態である<sup>286</sup>。

#### 4.3. GBV の撤廃に向けた、法整備状況、法改正・女性支援法への動き

上記のような GBV 課題に対処するため、日本ではさまざまな法律が制定され、何度か改正もなされてきた。以下に、主な法律について概説する。

##### 4.3.1. 売春防止法 (1956)

売春防止法は、「売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすものであることにかんがみ、売春を助長する行為等を処罰するとともに、性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子に対する補導処分及び保護更正の措置を講ずることによって、売春の防止を図る<sup>287</sup>」ことを目的として制定された法律である。売春防止法に基づき、女子を収容保護するための施設として「婦人保護施設」（後述）が全国に設置された。

一方、本法律においては、買う側（買春）の男性は法的に問われることなく、女性の方が刑事処分・保護処分を受ける対象として位置付けられていることや、「要保護女子（性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子）」、「収容」、「保護・更生」という用語が用いられることで、女性に対する差別を助長してきたと批判されている<sup>288</sup>。

---

<sup>283</sup> 内閣府男女共同参画局 (2022). 若年層を対象とした性的な暴力の啓発

[https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/avjk/index.html](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/avjk/index.html)

<sup>284</sup> 内閣府男女共同参画局 (n.d.). 資料 2 いわゆる JK ビジネスにおける犯罪防止対策の在り方に関する報告書

<https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/boryoku/siryoku/pdf/bo83-2.pdf>

<sup>285</sup> ibid

<sup>286</sup> ibid

<sup>287</sup> 内閣府男女共同参画局 (n.d.). 売春防止法 [https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/law/15.html](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/law/15.html)

<sup>288</sup> 河嶋 静代 (2018). 日本における売春防止法と婦人保護事業の見直しをめぐって

[https://www.jstage.jst.go.jp/article/arws/39/0/39\\_16/pdf/char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/arws/39/0/39_16/pdf/char/ja)

#### 4.3.2. 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）（1999）

本法律は雇用における機会などを性別の差別なく確保することを目的として定められた。募集・採用、配置・昇進等の雇用管理の各ステージにおける性別を理由とする差別の禁止や婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等が定められている。また、上司・同僚からの職場におけるセクシャル・ハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント防止対策の措置を講じることが事業主に義務付けられている<sup>289</sup>。本法律は 1972 年に制定された「勤労婦人福祉法」が元となっている。1986 年に施行された男女雇用機会均等法では努力義務であったが、1999 年に改訂し禁止規定となった。出産や育児に関するハラスメントや差別が 2007 年の改定で禁止規定に追加された。2017 年にはマタニティ・ハラスメントに対する防止措置を講じることが義務化された。

#### 4.3.3. ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）（2000）

ストーカー規制法は、「ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穩に資する<sup>290</sup>」ことを目的とした法律である。

本法律では、つきまとい等の行為が初めて法的に規制された。その後何度か改定され、2013 年の法改正では、被害者から拒否された上での連続したメール送信がつきまとい行為の規制対象に追加された。2016 年の法改正では、SNS やブログなどで悪意のあるメッセージを送るなどの事例を受け、SNS 上での嫌がらせがつきまとい行為の規制対象に追加されている<sup>291</sup>。

また、2021 年に改訂された法律では「つきまとい等」を以下のように定義づけている。

『特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又は配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、以下の行為を行うことである<sup>292</sup>。

1. つきまとい、待ち伏せ、押しかけ、うろつき
2. 監視していると告げる
3. 面会、交際等の要求
4. 著しく粗野又は乱暴な言動

---

<sup>289</sup>

厚労省 (2018). 男女雇用機会均等法の あらまし <https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000839060.pdf>

<sup>290</sup> 内閣府男女共同参画局 (n.d.). ストーカー行為等の規制等に関する法律 [https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/law/06.html](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/law/06.html)

<sup>291</sup> ALSOK (2021). ストーカー規制法改正の内容は？GPS 機能の悪用が規制対象に追加 <https://www.alsok.co.jp/person/recommend/2146/>

<sup>292</sup> 内閣府男女共同参画局 (n.d.). ストーカー行為等の規制等に関する法律 [https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/law/06.html](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/law/06.html) (2021 年 12 月 23 日閲覧)

5. 無言電話、連続した電話・メール・SNS のメッセージ等
6. 汚物などの送付
7. 名誉を傷つける行為
8. 性的しゅう恥心の侵害 』

2021 年には、GPS の悪用が IT 技術の進化と共に懸念されるようになり、GPS を利用して、相手の承諾なしに位置情報を取得する行為も規制対象としての法改正の際に追加された。持ち物や車などに GPS を無断で取り付けたり、相手に伝えずに GPS が付いたものを渡して位置情報を取得する行為や、無断で位置情報が共有できるスマホアプリなどをダウンロードし、悪用する行為なども含まれる<sup>293</sup>。

#### 4.3.4. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法）（2002）

DV 防止法は、家庭内に潜在する配偶者への暴力について、人権擁護とジェンダー平等の実現を図るため、夫やパートナーからの暴力の防止、及び被害者の保護・支援を目的として制定された。その後 2004 年に改正され、保護命令の対象を元配偶者にも適用されるとともに、被害者の子どもへの接近禁止命令制度の創設や、退去命令の期間の延長等が行われた。2007 年に 2 度目の改正が行われ、保護命令の対象に脅迫行為が含まれ、電話等を禁止することも可能となった。被害者の親族等への接近も禁止できるようになった<sup>294</sup>。

2017 年の改正では、事実婚や、生活の本拠を共にする交際相手（婚姻関係における共同生活を営んでいない者を除く。）からの暴力についても、この法律を準用することとされている。また、生活の本拠を共にする交際関係を解消した後も引き続き暴力を受ける場合を含む<sup>295</sup>。

---

<sup>293</sup> ALSOK (2021). ストーカー規制法改正の内容は？GPS 機能の悪用が規制対象に追加  
<https://www.alsok.co.jp/person/recommend/2146/>

<sup>294</sup> 松村歌子 (2007). DV 防止法の改正とこれからの被害者支援

<sup>295</sup> 内閣府男女共同参画局 (n.d.). 配偶者暴力防止法 [https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/law/index2.html](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/law/index2.html)

### DV 加害者に対する処罰

DV は暴行罪・傷害罪・強制性交等罪・殺人未遂罪・殺人罪・傷害致死罪等に問われる場合がある。これらは「刑法犯」（刑法に規定されている一般的な犯罪類型）であり、DV 加害者のみならず、誰にも成立しうる犯罪である。それぞれの法定刑は以下の通り。

表 4-1 加害者に対する法定刑

罪名	根拠法令・条項	法定刑
暴行罪	刑法 第 208 条	2 年以下の懲役もしくは 30 万円以下の罰金、 または拘留もしくは科料
傷害罪	刑法 第 204 条	15 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金
強制性交罪	刑法 第 177 条	5 年以上の有期懲役
殺人罪	刑法 第 199 条	死刑または無期もしくは 5 年以上の懲役
傷害致死罪	刑法 第 205 条	3 年以上の有期懲役

また、DV 防止法のもと、DV によって身に危険を感じている、配偶者などが裁判所へ「保護命令」を申し立て、「接近禁止命令」が出ている場合、この裁判所からの命令に違反した場合、すなわち DV 防止法違反の刑罰は「1 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金刑」である。

#### 4.3.5. 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ防止法） (2014)

性的な画像等をその撮影対象者の同意なく、インターネットの掲示板等に公表する行為により、被害者が大きな精神的苦痛を受ける被害が発生していることを踏まえ、個人の名誉及び私生活の平穩の侵害による被害の発生又はその拡大を防止することを目的として施行された<sup>296</sup>。私事性的画像記録とは以下 1～3 の電子情報のことを指し、第三者が撮影対象者を特定することができる方法で、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を不特定又は多数の者に提供した者は罰せられる<sup>297</sup>。

1. 性交又は性交類似行為に係る人の姿態
2. 他人が人の性器等を触る行為又は人が他人の性器等を触る行為に係る人の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの

<sup>296</sup> 警察庁 (n.d.). リベンジポルノ等の被害を防止するために <https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/shiseigazouboushi/>

<sup>297</sup> e-Gov 法令検索 (2015). 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律 <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=426AC1000000126>

3. 衣服の全部又は一部を着けない人の姿態であって、殊更に人の性的な部位が露出され又は強調されるものであり、かつ性欲を興奮させ又は刺激するもの

#### 4.3.6. 人身取引対策行動計画 (2014)

警察庁は人身取引を以下のように定義づけている。「搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫若しくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくはぜい弱な立場に乗ずること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は収受することをいう。搾取には、少なくとも、他の者を売春させて搾取することその他の形態の性的搾取、強制的な労働若しくは役務の提供、奴隷化若しくはこれに類する行為、隷属又は臓器の摘出を含める<sup>298</sup>。」人身取引は、重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応が必要である。また、人身取引は、被害者、特に女性と児童に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、被害者らの回復は長期間を要する<sup>299</sup>。このような認識の下、人身取引の防止・撲滅と被害者の保護に向け総合的・包括的な人身取引対策行動計画が策定され、売買春事犯の取り締まりや、被害者の保護、「婦人」保護所などの活用などが定められた<sup>300</sup>。

#### 4.3.7. 強姦性交等罪 (2017)

1907年の制定以来、110年ぶりに性犯罪(強姦性交等罪)に関する刑法改正があった。強制わいせつとは、刑法 176 条で「13 歳以上の人に対して、暴行や脅迫を使ってわいせつな行為をすること。13 歳未満の人に対して、わいせつな行為をすることも同様」と定義されている。強姦性交等は、刑法 177 条で「13 歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて性交、肛門性交又は口腔性交（以下「性交等」という）をした者／13 歳未満の者に対し、性交等をした者も、同様とする。」と定義されている<sup>301</sup>。強かん罪と呼ばれていたが、2017年の改定により、強姦性交等罪と改名され、被害者の対象が女性だけでなく、男性も含まれるようになった。その他改正された点は、強かん罪の懲役期間の引き上げ、親告罪から非親告罪へ、また監護者による犯行は、「暴行脅迫」が用いられなくても罪になる等が挙げられる。

強姦性交等罪の法定刑は、5年以上の有期懲役である（刑法 177 条）。前述のように、2017年の法改正により、それまでの強かん罪の3年以上の有期懲役から厳罰化された<sup>302</sup>。執行猶予は、3年以下の懲役又は禁錮を言い渡された時に付される可能性がある。（刑法 25 条 1 項）しかし、法定刑が5年以上である強姦性交等罪については、特に事情が無ければ執行猶予がつくことはないが、減刑事由（心神耗弱や情状酌量など）があり、言い渡される刑が3年以下になれば、執行猶予がつく可能性がある。

逮捕後の流れとしては、強姦性交等罪の被疑者として捜査される場合、同罪の法定刑の重さや、

<sup>298</sup> 警察庁 (n.d.). 人身取引の定義 <https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/hoan/jinshintorihiki/teigi.pdf>

<sup>299</sup> 法務省 (2004). 人身取引対策行動計画 <https://www.moj.go.jp/isa/content/930002442.pdf>

<sup>300</sup> ibid

<sup>301</sup> e-Gov 法令検索 (2015). 刑法 <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=140AC0000000045>

<sup>302</sup> 警察庁 (2018). 刑法の一部を改正する法律の公布について <https://www.npa.go.jp/laws/notification/keiji/keiki/keiki-290623/keiki-290623keihou.pdf>

被害者への働きかけによる証拠隠滅等の可能性があることなどから、逃亡や証拠隠滅のおそれが高いとして逮捕・勾留される可能性が高い。逮捕・勾留されると刑事施設に拘束されて取調べを受け、起訴されれば刑事裁判を受けることになる。

2017年の刑法改正は日本でのGBVに関する法律の改正の観点から、大きな一歩であるが、現状としてまだ多くの課題が残っている。例えば、不同意性交等罪については変化がなく、未だに公訴時効は有効のままである。強制性交等罪で罰せられるのは、暴行・脅迫を用いた場合のみであり、加害者にはっきりとした暴行・脅迫があったことが立証できなければ、不同意でも罪に問うことができない。また、性交同意年齢も13歳のまま、引き上げが実現せず、地位関係性を利用した性犯罪に関しても変化は無いままである。

#### 4.3.8. 女性自立支援法（仮称）制定に向けた動き

DV防止法の制定により、「婦人」保護施設を中心に、暴力被害者の緊急一時保護受け入れが急増した。一方、「婦人保護等の基本となっている売春防止法は1956年に制定されたもので、暴力被害・虐待・性的搾取・貧困・家庭破壊など、現代社会におけるさまざまな困難を抱える女性の支援には対応できなくなってきた。また、売春防止法は「処罰法」で困難を抱える女性を「収容保護」「保護更生」することを目的としており、人権擁護の視点に欠けていることが以前から指摘されてきた<sup>303</sup>。現在、売春防止法を抜本的に改正し、GBVの被害者とその子どもたち、児童福祉法等の法の谷間におかれている18歳から20歳の支援を必要としている女性など、さまざまな困難を抱える女性の「人権擁護」「自立支援」のために官民を問わず切れ目のない支援が提供できる法律を求める動きが活発化している。新たな法律「女性自立支援法（仮称）」の制定に向けて、与野党議員による検討が行われている。

#### 4.4. 公的機関の支援状況

日本では1956年に売春防止法が制定されて以来、「婦人保護事業」の対象を、要保護女子（「性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子」）から、家族関係の破綻、生活の困窮等、困難を抱える女性やその同伴家族等に拡大し、幅広いニーズに対応するべく展開されてきた<sup>304</sup>。そして、「婦人保護事業」では暴力被害を受けた女性の自立に向け、必要に応じ関係省庁・民間団体とも連携し、自立に向けて支援を提供している。

例えば、被害者がそれぞれの自治体において相談ができるよう、各都道府県に「婦人相談所」と呼ばれる相談所を1つずつ配置した。もとは、売春防止法（売春を助長する行為等を処罰するとともに、性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子に対する補導処分及び保護更生の措置を講ずることによって、売春の防止を図ることを目的とする）に基づき、売春を行うおそれのある女子の相談、指導、一時保護等を行う施設であったが、最近では家庭環境の破綻や生活の困窮など、さまざまな事情により社会生活を営むうえで困難な問題を抱えている女性、配偶者からの暴力の被害者の保護事業を行っている。下図が示すように、被害者の相談を受ける相談所

<sup>303</sup> 法人協 (2018). 女性の自立支援の砦として <https://www.tcsw.tvac.or.jp/bukai/documents/hojinkyo34.pdf>

<sup>304</sup> 厚労省 (2018). 婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究 <https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000340184.pdf>



に一時保護所も併設されている（一時保護所の滞在は約 2 週間）。必要に応じて民間の運営するシェルターへ繋ぐ場合もある。

2002 年施行の DV 防止法により、全都道府県において配偶者暴力相談センターの配置も進んだ。ここでは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を行っている。なお、配偶者暴力相談支援センターが行う業務のうち、一時保護については、上記の婦人相談所が自ら行うか、「婦人相談所」から一定の基準を満たす者、すなわち民間団体に委託し行っている。

また、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（ワンストップセンター）も各都道府県に最低 1 つずつ配置されている。ワンストップセンターとは、性犯罪・性暴力被害者に、被害直後からの総合的な支援、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連の支援、法的支援等を可能な限り一か所で提供し、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るとともに、警察への届出の促進・被害の潜在化防止を目的としている。その経営形態はさまざまであり、病院拠点型、相談センター拠点型、連携型等がある。病院拠点型では、病院内に相談センターが設置されており、拠点病院が求められる産婦人科医療の全てを 1 か所で提供することができる。相談型ワンストップセンターは病院から近い場所に相談センターを設置しており、連携病院が必要な産婦人科医療のすべてを 1 か所で提供できるようにしている。そして、連携型は必要な産婦人科医療機能が複数の協力病院に分散しており、複数の協力病院が連携して、総体として必要な産婦人科医療を提供できるようになっている<sup>305</sup>。

#### 4.5. 民間団体の支援状況

民間団体による GBV 課題に対処する取り組みは、「被害者保護」「被害者自立支援」「被害防止」「加害者更生」の 4 領域に分けることができる。

##### 4.5.1. 被害者保護

各都道府県・政令指定都市が把握している民間シェルターを運営している団体数は、全国で 124（令和 2 年 11 月 1 日現在）である。民間シェルターは被害者の安全の確保のため、所在地が非公開になっている。被害者が安心できるシェルターの提供の他、行政サービスをうけるために行政機関へ赴く際の同行支援などを行っている。民間団体の提供しているシェルター施設は、子どもやペットとの入居や携帯電話の持ち込みが可能など、入居者のニーズに柔軟に対応している。施設によって制約はさまざまであるが、昨今では被害者中心アプローチ<sup>306</sup>に基づき、被害者に二次被害を与えないよう、被害者の希望に合わせて保護を行っている施設もある。上述のように行政機関が、民間団体に一時保護所の運営委託をする場合もある。

行政機関の一時保護所では、約 2 週間と滞在に期限が設けられているため、被害者は一時保護所を退去後、心身を回復させ、自立と社会復帰を果たすまで生活することができるステップハウ

<sup>305</sup> 内閣府男女共同参画局 (n.d.). 内閣府資料 <https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/boryoku/siryo/pdf/bo100-4.pdf>

<sup>306</sup> 被害者中心アプローチとは被害者のニーズを一番に考慮し、どんな時も被害者を中心に据えた対応を行うこと。

スと呼ばれる中・長期滞在型のシェルターに入居することがある<sup>307</sup>。施設によって滞在期間は異なるが、長期の入居も可能である<sup>308</sup>。民間団体によって運営されているものが多いが、行政機関より委託を受け運営している団体もある。ステップハウスでは、安心して生活できる環境を整えるため、衣食住を提供している。ここでは、相談や支援を受けることに慣れていない女性が、ステップハウスに滞在し、他の居住者とのコミュニケーションを行うことで、自分らしさを取り戻すことができる。さらに、さまざまな煩雑な行政の手続きや、離婚へのプロセスを進めることもでき、行政機関窓口や司法機関への同行支援を受けることも可能である。

#### 4.5.2. 被害者自立支援

被害者保護と並行して被害者自立支援を行っている民間団体も多く存在する。これらの団体では、ステップハウス入居期間中のサバイバーに対して社会復帰のためのさまざまな支援を提供している。サバイバーの回復のレベルによって、一人暮らしに向けたアパート探しや、行政機関のハローワークへの同行支援や職探し、職務訓練の提供、外国人被害者に対しては日本語の習得を目指した学習の機会を提供している団体もある。

被害にあった女性が暴力を見抜く力をつけて回復し、自分らしい生き方ができるようエンパワーするための心理プログラムや、被害者の子どもに対する支援を行っている団体もあり、母子ともに回復を図るプログラムも提供されている。

#### 4.5.3. 暴力防止

暴力被害の防止においては、一人ひとりが暴力の被害者にも加害者にもならないために、若年層の GBV に対する意識や知識の向上に向けた取り組みが行われている。具体的には、なぜ DV が起こるのか、ジェンダー・バイアスとは何かなどを学び、何が暴力なのかを若いうちに認知する。民間団体や公的機関により、デート DV 講座が各地域で実施され、全国的に DV 防止にむけての取り組みが広がっている。企業に対するセクシャル・ハラスメント防止のための講座なども開かれている。

#### 4.5.4. 加害者更生

近年被害者支援の一環として、加害者更生教育の重要性が認識され始めてきている。被害者の保護や自立に向けた支援を行ったとしても、加害者の更生がされなければ被害が繰り返し起こる可能性がある。加害者更生事業は、暴力とは何か、人権とは何かについての加害者の理解の向上を目指すとともに、刷り込まれたジェンダー規範や、相手を尊重することの大切さなどを認識させ、その行動を変容させることを目的とする。

国内において、加害者更生プログラムを実施する民間団体が少しずつ増えているものの、その数は上記の被害者保護や自立支援に比べてはるかに少ない。2020 年の内閣府男女共同参画局の

---

<sup>307</sup> DV 防止ながさき (2019). DV 被害を受けた女性や子供たちに必要な支援 -ステップハウスの運営や自立支援事業にかかわって- <https://www.gender.go.jp/kaigi/kento/shelter/siryu/pdf/2-2.pdf>

<sup>308</sup> NPO 法人女性ネット Saya-Saya (2019). 民間シェルター/ステップハウスの課題と提案  
NPO 法人女性ネット Saya-Saya の活動から <https://www.gender.go.jp/kaigi/kento/shelter/siryu/pdf/2-4.pdf>

「配偶者暴力に係る加害者プログラムに関する調査研究事業」では、「加害者更生プログラムを被害者支援の一環として推進するためには、国による一定の実施基準をガイドラインとして策定することが必要である<sup>309</sup>」と述べている。

#### 4.5.5. 支援者養成プログラムの資格化に向けた取り組み

GBV の被害者支援においては、専門的知識と経験の蓄積が不可欠であるが、支援に携わる相談員やコーディネーターの養成は民間団体等に委ねられているのが現状である。多様化・複雑化する GBV 課題に対応できる専門性と資質を有した相談員やコーディネーターの養成に向けて、現在、団体の枠を超えた GBV 専門支援員養成プログラムの実施が進められている。

## 5. 日本の地方自治体や民間団体の取組事例

本章では、日本国内におけるいくつかの団体・機関による取り組みを紹介する。

### 5.1. 女性ネット Saya-Saya

名称	NPO 法人女性ネット Saya-Saya
団体の種類	民間
設立年	2002 年
活動内容	被害者保護・自立支援

#### 事業目的・内容

女性ネット Saya-Saya は 2002 年に設立された GBV 被害者支援を行う民間団体である。暴力・差別のない社会、「女性が安心して暮らせる、子どもにも男性にも生きやすい社会」を構築するためさまざまな支援を行っている。地域の中で暴力被害女性たちと子どもを支援することが、暴力と差別のない「女性と男性・人と自然」が共生する社会につながると考え、支援のネットワークを広げていくことに貢献している。

Saya-Saya は特に DV 被害者支援に力を入れており、家族や対人関係による悩み相談を始めとし、DV 被害者保護、被害者の自立支援、被害にあった母親と子どものための支援プログラム、DV 被害支援者養成講座などを、幅広く実施している。被害者保護の段階では、被害者が安心できるシェルターを提供している。行政機関のシェルターでは、母親と子どもが一緒に入居できない場合や、子どもの年齢に制限がかかる場合があるが、Saya-Saya の提供するシェルターでは子どもやペットも一緒に入居することが可能である。保護される人々の背景は、父親や義父からの暴力、配偶者からの DV、性暴力被害などさまざまである。公的なシェルターとは異なり、携帯電話の使用や外出に制限はなく、被害者には自分で買い物や行動をする権利があるということを体感しながら、日常生活を取り戻してもらえよう、シェルターサービスを提供している。

<sup>309</sup> 内閣府男女共同参画局 (2021). 令和 2 年度「配偶者暴力に係る加害者プログラム等に関する調査研究」報告書  
[https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/chousa/pdf/haigusha/01.pdf](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/pdf/haigusha/01.pdf)

Saya-Saya では、「燦 (SUN)」と呼ばれる DV 被害者女性の自立支援プログラムも実施している。このプログラムは DV 等の暴力被害にあった女性たちが、生きる力を身につけ、自分を確立しそれぞれの道を歩んでもらうことを目的とするものであり、4 段階で構成されている。まず、自分に何が起こったのかを理解してもらうため、暴力のメカニズムや子どもへの影響等を学び、自分が回復プロセスの中でどの段階にいるのかを知ってもらうとともに、必要な情報を提供しつつ安全・安心な生活環境を作っていく。次に、心身を癒すステップ 2 に進む。ここでは、カウンセリングの他に、トラウマの癒しに向け、気功（呼吸と気の働きで身体と心を整える）や、シャントンの練習、ダンスセラピー、アートセラピー等も取り入れられている。こうした活動を通じ、女性の心と身体の回復を目指している。次にステップ 3 では、就労練習や対人関係の取り方を学ぶなどし、自分にできることを模索していく。ここでは、対人関係に慣れながら、自分の気持ちを大切にコミュニケーションなども学ぶ。自尊感情を高めることも本ステップの取り組みでは目的とされている。ステップ 4 では、実際にパート労働に就労したり、パート労働の人は正規就労を目指す等、社会参加を少しずつ開始する。社会参加の最中に、フラッシュバックが起きた際は再度ステップ 2 に戻り、心身を癒しながら、自分のペースに合わせて社会復帰を目指す。

Saya-Saya では被害に遭った母親と子どもへ同時並行で行う心理教育プログラム、「びーらぶ」も実施している。本プログラムでは、母親と子どもが、「自分自身が大切な人であること」、「暴力を振るわれる必要はないこと」に気づき、「本来の自分の力やすばらしさ」を取り戻していくこと、「自分自身の感情」を取り戻し、健康な心と身体を育み、対等なコミュニケーションスキルを学び、暴力を選択しない方法を身につけてもらうことを目指している。これには、将来、暴力の加害者・被害者・傍観者を作り出さないという意図もある。本プログラムの対象となる子どもは小学生のみであるが、Saya-Saya では引き続き思春期の子どもを対象にしたプログラムも実施している。Saya-Saya のプログラムを受けた子どもたちの中には、成長して被害者の支援をする側に回る人もおり、世代を超えた支援の輪が築かれている。

## 5.2. 江戸川区児童相談所 はあとポート

名称	江戸川区児童相談所 はあとポート
団体の種類	行政
設立年	2020 年
活動内容	児童相談・保護

### 事業目的・内容

江戸川区児童相談所「はあとポート」は、18 歳未満の子どもに関する相談窓口である。同相談所では児童への虐待通告を多く扱っている。その中で、面前 DV（夫婦間の暴力を子どもが目撃すること）の通報も少なくない。通報が入った際は、行政機関の義務として、同相談所の職員が家庭や学校に訪問して、48 時間以内に安全を確認する。同相談所では、民間団体と連携しながら DV 被害を受けた母親と子どもへの支援を並行して行っている。具体的には、「DV 相談支援員」として、5.1 に記載した民間団体「Saya-Saya」から、児童福祉、児童心理、配偶者間暴力

等に関する専門知識や支援経験を有する職員が派遣されて勤務している。DV 相談支援員は、面前 DV 事案対処の際、児童福祉士とともに DV 被害を受けている母親と子どもに面談を行う。この際、母親に対し、DV 被害からの救済や、加害者から離れ人生の再起に向けた適切な助言を行っている。また、同相談所では、警察や病院との連携体制も構築している。

さらに、同相談所は Saya-Saya と協働で「びーらぶ」プログラムも実施している。同プログラムは DV や虐待を再発させないため、子どもの傷つきを保護者の人に理解してもらう、併せて母親が子どもを守れるような力を持つ必要があることから、Saya-Saya によって立ち上げられた。その後、江戸川区児童相談所において取り入れられた。

同相談所では、子どもの人権を第一に考えた一時保護所も併設している。同保護所では、集団生活を強制せず、個浴、個室を用意し、個人のスペースを尊重している。併せて、子ども一人一人の意見を大切にするために、子ども会議を定期的実施し、子どもからの要望を受け付けている。また、外部のアドボケート団体が毎週土曜日に子どもたちと触れ合いながら意見を聞く機会を作り、今後の子どもたちの処遇等に活かしている。

同施設では子どもたちが毎日の生活で安心・心の安らぎを感じられるよう、ぬくもりのある木製の家具を使用するなど、環境づくりに努めている。また、通常、児童養護施設ではプラスチック製の食器類を使うことが多いが、同施設ではあえて陶器を使用している。これは、自宅で生活していれば陶器の茶碗等を使うことが多いため、このような「家庭」らしい環境を少しでも子どもに体感してもらうことが、子どもの養育と心身の健康に繋がるという考え方からである。また、同施設では、プライバシーを尊重した生活環境を整備する一方で、同施設における共同生活を通し、他人と触れ合い協力し合いながら一緒に「共存」する力を体得するため、お米も米櫃に入れて皆で取り分ける、麦茶も大瓶に入れて皆で分けるなどの工夫を取り入れている。

### 5.3. パープルネットさいたま

名称	特定非営利活動法人パープルネットさいたま
団体の種類	民間
設立年	2017年
活動内容	自立支援

#### 事業目的・内容

埼玉県は、上述 Saya-Saya の開発した「びーらぶ」プログラムを実施するため、同プログラムのインストラクターを養成した。現在はパープルネットさいたまが、ネットワーク任意団体として、暴力被害を受けたことで心に傷を負った女性とその子どもたちに対し支援を実施している。目の前で DV を見聞きした子ども（「面前 DV」を受けた子ども）や暴力のある家庭で育った子どもは精神的に不安定になる可能性も高く、それが原因でいじめの被害者になるケースもある。そして、子どものことで心配を抱える母親は、更に精神的に不安定となる、といった悪循環を生み出す。パープルネットさいたまでは、「びーらぶ」プログラムを通じ、このような母親や子どもの心のケアや自立支援を行っている。

同団体では、埼玉県内で行われる行政機関の DV 担当課が集まる地域会議（西部・北部・南部・東部）に参加し、「びーらぶ」プログラムの意義や重要性についての説明を行っている。行政機関の担当部署に、プログラムに対する理解を深めてもらい、各地域で活用してもらうことを目指している。さらに、DV 被害者支援者養成や「びーらぶ」インストラクター養成講座も実施しており、支援者の育成にも力を入れている。

#### 5.4. 久留米男女共同参画センター

名称	久留米市 男女平等推進センター
団体の種類	行政
設立年	2001 年
活動内容	被害者保護・自立支援

##### 事業目的・内容

福岡県久留米市の久留米男女平等推進センターでは DV や性暴力被害などの暴力被害者への支援を行っている。

同センターでは、「ワンストップ共通シート」と「DV 対策マニュアル」を導入し、被害者中心アプローチに基づく被害者保護を行っている。「ワンストップ共通シート」には、シート 1 頁に被害者の氏名、生年月日、加害者、家族構成など必要な情報のみを記入し、それ以外の不必要な情報は記入しなくてよい。通常、DV 被害者は、行政機関を訪問し、一時保護支援の依頼、引っ越しの手続き、福祉支援の依頼、子どもの転校の手続き等、あらゆる煩雑な手続きを行わなくてはならない。そして、都度、当該部署で自らの置かれている状況や DV 被害について質問され、口頭や書面で説明しなくてはならない。これは、被害者の心理状態にさらに負荷をかけることであり、二次被害を起こすことに繋がりがかねない。ワンストップ共通シートは、久留米市のいかなる行政窓口においても利用可能で、被害者は本シートを提示するだけで、必要な支援を迅速に受けることができる。

「DV 対策マニュアル」は、同センターの異なる課の職員らがワーキンググループを作り 1 年かけて協働して作成したものであり、長年運用されている。同マニュアルは、同センターの職員全員が、DV 被害者に適切な支援を提供できるよう開発されたものである。同マニュアルにより、窓口の担当者の対応の質の向上と均一化が可能となった。同センターでは、多様性を認識したきめの細かい支援に向けた取り組みの一環として、同様に、外国人・障がい者に特化した対応マニュアルも開発し、利用者に寄り添ったサービスの提供に努めている。

同センターは民間団体と連携して、さまざまな GBV の相談や、問題解決に向けた助言や情報提供を行う相談室も併設している。年間約 4,000 件の相談を受けているが、半分以上が DV 関連の相談である。同相談室では、必要に応じて、病院・警察・弁護士・民間団体等と連携し、これらの機関への被害者に対する同行支援も提供している。

また、同センターは、久留米市の民間団体が運営している被害者の社会復帰と自立支援を目的としたリサイクルショップ「ぷちとまと」の販売場所をセンター内に提供する等、その運営に協力している。同ショップの店員には、DV 被害のサバイバーが勤務している。本ショップの店員として、同僚との作業や顧客対応を通じて少しずつ他人と触れ合うことに慣れることから始めるため、本ショップは「社会との繋がりを回復する場」としても機能している。同民間団体は、他にもサバイバーの社会復帰を目的としたスキル研修の機会を提供している。パソコンを貸し出し、基本的なパソコン操作スキルの習得や、ハローワークの職業検定、PC 検定、簿記検定の学習も可能であり、これらを通じて雇用機会へと繋げている。

## 5.5. 久留米警察署

名称	福岡県警察 久留米警察署
団体の種類	行政
設立年	—
活動内容	被害者保護・加害者処罰

### 事業目的・内容

福岡県久留米警察署では、①組織的対処（事案を認知した際に組織として対処する）、②被害者の安全確保、③加害者対策、を三本柱にし、被害者支援を強化している。久留米警察署の DV 取り扱い件数は、例年約 150 件程度である。精神的 DV、金銭的 DV、性的 DV など形態はさまざまだが、警察では主に身体的暴力、暴行罪や、傷害を伴う身体、生命に対する危険があるものを取り扱っており、緊急介入の際、被害者の安全確保を第一使命としている。

久留米警察署は、他の行政機関へのパイプ役も担っている。被害者の生活再建につなげるには、被害者を加害者から離別させることが必要であり、警察からの情報提供が重要である。被害者の安全確保・加害者からの物理的離別には、警察官による加害者の現行犯逮捕措置が有効だと認識されている。金銭的な問題、子どもの問題、学校の問題、住居の問題などですぐに離別を決意できないケースには、警察から行政へ繋ぎ、生活再建を保障した上で加害者からの離別をはかるケースもある。また、危険度の高い案件については、シェルターなどへの避難措置も検討される。

被害に遭った女性の多くは、被害直後、精神的に不安定な場合が多い。そのため、警察の説得に応じたり、離別などを決意することは困難である。この場合、警察と民間団体で連携を取り、被害者の心に寄り沿った心のケアから入り、信頼関係を築いた上で、行政支援へ繋げている。

被害者の保護にあたり、警察官自身がその事案の危険度を正確に把握し、被害者に必要で適切な支援をしっかりと検討することも重要である。的確に加害者措置、避難措置、安全対策措置を講じること、総合的な被害者の保護対策管理が必要となる。DV 事案は 8 割程度を夜間に受理するが、どの時間に担当する警察官でも適切に対処できる必要がある。そのために久留米警察署内では、DV 事案に関する教養資料が作られており、久留米署の全警察官が標準的な方法で DV 事

案に対応出来るよう訓練を受けている。政治課、地域課、生活安全課、それぞれの部門が連携して対処にあたるため、署員の意識を高め、意思統一をはかることを目的とした研修も行われている。また、多様な受理状況に対応出来るように、特に若手警察官に対してロールプレイング形式の想定訓練を実施している。被害者の安全確保、加害者への的確な対処が出来るよう、継続した訓練を実施している。

加害者対策としては、被害者と離別したのちに、配偶者やパートナーが非常に強い執着心を持ってストーカー化することも考えられることから、医療機関との連携も強化している。ストーカー事案になった場合、精神保健福祉士によるカウンセリングを実施し、病院に連携する等、ストーカー被害が悪化しないような対策を講じている。

2021年、久留米警察署は、DV被害者の支援土壌の整備を目的とした、久留米市との連携協定を策定した。この協定の目的は、久留米市と久留米市警察が連携強化することにより、DV被害者への支援体制を充実し、久留米市において安全に安心して暮らすための地域づくりに寄与することである。協定を形骸化させず、久留米市におけるDV被害者の支援土壌をさらに整備するため、久留米市および警察署の双方に運営事務局を設置される。警察が認知するような危険度の高いDV事案に関して、警察と民間の密な連携があったとしても、金銭的問題や、ハード面を支える行政の協力無くしては被害者の生活再建は達成することは出来ず、行政の重要性がうかがえる。今後、警察、民間、行政の三者による連携をさらに強化し、被害者、一人でも再被害に遭わないように支援土壌を整備していくとしている。

## 5.6. 女のスペース・おん

名称	NPO 法人 女のスペース・おん
団体の種類	民間
設立年	1993年
活動内容	被害者相談・保護・自立支援

### 事業目的・内容

女のスペース・おんは、女性による女性のための人権ネットワーク事務所として札幌で1993年に設立された。2001年からは「特定非営利活動法人女のスペース・おん」として活動している。本団体の目的は、「女性が抱えるあらゆる問題の解決を目指し、社会の全領域における女性の完全参加と真の平等を獲得することにより、差別と偏見及び暴力のない世界の実現に寄与すること」である。主な活動内容は、女性からのGBV被害の相談受付、シェルターの提供、自立支援、国や自治体への政策提言等である。同団体は札幌市配属者暴力相談センターより委託をうけて、相談受付も行っている。

DV等相談には、同団体が独自に受けているものと、札幌市配偶者暴力相談センターを通じて受けている者がある。例年の相談件数は、前者が2,000～3,000件ほどで、後者が1,000～2,000件程である。毎年多くの新規相談ケースを受け付けているが、個々のケースの支援期間はまちま



ちであり、数年に渡るものも多いことから、現在取り扱っている件数の総数は数万件にも上る。

同団体では、2020年より「若い人のためのDV・性暴力SNS相談Hokkaido」を開始した。この事業は、家族やパートナー或いはオンラインで知り合った人から虐待や暴力などを受けている少女や若い女性の救済のために、気軽にSNSで相談が受けられる機会を作るために始められた。2021年の段階では相談件数は多くはないが、SNS相談を受けた女性がシェルターを利用するに至ったケースもある。また、同団体はDV以外のGBV被害女性の緊急一時保護も行っている。この中には18歳未満の少女の保護や、産婦人科から連絡を受け、望まない出産をした女性の支援等も含まれる。

また、自立支援を目的とし、カウンセリング、服薬の管理、精神面の支援の他、自活力をつけるための支援も提供している。例えば、自分で買い物をして料理をするといった日常的な活動、パート等の雇用に向けた面接の練習、ハローワークでの求職活動、さらにはホテルのルームサービス業務の練習など、段階的に個人のニーズにあった支援を受けることが出来る。外国籍女性には、日本での生活や自立に欠かせない日本語の読み書きの習得のための支援も実施している。

さらに、同団体は、札幌市内で若い女性、DV被害者、性暴力被害者などの支援をしている団体複数で作られるネットワークCloudyを通じてさらに多くの女性を対象とした支援を提供している。例えば、生理用品等の生活物資配布を行うことで、来訪した女性との交流の機会を作り、同団体の他のサービスを知ってもらったり、生活に関する相談を直接受けたりしている。

## 5.7. ゆいネット北海道

名称	特定非営利活動法人 ゆいネット北海道
団体の種類	民間
設立年	2012年
活動内容	被害者相談・健康支援

### 事業目的・内容

ゆいネット北海道は、性暴力被害者支援活動、子どもへの支援、未成年・女性への健康支援を主に行っている。性暴力被害者への支援としては、Sexual Assault Crisis Relief Assist Centre Hokkaido (SACRACH：さくらこ) と呼ばれる相談型ワンストップセンターを運営しており、レイプやわいせつ行為の性暴力被害に遭った女性の支援を行っている。本センターは産婦人科医、精神科医、弁護士等のさまざまな専門機関の協力のもと運営されている。同センターの相談支援業務は、北海道各地の病院とも連携しており、被害者から相談を受けた後、相談員の迅速で的確な判断のもと、提携先の病院による受診や適切な助言を受けられる体制を取っている。

性暴力被害の心身の早期回復には、医療的心理支援が重要である。ゆいネット北海道では定期的に看護師を対象とした「性暴力被害者診療支援看護職養成講座」を実施している。本講座は看護師が性暴力被害者に対する適切な対応の仕方を学ぶ講座である。被害者への二次被害を避け、

本人の意志を尊重した心身のケアに対応できる支援者を養成することを目的として実施されている。

具体的には、性暴力の原因・影響などに関する基礎知識の習得とともに、北海道の性暴力被害者支援センターである「さくらこ」が取り扱う性暴力被害支援の実績を基に、本課題の現状と医療的・法的支援の方法や、他機関との連携の方法や手順などについて学ぶ。本講習では、性被害を受けた被害者の証拠採取の演習など、知識だけではなく技術面でも学びを深める。本講座の修了者には、性暴力被害者証拠採取看護職（Sexual Assault Nurse Evidence Taker : SANET）の資格が授与される。これにより、本来は婦人科医師のみが行うことが可能である性暴力被害者の証拠採取を「小児科医・内科医・医師指導の下に実施できる看護職」が行うことができる。

### 5.8. Aware（アウェア）

名称	Aware（アウェア）
団体の種類	民間
設立年	2002年
活動内容	DV 予防・被害者支援・加害者更生

#### 事業目的・内容

アウェアは、2002年より性差別とDVのない社会を目指して活動している市民活動団体である。アウェアの活動はデートDV講座、被害者支援、加害者更生と3つの柱を軸にしている。暴力の被害者・加害者を生み出さないために、暴力の原因である社会におけるジェンダー不平等やジェンダーに基づく固定概念について教育することが大切であるとし、近年、ジェンダー平等について学ぶプログラムも開始した。

アウェアは、日本における加害者更生事業の先駆的な団体である。同団体の提供する加害者更生プログラムは、妻や恋人に対する暴力行為をやめたいと、「更生」を望む男性のためのプログラムであるが、本プログラムはあくまで被害者支援の一環として行われている。なぜならDVの根本的な原因を作っている加害者の更生なくしては、被害者の救済は不可能或いは困難だからである。

本プログラムは、加害者に対する治療やカウンセリングではなく、暴力行為から生じる他者への影響や自らの行為に対する責任を「Aware（認識）」すること目的とし、数名の参加者と共に学ぶグループ教育プログラムとして実施されている。毎週2時間、全52回のセッションから構成される同プログラムでは、加害男性である参加者たちが、互いの体験・感情・思考などを共有し合う。さらに、暴力とは何かを考えさせつつ、社会によって刷り込まれた「男らしさ」、「女らしさ」の概念や、自らの暴力的・支配的な態度に気づかせるための活動が行われる。最終的には、プログラムを通し、ジェンダー・バイアスや自身に都合の良い固定概念がDVに繋がっていることに気づき、相手を平等な人権を有する人として尊重すること、そして暴力的な思考や行動を改めることが期待される。

本プログラム開始以来 2019 年 6 月までに、800 人近い男性が面談に訪れたが、このうち実際に研修に参加したのは約 3 分の 1 である。同団体の経験をもとにしたデータによると、加害者が「更生」されるまで平均で最低 3 年は必要であり、8 年通っている参加者もいるという。

同団体は、DV 被害者の女性、自分が DV 加害者ではないかと悩んでいる女性、夫や交際相手が加害者更生プログラムに参加している人や、DV を受けているが離婚・別居は決断できない人たちを対象としたグループ参加型のプログラムも実施している。同プログラムでは、被害者女性たちが DV を含む GBV の実態やそれらを生み出す背景や要因を認識し、自分の人生を取り戻す力をつけることを趣旨としており、「力と支配」「精神的暴力・感情的暴力」や、「ポジティブなセルフトーク」「感情の種類・DV 行動のタイプやケース」といったのテーマが取り扱われている。参加者らがグループでこれらのテーマについて議論することや、同じ悩みを抱える人の体験談を聞いたり自らの意見を共有したりすることを促すことで、「Aware (気づき)」を得ることを目的としている。

また、同団体は、東京都をはじめ関東地域の学校等において、デート DV 防止プログラムの講師を派遣している。そして、防止教育ができる人材育成のために、デート DV 防止プログラム・ファシリテーターの養成講座を定期的実施している。

#### 5.9. ながさき DV 加害者更生プログラム研究会

名称	ながさき DV 加害者更生プログラム研究会
団体の種類	民間
設立年	2015 年
活動内容	加害者更生

#### 事業目的・内容

ながさき DV 加害者更生プログラム研究会は 2017 年より長崎県で活動する市民活動団体である。臨床心理士や福祉関係者らによって構成される。活動目的は、DV の加害者の男性を対象に、DV・暴力からの更生を支援し、すべての女性・子どもが安心・安全に暮らせる社会を作ることである。

同団体の更生プログラムは、特定非営利活動法人 Respectful Relationship Program (RRP) 研究会<sup>310</sup>の「DV 教育プログラム-男性編-」をモデルとして活用しており、認知行動療法などを取り入れた心理教育の手法に基づいて実施されている。全 18 回にわたり、「尊重しあえるコミュニケーションとは」、「家庭の中の暴力」、「感情と気分」等のテーマについてグループセッションが行われる。同プログラムでは、ファシリテーター 2 名、書記 1 名により実施され、1 回のセッ

<sup>310</sup> RRP の名前の由来は、カナダ ブリティッシュ・コロンビア州におけるプログラムの名称である Respectful Relationship Program (尊重しあえる関係のためのプログラム) に由来している。日本の RRP 研究会では、被害者支援の一環として、加害者についての調査研究・更生教育を実施している。

ションは2時間である。長崎県内だけでなく、県外からも参加者がいる。

本講座の参加者には40-50歳代の相談者が多く訪れ、「妻から逃げられた」という理由で参加する人が多い。加害者が振るった暴力の形態には、「殴る・蹴る、態度・言語・恫喝、経済的暴力、心理的暴力」も含まれる。参加者には、幼少期に親から暴力を受けているケースも見られる。

同研究会は、加害男性からの電話やメールの相談にも対応しているほか、プログラムのファシリテーターを育成するための研修も実施している。DV加害者の男性が「暴力を使わずに関係を作るために必要な知識や情報について、周知・啓発を目的とした講演会・研修会の企画」も行っている。例えば、カナダで加害者対策に取り組んできた講師を招聘したり、大学等で加害者プログラムに関するシンポジウムを開催し周知を図っている。また、長崎市男女共同参画推進センター主催のイベント「アマランスフェスタ」にて一般向けのプログラム体験講座を行っている。

主に加害者更生を目的とした活動を実施しているが、DV被害を受けている子どもや女性に対する支援も行っており、DV被害者支援を専門に行うNPO法人DV防止ながさきと連携して活動している。

#### 5.10. 札幌法務局人権擁護部

名称	札幌法務局人権擁護部
団体の種類	行政
設立年	—
活動内容	人権相談・デートDV講座・啓発活動

#### 事業目的・内容

北海道札幌法務局人権擁護部では、主に地元の高中生・大学生を対象にデートDV講座を実施している。出前講座は人権擁護部内の札幌人権擁護委員協議会が行っている。講座では、デートDVの原因やサイクル、影響についての理解を深める。互いの人権を尊重することの大切さに気付き、交際相手との間でDVの被害者・加害者にならないため、自分や相手の気持ちを考え、対等な関係を築くことの重要性を学ぶことを目的としている。北海道内には、約700名の人権擁護委員がおり、中立・公正な立場で法務局と連携しながら、デートDVや啓発活動など人権を守るさまざまな活動を実施している。

札幌法務局は女性の人権ホットラインを構えており、配偶者やパートナーからの暴力や職場等におけるセクシャル・ハラスメント、ストーカー行為といったさまざまな人権問題についての相談を受け付けている。このホットラインを利用すると、電話で最寄りの法務局・地方法務局に繋がりが、女性の人権問題に詳しい法務局職員又は人権擁護委員が相談に対応する。

#### 5.11. ちゃぶ台返し女子アクション！

名称	一般社団法人 ちゃぶ台返し女子アクション!
団体の種類	民間
設立年	2015年
活動内容	啓発活動

#### 事業目的・内容

ちゃぶ台返し女子アクションは、2015年に設立され、2017年より一般社団法人として活動するボランティア団体である。日本におけるジェンダー問題解決に向けて行動している若年層が少ない現状に問題意識を抱き、「おかしいこと」について発言する場所を作ることを目的として設立された。日本で暮らす女性の「声の出しにくさ」に焦点をあて、その違和感について他の女性と共有、個人の問題ではなく社会の問題であることを認識する機会を設けることを目的とした「ちゃぶ台返しイベント」を開催している。

こうした活動の中で、性暴力が大きな問題であることが明らかになり、2016年からは、刑法性犯罪の改正に向けた取り組みを始めた。また、市民が主体となり、社会における人々の行動変容を促す活動を行うことを目標とし、対話やワークショップを通して「互いを大切にし、大切にされるコミュニティ」の構築を図っている。具体的には、社会変容促進ための活動、政策提言を行っている。

例えば、当団体は「性交同意」に関するワークショップを大学で義務化するための取り組みを実施し、ワークショップの内容をハンドブック化して大学で配布し、キャンパス内での周知に努めている。また、署名やアンケートなどを通して数千単位の学生の意見を可視化し、教職員の協力のもと、ある大学の3つの学部において、新入生向けに「性交同意」について考えさせるためのワークショップの実施を義務化させることに成功した。一部のサークルや部活活動においても、性暴力対策を義務化させる等、日本国内の大学における活動を展開している。

#### 5.12. 性暴力救援センター・大阪 SACHICO

名称	性暴力救援センター・大阪 SACHICO
団体の種類	民間
設立年	2009年
活動内容	相談受付・被害者保護・ワンストップセンター（産婦人科的救急医療と継続医療）

#### 事業目的・内容

特定非営利活動法人性暴力救援センター・大阪 SACHICO は、大阪府松原市を拠点として2009年より活動している。SACHICOは「Sexual Assault Crisis Healing Intervention Center Osaka」の略語で、日本で最初に設立された病院拠点型の性暴力被害者のためのワンストップセンターである。性暴力の被害者が最も必要とするのは、寄り添う人、心のサポートと医療支援であり、次いで法的支援であるとの信念から、被害直後から一か所で総合的な支援を受けられる

体制を目指している。

具体的には、産婦人科・精神科医師による診察、カウンセリング、弁護士相談、警察への通報、児童相談所への通告など、同センターと連携する機関からの支援を受けられるようになっている。「同意のない、対等でない、強要された性的行為はすべて性暴力である」と定義し、下記の1-4の被害に対して被害直後からの総合的・包括的支援（医療支援、法的支援、相談支援等）を行っている。

1. （他人からの）レイプ・強制わいせつなどの性暴力
2. （家人からの）子どもへの性虐待
3. （親密な関係の相手からの）DVとしての性暴力
4. （性非行とされている子どもたちに対する）性的搾取の性暴力

#### 5.13. 千葉性暴力被害支援センターちさと

名称	千葉性暴力被害支援センターちさと
団体の種類	民間
設立年	2016年
活動内容	被害者保護・ワンストップセンター

#### 事業目的・内容

千葉性暴力被害支援センターちさと“Chiba Support Center for Sexual Assault : Chissat”は、2014年に活動を開始し、2016年より特定非営利活動法人として活動している。ちさとは、被害者の心身の回復に向けた支援を行うとともに、性犯罪被害の予防や女性・子どもに対する暴力の撤廃を目指すことを目的として設立された。性暴力・性犯罪の被害女性のための病院拠点型支援センターとして、国立病院機構千葉医療センター内で性暴力・性犯罪の被害女性のための「病院型ワンストップ支援センター」として活動しており、あらゆる性暴力被害の相談を受け付けている。ここでは、性暴力の二次被害を防ぎ、被害者の精神的負担が軽減されるよう、医療、警察、弁護士、カウンセリングなどを一つの窓口から受けることができるシステムを構築している。弁護士相談については、一回目は無料で行っており、必要であればその後のサポートも実施している。

ちさとは、千葉県警察・千葉犯罪被害者支援センター（千葉 CVS）と協力関係にある他、千葉県犯罪被害者支援センター、千葉県弁護士会やその他外部の病院などとも連携して活動している。千葉市等の児童相談所から引き継ぐケースが多くあり、地域の包括支援センターや児童家庭課からのケースもある。

ちさの活動は、病院を拠点に実施しているため、ここでは被害者に対する緊急対応も行っている。24時間体制で、産婦人科医療の提供、暴力による傷の手当、性感染症の検査、証拠採取、緊急避妊ピルの処方等の支援を行っている。支援に際しては、まずは被害者を受け入れ、心身の

安全を保障する。その後、医療支援チームによって、(1) インテーク面接（初回面接）、(2) 支援員と医師の情報提供、(3) 被害当事者への診察前説明、(4) 診察・検査、(内診、証拠採取、採血他) (5) 治療・処方が行われる。警察官同行でない場合は、被害者に警察通報の意思をたずね、同意の上で通報・同席を手伝う。その後、被害者が来所した際には、検査結果を伝え、今後の支援について説明を行う。支援に際しては、来訪から帰宅まで、被害者が孤独に陥らないよう同行サポートを行っている。

同センターでは、被害者への心理的サポートや、必要に応じて医療、警察、弁護士相談などに繋げる専門スキルをもつ支援員の育成講座も実施している。性虐待の被害が疑われる子どもに対する面接の仕方、接し方に関する研修や、性的暴力トラウマからの回復について、性暴力に対する法的措置に関しての講座などが行われている。

司法支援においては、弁護士相談への同席、裁判への付添・同行・傍聴、警察・検察への同行を中心に支援を行っている。インテーク面接（初回面接）・医療支援を数回に渡って行った後、当事者/家族・関係者を分けてそれぞれの面談を行う。その後、当事者/家族・関係者への継続面談や電話相談（心理教育）を行い、医療支援・情報提供・司法支援を行う。さらに、グリーフワーク（苦しみからの回復作業）や予防教育を行い、サポートを継続する。当事者/家族・関係者への継続面談・電話相談を行った後は、カウンセリングや精神科に同行する。また、社会資源につなぐための関係機関との打ち合わせを行い、当事者/家族・関係者との「のりしろ」支援を行っている。

基本的に1件につき、6回の相談・支援を行う。医療支援のみでも問題なければ4回、必要であれば、心理的サポート等を継続して支援し、2～3か月に1度フォローアップを行うこともある。

#### 5.14. 一般社団法人 Spring

名称	一般社団法人 Spring
団体の種類	民間
設立年	2017年
活動内容	アドボカシー活動

##### 事業目的・内容

2017年に設立された一般社団法人 Spring は、性被害の実態に即した刑法性犯罪の改正を目指して、アドボカシー活動を行っている。活動の目標は、(1) 性被害を受けた人が、被害者と認められる、(2) 性被害を受けた人、周囲の人が適切な支援を受けられる、(3) 性暴力の真実を伝え、共に生きられる社会をつくることである。

刑法性犯罪規定見直しを促進する活動を主に行っている。具体的な目標は、不同意性交等罪創設、公訴時効の撤廃、性交同意年齢を16歳未満に引き上げる、地位関係性を利用した性犯罪の撲滅である。性暴力の実態に即した刑法性犯罪の改正を実現するために、性被害当事者の声を政策決定の場に届ける「ロビーイング活動」を行っている。活動の対象は、国会・地方議会議員、

官僚、関係省庁職員、その他、法案決定に関わる役職の人々全てである。

同団体は、外部研究者と協力し性被害の実態を把握し、社会に伝えるため、また性犯罪に関する刑事法検討会の議論に実態を共有するために性被害の実態調査を実施した。本調査は、Spring のメーリングリストおよびソーシャルネットワークや Spring ウェブサイトにて公開して回答を募った。また、性被害を受けた被害者は年齢性別を問わず、回答は GBV 被害経験ごとであったため、1 人が複数回答をすることが可能であった。合計、5,899 件の回答があった。回答者のうち、経験した性暴力被害が有罪となったのは 1 件のみだった。さらに同実態調査結果で注目すべきは、性暴力被害に対する社会的なスティグマ（性暴力神話）が蔓延していることなどから、被害を受けてもすぐに事案を通報するケースは稀であり、自身で抱え込んで相談できない期間が非常に長いということである。長年、心身傷ついた状態のまま苦悩した後、通報や相談できる心理状態になるまで平均で 7 年ほどかかっていることが本調査で明らかになった（挿入を伴う被害、身体に触れられた、性器・胸等を見せられた場合）<sup>311</sup>。しかし、性犯罪は、強制性交等罪は 10 年、強制わいせつ罪は 7 年<sup>312</sup>で公訴時効となってしまう。時効が性犯罪の公訴や検挙の壁になっていることが明らかであり、公訴撤廃の重要性がさらに浮き彫りになった。このような調査結果や研究結果をもとに当事者の体験と、実態の理解を深め、ロビーイング活動に活用している。

#### 5.15. フラワーデモ

名称	フラワーデモ
団体の種類	民間
設立年	2019 年
活動内容	アドボカシー活動

##### 事業目的・内容

フラワーデモは、花を身につけて性暴力と不当判決に抗議する社会運動である。フラワーデモの活動目的の一つは、性暴力刑法改正である。日本の性犯罪刑法について、低すぎる性交同意年齢（13 歳）、公訴時効の短さ（強制性交等罪 10 年、強制わいせつ罪 7 年）、暴力脅迫要件などの課題について訴え、被害者中心主義の立場に立った刑法改正を求める活動を行っている。

フラワーデモは、2019 年 3 月に相次いだ性犯罪事件の無罪判決をきっかけに 2019 年 4 月から始まった。2019 年 3 月 12 日福岡地裁久留米支部では、男性が「女性の合意があったと勘違いしていた」、2019 年 3 月 19 日静岡地裁浜松支部では、「男性が気付くほどには激しく抵抗しなかった」、2019 年 3 月 26 日名古屋地裁岡崎支部では、被害者が「逆らうことができた」、そして 2019 年 3 月 29 日静岡地裁では、被害者の「証言は信用できない」ことからいずれも無罪判決となっていた。

<sup>311</sup> 一般社団法人 Spring (2020). 性被害の実態調査アンケート 結果報告書① ～量的分析結果～, [http://spring-voice.org/news/200809survey\\_report/](http://spring-voice.org/news/200809survey_report/)

<sup>312</sup> 一般社団法人 Spring (2019). 見直そう！刑法性犯罪～被害者当事者の視点から～, <https://www.moj.go.jp/content/001316277.pdf>



フラワーデモは、東京、大阪から始まり、2020年4月時点で全国すべての都道府県に広がっている。フラワーデモは特定の団体や政党ではなく個人としての主催や参加を原則としている。毎月11日、各都道府県でフラワーデモが行われる際に、現地参加し自分の経験や意見を発信する人々も多くいる。新型コロナウイルスの関係で近年ではサイレントデモといわれる、バナーやプラカードを掲げ、花を持ち無言（サイレント）で行うデモも実施された。

## Annex インタビュー調査先

(敬称略・順不同)

民間団体		
団体名	氏名	役職
女性ネット Saya-Saya	松本和子	代表理事
パープルネットさいたま	遠藤珠美	代表理事
北海道 女のスペースおん	近藤恵子	代表理事
ゆいネット北海道	須田布美子	理事長
Aware (アウェア)	山口のり子	代表
ながさき DV 加害者更生プログラム研究会	宮本鷹明・佐藤紀代子・ 中田慶子	共同代表
ちゃぶ台返し女子アクション!	大澤祥子	共同発起人
性暴力救援センター・大阪 SACHICO	加藤治子	代表/阪南中央病院・産婦人科医
千葉性暴力被害者支援センター ちさと	大川玲子・佐藤浩子	理事長・支援コーディネーター
一般社団法人 Spring	宇都木啓子	幹事
フラワーデモ	田嶋みづき	フラワーデモ群馬代表

政府関係機関		
団体名	氏名	役職
江戸川区児童相談所	上坂かおり	援助課 課長
江戸川区児童相談所	直井裕子	援助課 課務担当係 係長
福岡県久留米警察署	兼延将勝	生活安全課 防犯係 係長
久留米市男女平等推進センター	石本宗子	元相談コーディネーター
札幌法務局人権擁護部	佐藤友美	第一課企画係 係長
内閣府男女共同参画局	難波 康修	暴力対策課 課長

国際機関		
Care International (パレスチナ)	Hiba Tibi	Regional Economic Empowerment Hub Manager
UNHCR (インドネシア)	Janis Ridsdel	Regional Protection Officer
UN Women Regional Office for Asia and the Pacific (タイ)	Valentina Volpe	EVAW Regional Programme Specialist
UN Women (インド)	Anju Pandey	Programme Officer
International Rescue Committee (タンザニア)	Rocky Kabeya	Women's Protection and Empowerment Technical Adviser